

一般財産税の分類 然れども實際に於ては殊に米國に於ける最も發達せる地方に於て既に示めせるが如く動産は非常なる脱税を免かれざるものなり。其の結果一般財産税は不動産、或る種の動産、及び徳義心ある各種動産の所有者に對する租税たるに至るものなり。何人が此の租税を支拂ふやを決せんが爲めには吾人は更に一步を進めて、土地、建物、或る種の動産、及び或る種の動産所有者に對する租税に關して研究せざるべからず。

土地所有者の支拂ふ地租 不動産税は更に地租及び建物税に細分せらるべし何となれば此等の二税は同一率を以て、且つ一個の租税として賦課せらるゝと雖も、其の經濟的結果は全く異なるを以てなり。土地に歸すべき部分の租税は其の自ら土地を占有せると之を他人に貸付けたるに拘らず土地の所有者によりて支拂はるゝものなり。其の然からざるべからざる所以を了解せんが爲めには、地代及び土地の價格が如何にして決定せらるゝやを回想するの必要あり(第十四章參照)。米國に於ける土地の供給は概言すれば自然の狀況に依りて決定せらるゝものにして各種の等級に區分せらるゝ而して其等の土地の各部分は其の等級の土地に對する需要と、斯る土地及び其の他の土地にして、若し經濟上望まじき場合に於ては同一の經濟的用途に充つる事を得べき

土地の供給に依りて決定せらるゝ所の地代を收さむる事を得るなり。一度土地の所有者と土地の使用者との間に於ける競争と契約とによりて地代が決定せられんか、其の地代は或る原因が斯る土地に對する需要或は供給の何れかを變化せしめたる場合に於てのみ變化するに過ぎず。加之土地の價格は此の地代を時の利率を以て資本に換算したるものなり。土地の所有者は土地に對する租税を、地代又は賣價に比例して其の土地の借主又は使用者に轉嫁すべき手段なきなり、何となれば借地人又は土地の使用者は既に其の土地に對する充分なる經濟的地代を支拂ひつゝありと推定すべきものなるを以てなり。若し多額を支拂ふべきを要求せられんか其の人又は同一程度土地を使用せる團體中の何人か、其の代用として稍々劣等なる土地を使用するに至るべし。更に其の土地の使用者が地租の一部を負担すべきを要求せられんか彼れは更に劣等なる土地に引移るならん。斯くの如く地租を轉嫁せんとする企ては、土地に對する需要の増加無き限り——而して租税の賦課に依りて其の増加を生ずる事なし——既に充分なる地代を支拂ひつゝある借地人の移轉によりて反對せらるべし。此の抵抗は倍々繼續して遂には或るものは租税の實施せらるゝ範圍より全く退却するに至り其の結果從來使用せられたる土地も全く借地人無きに至る事あらん。土地の

所有者が以前の借地人を歸らしめ或は新借地人を引付くるの唯一手段は以前の地代を以て土地を貸す事、即ち地租を他人に轉嫁せんとする企てを放棄するにあり。

此の事實を蔽ふ情況 此の結果は屢々其の課税せられし社會が發達し且つ土地に對する需要が増加するが爲めに地代が騰貴しつゝあるの事實に依りて蔽はれたり。若し地租が少額なる時は、地代の騰貴は——之れ如何なる場合に於ても生すべきものなり——地主の爲めに地租を填補し且つ地主に對して地租を借地人に轉嫁せしめたりとの感覺を與ふべし。然れども彼等が實際に於て爲せる所は、地租の賦課せられざる場合に於ては其の收入に歸したるべき土地の收入の増加せる事を忘却して自ら租税を支拂ひつゝあるなり。故に吾人の達せる結論は、地租は土地の所有者に依りて支拂はれざるべからず、何となれば地租は土地の需要を増加せず、又た其の供給を増さいるを以てなり、而して借地人をして一般に高き地代を支拂ふを餘儀なくせしむるものは需要の増加或は供給の減少より外無きを以てなり。

第二百七十四節 地租の資本換算 地租は他の特徴を有せり。土地の價格は其の地代を時の利率に依て資本に換算したるものなるを以て、年々徵集せらるべき地租の賦課は其税額を利率に依て資本に換算したるに等しき額丈け土地の價格を減するもの

なり。概言すれば土地は一種の放資にして、且つ其の報酬をして時の利率に依りて指しせらるべき他の放資よりして獲得せらるべきと同一ならしむべき價格を有すべきものなりと豫期せらる。若し政府が年々徵集すべき租税を賦課して土地の所有者より其の收入の一部を奪はんか之れ其れに相當せる丈け放資としての土地の價格を減するものなり。一種の放資として土地の現在價格は、其の總收入より租税を差引き之れを時の市場利率を以て資本に換算したるものなり。

實例 數字的例證は之れを更に明瞭ならしむるの助けを爲さん。假りに或る土地が年額六千弗の總地代を生じ、政府は之れに年々一千弗を徵集すべき租税を賦課し、且つ市場利率は五歩なりと想像せよ。此等の條件の下に於ては放資の目的に對する土地の價格は十萬弗なるべし、即ち此の金額を市場利率を以て放資せば該土地の純収入たる五千弗を得るならん。若し租税を其の土地の價格に對する比例を採らんか、其の割合は一パーセント(即ち一步)なるべし。今政府が地租を増加して土地の所有者より千二百弗を徵集し且つ市場利率は従前通り五歩なりと想像せよ。此の新條件に於ては土地の純収入は僅かに四千八百弗なるべく且つ其價格は九萬六千弗ならん。其の税率は一パーセント四分の一(百分の一・二五)即ち一步二厘五毛なり。一パーセントの

四分の一の税率増加は租税によりて徴收せらるゝ額(即ち二百弗)丈け土地所有者の年收額を減ずるのみならず、更に之れよりも甚しきは該増税は四千弗丈け其の財産価格を減ずる事なり。彼れは其の土地を所有する限り租税を支拂はざるべからざるのみならず、其の土地を賣却する場合に於ては其の價格の減額に從はざるべからず、之れ彼れをして永久に租税を負擔せしむるものなり。之れに反して土地の購買者が其の土地に就きて年々租税を負擔せざるべからざる事を充分に承知して買入るゝ時は租税の存在せるが爲めに所得減少の負擔を蒙むらざるべし。何となれば租税の存在せるが爲めに彼れは其の土地を九萬六千弗即ち市場利率を以て放資せられんか年々之れより四千八百弗の收入を生すべき金額を購ふものなり。若し地租が以前の税率なりしならんには彼れは其の土地に對して十萬弗を支拂ふべかりしなり。若し全然租税無かりしならんには、其の收入は全地代即ち六千弗なるべきを以て、土地の價格は十二萬弗なりしならん。即ち新地税は土地の所有者に對する負擔にして、實に彼れが土地の所有者たる間に留まらず、土地の販賣に依て租税を免かれんとする場合に於ても其の負擔を受くるものなり。即ち之れ其の財産の放資價格に對する強制的減殺なり。

第二百七十五節 古るき地租は負擔なきに至る 此等の特徴を承知して、租税は納税

方に比例すべきものなりとの原則の見地よりして吾人は地租に關して如何なる評論を爲すべきや。第一に吾人の到達すべき結論は如何なる租税も古るき地租程に反對を蒙むらざるもの非らざるべき事なり。斯る租税の支拂金は土地より生せし地代より引き出ださるゝものなり。地租が實施せられて以來多くの年月を経過し、而して土地は租税によりて生せし新價格に依て少なくとも一回其の所有主を變更したる時は其後の土地所有者に對して何等の負擔を課せざるなり。政府の必要の爲めに徵集せらるゝ地代の一部は土地の所有者が支配せんと豫期せざりし部分なり。之れを差引きたる殘餘は他の方面に放資して得る所と同額の報酬を與ふるものにして土地の所有者は此の組織を以て充分に満足せるものなり。不動産所有者が何等の不平を訴ふる事無くして其の租税を支拂ふは之れ等の理由に依るものなり。賦税の基礎を動かさずして——其の税率を引上ぐるより彼等を驚かしむるもの無く、且つ如何なる政策も他の納税者に對して斯る不公平を生ずるもの無かるべし、蓋し之れ隨意に放資の目的物たる土地の價格を増加するものなればなり。

新地税は財産の沒收を意味せるもの也 新地租又は高價なる地税は甚だしく事情を異にするものなり。若し人口が増加し且つ地代が騰貴せんか、土地の所有者に對し

て過大なる負擔を感せしむる事無くして地租を漸次に引上ぐる事を得べし。斯る事情の下に於ては租税の増加額は政府に對して單に地代の増加よりして獲得せらるべきものにして土地所有者の放資に對する報酬は全然擾亂せられざるなり。若し地代の増加が土地の所有者が其の土地購買價格に於て豫期せらるゝ所なく而して彼れが何等關せず又は寄與せざる一般的變化に従ひたるものならんには、其の租税の増徴は全く公平なるものなりと思惟せらるべし。然れども税率の増加を地代の騰貴に確實に一致せしむる事は極めて精巧なるを要する事項なり。地租が引上げられたる場合に於て最も生じ易き事柄は、其の從來地主の得たる所得を割き且つ其の土地の價格を減ずるの原因たるに至るべき事なり。斯る政策は明かに他の種類の財産所有者に比して土地の所有者を差別するものなり。地租が他の租税と組合はせられ而して土地の所有者が特別の租税によりて獨り負擔に任ずるが如き事無き政策を採るに非ずんば、之れ租税は納税力に比例すべきものなりとの原則を破るものなり。

第二百七十六節 家屋税は居住者に依りて支拂はる 家屋に對する課税の結果は地租と全く趣を異にせり、之れ畢竟建築物の供給は時日の進むに従ひ租税を免かるゝの目的を以て、之れに對する放資家の支配する所となるを以てなり。不動産税が始めて

賦課せられたる時は家屋所有者は土地の所有者の爲すが如く其の割合を負擔するものなり。之れが爲めに建物に對する需要を増加せず、又た直接其の供給を減ずることなし。然れども土地と異なり建築物は減耗破損し、火災に罹り或は其の他の理由に依りて使用に適せざるに至るべし。進歩的社會に於ては舊家屋に代るべき家屋の必要に、人口の増加に應ずべき新家屋に對する需要の加はるものなり。若し家屋の所有者が放資の目的として所有する場合に於ても、自ら家屋税を支拂はざるべからざる場合に於ては新家屋の建築は、之れが供給の減少と之れに對する絶えざる需要或は需要の増加が全く租税を覆ふに足る丈けに家賃を騰貴せしむるに至るまでは利益に非らざるべし。此の狀況の生じたる後に於てのみ家屋の建築は再び有利なるに至るべし。之れ租税が家屋の所有者より之れが居住者に對して轉嫁せられたるを以てなり。即ち家屋に賦課せらるべき不動産税の一部は、家賃が騰貴して其の所有者をして全税額を辨償する事を得るに至るまで家屋の建築を妨ぐるの傾向を有するものなり。斯る租税は、社會が充分に之れに調和せらるゝや否や、其の所有者によりてよりも寧ろ居住者又は借家人によつて支拂はるゝものなり。斯くの如く不動産税中の此の部分が公平の原則を満足せしむるものなりやの問題は、家屋の一種又は個人に占むる所の實

業に従事せる場所が政府を維持せんが爲めに貢納すべき納税力に對する公平なる索引なるや否やの問題に歸着したり。概言すれば此の基礎を採用する時は同一の方法によりて不均衡なる重き負擔を貧民階級に賦課するものなり、然れども其の程度は消費者の負擔に歸すべき他の租税程に甚だしからざるものなり。

第二百七十七節 抵當に對する課税は借主に依りて支拂はる 建築物に對する租税と結果に於て同一なるは脱税する事能はざる特殊の動産税にして例へば或る州に於ける抵當税の如し。最初に於ては斯る租税は他の無税の放資に比較して抵當に對する放資を不利益ならしむるものなり。従つて抵當に對する利子が租税の全額丈に騰貴して且つ其の負擔が借主に轉嫁せられたる時に於てのみ其の均衡を保つ事を得るなり。負債の程度に比例せる借主に對する租税は、負擔力に平均すべしとの原則に何等の關係を有するものに非ざる事を立證せんが爲めに多くの議論を費やすの必要なるべし。

更に之れよりも明白なるは一般動産税の他の部分、即ち其の友人又は近隣の人々が容易に脱税すべき幾多の利便を有せるに拘らず、嚴格に法律に服せる高潔なる不動産所有者に對する租税に對し不公正なる事實なりとす。此の租税は公平及び道理に合

致するを要すべき總べての原則に反するものにして、此の租税も亦た其の一部たる總べての一般財産税を有力なる論争の題目たらしむるものなり。

動産に對する部分的租税は不公正也 此に一般財産税に關する吾人の結論を要約せん。即ち土地に賦課せる財産税の一部は、其の租税が久しく實施せられたる場合に於ては、地代より支拂はるゝものにして實際上現在の土地所有者に對して何等の負擔無きものなり。之れに反して地租が初めて賦課せられたる場合に於ては、其の新税が漸騰せる地代と正確に一致するに非らずんば土地の所有者に對して特殊の負擔を爲さしむるものにして、之れと同時に同額の負擔を他の人々に對して課する場合に於てのみ公平を期する事を得るなり。財産税中建築物又は其の他の特殊の放資物に對して賦課する部分は、他の放資物が脱税を爲し得るの時に於て、之れが所有者又は貸主と區別せられたる其の借り主又は居住者の負擔に歸するものなり。最後に財産税中正直を罰する部分は、雨と異なりて一樣に降らず、正直なるものに負擔せしめて不正者を免かれしむるものなり。

第二百七十八節 會社税 州政府歳入の第二の重要資源たる會社税には種々の種類あり。吾人は之れを會社組織又は免許税、特許税、資本株式税及び社債税、總收入税、純收

入税及び特殊特許税等に區別する事を得べし。

會社組織税 インコーポレーションタックス 會社組織税即ち免許權は會社組織の特權に對して支拂ふ租税なり。多くの州に於ては之れ單に手数料に過ぎずと雖も、少數の州例へばニュー・ジャージーの如く其の會社税は他の諸州に於ける會社の組織者を引付けんが爲めに設けたるが如き州に於ては之れ極めて重要な歳入の資源たり。此の租税は之れを支拂ふ所の會社に依りて負擔せらるゝものにして一般に公平にして道理に協なへるものとして歡迎せらる。

特許税 フランチャイズタックス 特許税は既に成立せる會社の營業權に對する租税なり。會社組織税と異なる所は一は單に會社の存在に對する租税なるに對し特許税は業務を營む行爲に對して支拂ふものなり。特許税を賦課せんが爲めには其の價値に關して或る標準を定むるの必要あり、故に此の租税は次に記載せんとする更に特殊の會社に對する課税方法中に混入せらるゝものなり。特許税に關する法律觀念は米國に於て頗る重要なものなり、何となれば法廷は特許税に於ては、單に財産税又は所得税の賦課方法として當抵承認すべからざる諸種の課税方法を維持したるを以てなり。

資本株式税 一般財産税を以てしては株式及び債券に對して其の所有者に賦課す

る事不可能なるの事實は會社事業の最も發達せる諸州に於て、同一の目的を達せんが爲めに他の手段を採用するに至たり。其の最も普通に採用せらるゝ計畫は、有價證券の所有者に對する租税を免じて會社其の者に對して課税するにあり。此の方向に於ける第一階段は通常資本株式税なり。之れ州政府の賦税局によりて決定せられたる會社資本の實際價格に對する租税にして、通常其の内より地方的に租税を賦課せられたる不動産に對する免除を爲し、且つ或る場合に於ては社債又は其の他の負債に對しても免税を爲すものなり、斯る場合に於ては通常全く全租税の賦課を免ぬかるゝものなり。其の最も發達し且つ最も擁護し得べきものは、市場に於て販賣せらるゝ相場によりて決定せられたる資本株及び社債に對する課税なりとす。會社の株式及び社債は實業社會の見地よりする時は、事業會社として相當の價値を代表するものにして従つて資産が納税力の標準なりと認めらるゝ以上は、株式會社が政府に對して貢獻すべき能力を計量すべき最も公平なる基礎を爲すものなり。此の點に關しては裁判所の決定に幾多の矛盾撞著あり。裁判官は往々負債なる文字が個人の負債と同一文辭なるに誤まられて、恰かも個人の財産價格を決定するに其の資産より負債を差引するを適當となすが如く會社の價格を定むるに當りても其の株式の價格より負債として

指示せられたる社債を差引くべきものなりとの意見を支持せり。然れども會社の社債所有者は實際に於て其の會社の一部を所有せるものなり。事實上に於て社債は會社の全財産を代表し、株式は單に表面價格を有するに過ぎざる事鮮かならず。從て株式の利益は社債所有者の要求が満足せられたる殘餘の利益に過ぎざる事あり。即ち會社の租税負擔力の正確なる標準は株式より社債を差引たるものに非ずして株式に社債を加へたるものなり。

此の租税の利便 資本株及び會社の社債に對する租税は個人の手の中にある一般の動産に對する租税を免除するは勿論なり一般財産税の最も明白なる弊害の一を矯正する上に有力なる効果あるものなり。斯る租税が若しも總べての會社に對して適用せられんか、放資家を會社組織に引付くる事を減じて、往々財産税の遁脱の比較的容易なる組合又は個人企業を擇むに至らしむる事疑なし。然れども之れ斯る租税の利便に比すれば極めて聊細の事に過ぎず。該租税は會社組織の特權に依りて利益を受くべき總べての人々に對して一様に負擔を爲さしむるものにして、且つ其の負擔の餘りに輕ろきに過ぐるの特權を妨ぐものなり。該租税は州政府の國庫に對して多額の歳入を生じ且つ之れよりも劣等なる租税に代はるを得せしむるものなり。最後に此

の租税は自然的に發達したる一般的財産税より離れて、容易に且つ公平に賦課せられ且つ徵集せらるべき特權税に依るべき方針に進むものなり。

第二百七十九節 總收入税 總收入税は一種の會社税にして、會社組織は租税に對する公平なる負擔を避くるものなりとの感情に基きて設けられたるものなり。總收入税は米國の諸州に於て保險會社、運送會社、鐵道會社及び市街鐵道會社等に適用せられたり。此の租税が是認せらるゝ重なる理由は、其の賦課及び徵收の比較的容易にして且つ之れに依て多額の歳入を生ずるを得べき事なり。租税の負擔を分つに當りて公平を期すべきものなりとの見地より論ずる時は此等の租税を是認する事難からざるべし。租税を負擔すべき能力の標準は總收入に非ずして純收入なり。前記諸會社中に於て一會社は總收入の十分の九を運轉費に使用し、他の會社は僅かに四分の三を使用するに過ぎざる事あらん。其の差引總額は此等二個の場合に於て租税の負擔力を示めすべきものにして總收入は之を示めさるるなり。然れども此の反對は保險業の如く總收入と純收入との關係が殆んど一定不變なる事業に適用せられたる場合に於ては何等の力無きものなり。此の種の事業に限定し且つ一定の標準的時期に於て確定したる總收入と純收入との關係によりて定められたる割合を以て賦課せられんか

其の租税行政上の利便なる點に於て恐らく其の存在を是認せらるゝに至たらん。
第二百八十節 純收入税 總收入税を採用する理由は第二の會社税即ち純收入税の歴史を研究する事に依りて明瞭となるに至たらん。此の租税は又た諸州に於て保險會社及び輸送會社に對して應用せられたり。此れ種々の形を以て表はるゝものにして往々全純收入に對して適用せられ、時としては一定率以上に配當として分配せられたる部分に對してのみ適用せらるゝ事あり。純收入即ち會社の所得に對して賦課する租税は一見會社をして其の負擔力に比例して政府に對して貢納せしむべき理想的方法なりと思惟せらるべし。放資家に對して利子及び配當を支拂ふは純收入より爲すものにして、租税負擔力を計量するも亦た此の純收入に依るものなり。其の困難は實際上に於て、租税制度其の者に有力なる誘惑ある場合に於て會社が其の眞の純收入を隱蔽するを妨ぐる事の不可能なるにあり。會社は年々其の實際上に於て新放資を代表せる擴張及び改良費を支出し、市場の状況よりも高き報給其の他の支拂を爲し或は故意に其の税官吏に對する報告を偽る等の方法に依りて斯る隱蔽を爲すことを得べし。州際鐵道及び二、三の諸州に於ける公共事業會社を除きては其の計算法に對して更に嚴重なる監督法を採用せらるゝに非ずんば、純收入税は表面甚だ公平なるが如

きも實際に於ては極めて不満足なる歳入の資源たり。之れ明かに納税力を量るの方法及として資本株及び社債の總額標準に比して劣るものなり。

第二百八十一節 特別特許税 特別特許税は街道又は其の他の公有財産の使用に關連して特殊の權利を享受する會社に對して賦課する租税なり。之れ紐育州に於て發達したるが如く不動産に對する特殊の特許に關する租税にして一般財産税の一部分即ち特殊の部分たり。此の租税の歴史は頗る興味あるものなり。公共事業會社と稱せられたる諸會社即ち瓦斯、電燈、市街鐵道、電話會社及び此等と類似の會社の如く成功を爲したるもの無きは人の知る所なり。舊法の下に於ては此等の會社は個人と同様に一般財産税、即ち其の不動産及び有體動産に對して課税せられたり。然れども此等の諸會社に對して著るしく價格の増加したる特殊の權利を以て有體動産なりとの理由の下に課税せんと企てられたる場合に於て裁判所は此を以て租税の目的たる動産に非すと主張したり。此の難關に際し、千八百九十九年紐育州立法部は所謂フォード特權税法を制定し此の種の特殊の特權を以て不動産なりと規定し且つ州稅務局をして不動産として之れに課税せしむべきを命じたり。其の後久しきに亘たれる法律的爭議の後該立法は紐育州の法廷に於て維持せられたるのみならず米國最高法院に於

ても是認せられたり。此等特殊の権利が其の他の資産と共に益々價格を増すに従ひ之れに對する課税の適法なる事が一般に認めらるゝに至りたるを以て紐育州の計畫は他の諸州の習ふ所となるは疑ひなかるべし。之れ此の種の租税の結果に關する問題を以て地方問題以上の意義を有せしむる所以なり。

其の地租に類似せる點 地租と同じく特殊の且つ獨有の特權の價格に對する租税は其の特權の所有者に依りて支拂はれざるべからず。之れに對する租税の賦課は其の社會に對する勤勞に就て何等の變化を來たす事無く、又た其の勤勞に對して受くる所の價格に於ても何等の變化を來たさず、従つて其の租税は轉嫁する事能はざるべし。加之、地租と同様に特權税は時の市場利率を以て資本に換算せられ且つ之れを其の放資としての特權の價格より控除せらるゝものなり。即ち特殊の特權に對し初めて他の財産に對して賦課せる割合を以て課税するより生ずる負擔の全部は、該租税の實施せられたる當時に於て、此等特殊の權利に關係せる會社に放資せるものゝ負ふべき所となるものなり。斯る會社の株式の價格が新狀況に適合したる後に於ては、租税を全く免除するが如き價格を以て新所有者に轉々賣買せらるゝものなるが故に、斯る新所有者に對しては全く租税の負擔を感せしめざるなり。即ち吾人は此處に租税が其の

實施後久しきに亘るに従ひて實際上に於て全く負擔無きに至るべき他の實例を得たり。

紐育以外の州に於ても、若し法廷に於て認めらるゝか或は特權税を明確に且つ特別に此等特殊の特權を有するものに賦課すべきを規定せられたる場合に於ては、財産税として此の租税を賦課する事を得べし。然れども如何に此種の租税を指定するも此れに對して土地に對する租税と同一の理論を適用する事を得べし。即ち特權税は其の初めて賦課せられたる場合に於て資本に換算せられ且つ特權の所有者に對して重大なる負擔を課するものなり。時日の進むに従ひ且つ新所有者が特權を有するに至れば該租税は放資者に對しては全く負擔なきに至るものなり。

第二百八十二節 酒類販賣免許税 免許税は酒類販賣の管理に關する努力と相關連して米國に於て最高の發達を爲せり。此の租税は其の初め酒類の販賣に従事すべき權利に對して少額の課税を爲す事より始まり、漸次發達して今日に於ては大都市に於て實施せらるゝ高き免許税制度となり、一酒店パブを營む權利に對して又はサルーンサロオン以外の酒類販賣に關する業務を營むものに對しても年額千弗又はそれ以上の課税を爲すに至れり。此の高價なる免許税制度の結果に對して充分なる攻究を爲すべき餘裕な

しと雖も、其の利便なる點に就て二、三の説述を爲さんと欲す。免許税は其の賦課簡單にして容易に徴收せらるゝを以て、大なる歳入の資源たるを得たり。該税は酒類販賣業を集中して經營者を少數にし、従つて其の監督を容易にし且つ有効ならしむ。此の集中よりして生ずる經濟は頗る偉大にして之れが爲めに一面に於ては甚だしく免許を得たる者の利益を減ずるか、或は他面に於て免許制度の下に於て販賣せる貨物の價格を著るしく増加するものなりと疑はるゝが如し。小賣業は其の酒類なるか、或は藥品、牛乳、米、雜貨、食料など、或は製造品たるかを問はず無秩序なる競争に委する結果は甚だしき浪費にして不經濟なるものなり。貨物並に販賣所の無用なる重複及び何人にも商店を營む事を得べしとの感情よりして生ずる小資本及び無經驗なる人々の無定見なる開業及び少數有爲の人々のみが商店の經營をして價はしむるに過ぎざるの結果より生ずる損失並に分配機關の高價なる重複等——總べて此等の小賣業に關する諸點は産業の競争組織に反對すべき議論を供給するものなり。高價なる免許制度は本來此の目的を以て計畫せられたるものに非らずと雖も、無秩序なる競争に代ふるに秩序ある競争を以てするものなり。政府が免許税より得る所の歳入の過半は、此の制度の下に於けるが如き適當なる競争を管理すべき制度無くば、無用なる競争に

よりて浪費せらるべき富の一部なりとの主張は眞理なりと思惟せらる。殘餘の部分の歸着は國産税又は關稅の歸着と同一なり。酒類販賣免許税の場合に於ては其の一部は免許權の所有者に依りて負荷せられ、且つ他の一部は一般消費社會に依りて、其の同一分量及び同一質の酒類に對して支拂ふことを要する價格よりも少しく高價なる價格の支拂ひによりて負擔せらるゝものなり。

第二百九十三節 相續税 相續税は永く歐洲諸國に於て然りしが如く米國に於ける極めて普通の歳入の財源たるに至たれり。何人が此の租税を負擔するものなりやの問題は其の轉嫁の見込無きを以て容易に且つ確實に答ふる事を得べし。相續税は相續すべき財産を減ずるものなり、従つて其の負擔は相續者に歸するものなり。然れども其の支拂は、非常の多額なるに非ずんば負擔なりと思惟せられざらん。財産を相續するものは通常他人の要求に對抗して政府の保護を必要とするものなり。相續人の思想は自然其の受領すべき相續財産の分配によりて定まるものなり、而して若しも相續税が全然確定せる制度なる時は、彼等は其の殘餘の幾何たるを問はず之れを獲得するに就き要せし政府の役目に對して賠償するを公平なる方法なりと認むるの傾きあり。故に相續税は極めて良好なる租税として格段の性質を有するものなり。即ち相

續税は容易に且つ公平に賦課せられ且つ徴集せらるゝものなり。相續税は轉嫁する事能はず、従つて實業關係に干渉するの傾向を有せず。相續税は其の支拂はるゝ所の相續財産の所有者に對して負擔を爲さしめず、復た其の負擔の苦痛を感せしめざるものなり。相續税の設置に關連して生ずる重なる困難は如何なる割合を以て之れを賦課すべきやを決するの一事にあり。此の點に關しては次章に於て説明せるが如く各國の實際上に於て行ふ所に著るしき相違あり。

第二十七章 米國の租稅制度

第二百八十四節 租稅制度の實際觀 前章に於て述べたる各種の租稅の富の分配上に及ぼす影響を論じ且つ米國に於ける租稅制度の改正案を提議するに先達ち、現に施行せられつゝある重要な租稅の實際的現象を極めて簡單に評論するは必要なる事ならん。

米國の關稅制度 米國の關稅制度は既に或る程度まで論述したり(第二十二章)。現行の關稅制度に於ては租稅なる機關は財政上の目的よりも寧ろ産業的目的を以て企てられたる機關なりと爲すを以て其の性質を適當に表はすものなりと云ふ事を得ん。歳入の見地よりして論ずる時は之れ頗る議論ある所なり、何となれば其の納稅者に對して課する所の負擔は、政府に對して與ふる所の收入と全く比例せざるものなるを以てなり。此の事實より生ずる結果、即ち勿論深く謀つて企てられたる所たる、關稅の重なる結果は、消費者をして課稅されたる外國の貨物を買はしめずして、關稅の存在せるが爲めに價格の引上げられたる内國品を購求せしむるにあり。之れ決して關稅に對する徹底的議論に非らざるは言を俟たずと雖も、之れ關稅に關する議論を以て單に租

税計畫なりとする主張を全然無價值ならしむるものなり。

關稅と國內稅との比較 歳入の見地より論ずる時は、海關稅は千九百十一年に設けられたる會社所得稅及び千九百十三年に設置せられし個人所得稅よりも以前に於ては、國內收入稅よりも較々多額の收入を有したり。即ち千九百二年より千九百十一年に至る十年間に於て、海關稅は平均年額二億九千二百九十萬弗を得たるに對して國內稅は二億五千九百九十萬弗を得たり。個人所得稅の加はり、且つ千九百十三年のアンダーウッド條例による輸入稅率の引下げは、全然此の關係を變化せしめたり。千九百十五年に於ては米國政府は海關稅によりて僅かに二億九百七十八萬六千六百七十二弗を收さめ、而して國內收入稅に於ては四億一千五百六十六萬九千六百四十六弗即ち殆んど倍額の收入を得たり。此の多額に對して會社所得稅及び個人所得稅は八千二千萬千七百五十九弗を支拂ひ、且つ兩者各々同額を負擔したり。千九百十六年に於ける所得稅率の倍加は、所得稅をして聯邦政府の歳入中最も重要なる一財源たらしむるに至たらん。

第二百八十五節 現行の國內收入稅制度 米國に於ける國內收入稅は戰爭に依りて必要を生ぜし非常の際に於ける財政手段の最も有益なる一果實たり。其の歳入を得

るの機關として立證したる効果と經濟とは米國に於ける租稅制度に對して永久的位置を確立したるものにして、且つ之れに對して近年に於ける米西戰爭に依りて現はされたるが如き危機に際して善處すべき歳入の増加を爲すの期待を撃ぐものなり。千九百十五年七月一日現在の法律に於て國內收入稅の賦課せられたる重要貨物は、蒸溜酒精、製造煙草、釀造酒、模造牛酪、混合バター、混成チーズ、混合製粉、白燐寸及び骨牌等なり。千九百十五年に於て此等の貨物に對する課稅よりして徵收せられし總額二億九千七百萬弗の中より、右に記したる最初の三貨物よりして二億九千五百萬弗の收入を得たり。模造バターに對する租稅は同年に於て百萬弗を得たり。第二の財源は印紙稅にして二千三百萬弗を得、且つ特別稅に於て千四百萬弗を收さめたり。

酒類稅及び煙草稅收入の偉大なるは、若しも現在の保護關稅に對して歳入のみを目的とする關稅に変更すべきを決定せられたる場合に於ては、米國が海關稅より要する所の總べての歳入額を此等の貨物並に其の他の米國に於て多額を産出せざる二、三の重要貨物に對する租稅、例へば珈琲及び茶に對する租稅を以て收得するを得る事の容易なるを示めすものなり。

印紙による徵稅法 國內收入制度の成功したる一理由は租稅の徵收方法として企

圖せられたる極めて簡單なる印紙貼用法なりとす。此れ千八百六十八年七月二十日の條例を以て採用せられたるものにして、之れ收入印紙を政府より購入して之れを課税物件に貼用するものにして、其の物件の包み又は樽、罐等を開く場合に於ては收入印紙を破ぶらざるべからざるが如くに貼付せしむるものなり。此の方法により各人をして、其の注目したる貨物が法律に依りて定められたる規定を履行せるものなりや否やを知る事を得せしめ、以て徵稅官吏を有効に助くるの動きを爲さしむるものなり。

所得稅 消費貨物に對する租稅にのみ依頼せる制度に對する不平の増加は、千九百九年に於て會社の純所得に對して年額一パーセントの聯邦稅の賦課を促し、且つ合衆國憲法の改正を要せし個人所得稅法の設置は、遂に千九百十三年二月に至り其の改正に要する全州四分の三の多數を以て批准せられたり。同年に於て議會はアンダーウ

第二百八十六節 一般財產稅 既に述べたるが如く一般財產稅は重なる諸州に於ける州政府並に地方政府の重要な財源たり。然れども紐育、マサチューセツ、ペンシルベニア及びニュー、ジャージー等の諸州に於ては此等の財源を撤廢して地方自治體に譲り、州政府は其の歳入を會社稅、相續稅及び免許稅に依頼せんとする顯著なる傾向を有

せり。此の變化に對する一理由は既に述べたる所なり。會社の資産及び其の有價證券の激増せるに拘らず、之れが所有者によりて容易に脱稅せらるゝの事實は、一般の輿論をして直接會社に賦課するが如き租稅の採用を要求するに至らしめたり。其の發達するに従ひ會社稅は歳入の財源として頗る有効にして、其の結果産業の非常に發達したる諸州に於ては、從來一般財產稅より得たる收入を廢止する事を得るに至たれり。

不平等なる賦課 他の理由は一般財產稅は地方政府の財源としてよりも州政府の財源として一層不公平なる事實なりき。此の租稅の賦課に就ては地方の状態に關して細密なる知識を要するものにして、従つて地方の稅官吏に對して委託せられたり。此等の稅務官吏が地方よりして支拂はるべき州租稅の割合を決定したる時に於ては、稅務官吏は其の友人及び地方人士の納稅額を引き下げんが爲めに、其の地方の財產價格を安價に見積らんとする誘惑頗る大なりき。従つて其の財産の實際價格と賦課價格との間に大なる相違ありき。千八百九十一年及び二年に於けるペンシルベニア租稅會議に於て調査したる詳細なる報告に依れば、同州に於ける各郡の不動產課稅價格は實際に於て賣買せらるゝ市場價格の僅かに二十パーセント(ルサーン郡)より九十三

パーセント(フーサンブランド郡)の間に在りき。之れ正しく州租税の目的を以て財産に對して賦課せんが爲めに、地方の税官吏に依托するより生せる諸州に於ける實際的状況の標本たり。斯る不平等なる課税より生ずる甚だしき不公平を減せんが爲めに多くの州に於ては課税の均等を期するを以て目的とせる州平等課税局を創設したり。該局員の精勵努力に拘らず不平等なる課税は繼續したり、而して州政府の課税よりして一般財産税を撤廢するは此の弊害を矯正すべき最も簡單なる手段なるを示めせり。

州政府の財源より一般財産税の放棄 ニュー、ジャージー及びメンシルベニアに於ては州政府の財源を目的とせる不動産に對する課税を全廢したり、而してメンシルベニア州に於ては現に賦課しつゝある動産税收入の大部分を、其の之れを徵收したる郡市等に對して返還しつゝあり。紐育州に於ては其の憲法の規定により運河公債に對する減債基金に備へんが爲めに、一般財産税を州政府に於て賦課するを要せり。然れども其の税率は憲法の規定の許す範圍に於て最低度に減せられたり、従つて一般財産税は州政府に對して何等特殊の結果を生ぜざるに至れり。

第二百八十七節 一般財産税の不便 一般財産税は州政府の財源としては漸次重要な度を失ひつゝありと雖も、其の州財源の支柱たる位置及び地方自治體の之れに對す

る依頼に至りては毫も變る所無し。地方自治體特に都市に於て必要とする大なる歳入の見地よりする時は、此れ財産税に固有の不平等をして倍々顯著ならしむるものなり。各都市に於て賦課せられつゝある税率は一パーセント乃至三パーセントの間にあり。紐育市に於ては、多年二パーセント以上に昂りし税率は、特權税の採用及び不動産に對して從來僅かに其の價格の六十五パーセントに對して賦課したるを改めて其の全價格に對して課税するの組織を採用したる結果として、現今(千九百十五年)に於ては約一パーセント半まで引下げらるゝに至たり。何人も斯の如き重き負擔を納税者に課したる所得税の擁護を眞面目に考慮せざるべし、而して社會の輿論が其の負擔を免ぬかれつゝある者を激しく非難せざる所以の一理由は、其の租税が之れを支拂ふべき動産の所有者に對して非常なる不均衡なる負擔を爲さしむるものなるを以てなり。斯くして動産所有者の大多數に依りて行はれつゝある大體的脱税は斯る動産に對する課税價格を以て單に實際價格の一少部分に過ぎざるに至らしむ。而かも低價格に對する賦税は、其の必要とする歳入を得んが爲めには高率の租税を賦課するの必要を生せしむるものなり。此の税率の高きは益々其の租税支拂に關する德義心あるものに對して不公平を加ふるものにして、且つ全然脱税を爲さんとする人々を増加

するの働きを爲すものなり。之れ多くの米國の社會に於て存在せる動産税の遁脱に關する卑しむべき風潮にして、而して此の種の租税を全然放棄するの外、此の弊害より免かるるの手段無きなり。

一般財産税に依頼したる多くの州に於ては紐育に於けるが如く、概ね其の重なる部分を放擲したり。總べての財産税の代りとして抵當モルグージに對して千分の五十の登記手数料を設定したるを初めとして、州政府に於ては現に同一手数料の支拂に依て社債並に其の他の負債の登記を許るし、且つ其の債務に就きて登記されたる證據あるものに對しては其の他の租税を免除する方法を採用するに至たれり。此の方法に依りて州政府が高率なるも脱税の容易なる一般的財産税制度の下に於ける年々の徴收額よりも、此等の動産税によりて更に多額の歳入を得たる事は特筆すべき事なりとす。

第二百八十八節 紐育州の歳入財源 紐育州の現行財政制度は米國の全州に於て行はれつゝある州財政制度の好標本なり。千九百十二年九月三十日を以て終れる年度に於て紐育州の總べての財源(公債を除く)より得たる収入は五千四萬弗に達し、其の内三千百九十一萬四千弗即ち總收入の六割四分は、左記三個の財源より得たり。即ち會社税千三十四萬九千弗、相續税千二百十五萬三千弗及び酒類販賣免許税九百四十一萬

二千弗とす。

會社税 會社に對して賦課せられたる租税は通常特許税フランチャイズタックスと稱せらるゝものなりと雖も其の内容に至りては種々の形を有せり。即ち千九百十三年一月一日に於ける重なる租税左の如し。

(一)會社組織税は認可せられたる資本に對する一パーセントの二十分の一(即ち總資本の二十分の一)を賦課せり。

(二)一般會社税即ち特許税は州内に於て使用せられたる資本株に對する配當の各一パーセントの千分の二十五に相當せる課税を、資本株式各一弗に對して賦課するものなり、而して之れ其の配當額が資本株の平價の六パーセントに等しきか或は之れを超過したる場合に於て適用せらるゝものなり。若し其の配當額が六パーセントに達せざる時に於ては、其の税額は其の州内に於て使用せられたる資本株價格の各一弗に對する千分の一半を課税せらる。

(三)資本金及び銀行並びにトラスト會社の剩餘金及び貯蓄銀行の分配せざる利益金(留保分)に對する一パーセントの租税

(四)保險會社の總保險料金收入に對する一パーセントの租税

(五)州内に於て營業せる蒸汽地上鐵道、運河汽船、渡し船運輸、航海、鐵管線、積替、大荷物輸送、電信、電話、華麗車及び寢臺車等の諸會社及び其の他の輸送業務に従事せる諸會社にして次項即ち(六)に記載せられざる諸會社の全營業所得に對する千分の五十の租税

(六)蒸汽に依りて動かされざる高架鐵道及び地上鐵道會社及び水道瓦斯及び電燈電熱及び電力會社の總收入の一パーセント及び之れに、此等の諸會社に依りて發表せらるゝ所の拂込資本金に對する四パーセントを超過せる配當に對する三パーセントの課税を加へたる租税

改正の提議 以上述ぶる所の租税は總べての階級に屬せる會社事業に對して重大なる負擔を爲さしむるものなる事を知るべし。其の峻酷なる批評を受くべき重なる點は總收入を以て納税力の標準なりと認めたるに拘らず、會社の社債に對して租税を課するの施設を怠りたるの事なりとす。即ち公平なるを租税制度は既に述べたるが如く、債券及び株券の時價によりて示めされたる全會社事業に對する實業家の評價を以て、租税負擔力の標準なりと認め、且つ之れに對して均一税率を賦課するにあり。此の方法は州際商業に従事せる會社の租税に關連して、其の價格の如何なる部分が一州内に存在せるやを定むるに當りて或る正當なる方法(即ち州内に於ける比例哩數によ

る方法の採用せられたる場合に於てさへ法廷の是認する所なりき。此の計畫は單に公平なる課税方法の基礎たるのみならず、債券の所有者として會社に關係せる人々を株式の所有者と同様に課税する事を得るの効果あるものなり。紐育制度の下に於ては債券の所有者は、其の債券を以て動産税の目的に對して正當なる報告を爲すか、或は千九百十一年に於て設立せられたる千分の五十の特殊の登記税を支拂ふの外は全然總べての租税を免ぬかるゝものなり。此れ多數者が脱税しつゝあるの見地より論ずるも、亦た僅かに少數者が租税を負擔せるの見地よりするも共に不公平なる制度たるを免ぬかれざるなり。

第二百八十九節 特權税 以上述べたる會社税に加ふるに紐育に於ては前節に於て論せし不動産に關する特權に對して特殊の租税(報償税)を有せり。同州に於ける一般財産税は極めて少額なるを以て州政府歳入の財源としては重きを爲さずと雖も、同州内に於ける諸都市に對しては極めて重要な財源たるを示せり。即ち其の紐育市に於て如何に重要なやは千九百五年に於て市の街道を使用せる諸種の公共事業會社の特權に對する賦税價格は三億二百萬弗なりと決定せられたる事實に依りて知る事を得べし。若し或る種の賦税が控訴によりて減免せらるゝ事無しとせば、之れに對す

る一パーセント半の課税のみにても四百五十萬弗の收入を生ずるものなり。此等諸會社の不動産に對して支拂ふ所の租税並に普通の特許税として州政府に支拂ふ租税を加算する時は、此等の獨占的事業會社をして其の負擔せしむる納税額の割合に於て如何に偉大なる進歩を爲したるかを認むる事を得べし。

第二百九十節 米國に於ける相続税 米國の諸州に於て始めて設けられたる相続税は千八百二十六年に於てペンシルベニアの立法部を通過したる税法なりとす。これは現今相続税を財源として利用せる三十州中の十六州に於て行はれつゝあるが如く單に傍系の相続財産に對する租税に過ぎざりき。現今に於て實施せらるゝが如く相続税は頗る複雑にしてバージニア、ミズリー及びアーカンサスの三州に於て行はるゝが如く全然直系の相続人に對して課税せず、單に傍系の相続人又は血統上の他人によりて相続せらるゝ場合に於てのみ總遺産の五パーセントを徵收する簡單なる制度より、千九百三年に於てウイスマコンシン州の立法部に依りて採用せられたるが如き極めて複雑なる分類を有せる制度存在せり。之れ相続人を五種の階級に區別し且つ之れに對して累進税を賦課するものにして、直系の相続人に對しては財産の高に應じて一パーセント乃至三パーセントを賦課し、傍系又は血統上全く他人に對する場合に於ては

五パーセント乃至十五パーセントを賦課するものなり。而して最低の階級の場合に於ては百弗より寡婦の場合に於て一萬弗に至るまで各種の免税設備あり。歳入の見地より觀測するに現行(千九百十三年)の紐育州相続税は五千弗以上の財産にして、直系の相続人及び兄弟、姉妹及び養子養女等によりて相続せらるゝ財産は其の高に應じて一パーセントより四パーセントに上る税率を以て賦課せられ、其の他の相続人に對しては一千弗以上の財産に對して其の高に應じて五パーセントより八パーセントに上る所の税率を賦課するものにして頗る大なる生産力を有し、千九百十二年に於ては州政府の國庫に對して千二百萬弗以上の歳入を得せしめたり。紐育以外に相続税より多額の歳入を得たるは單にペンシルベニア及びウイスマコンシンの二州あるのみ。

歐洲諸國の狀況 右の結果を歐洲諸國に於て達せる相続税の成績に比するに、米國に於ては單に此の種の租税の可能なるを試験したるに過ぎざるのみ。英國に於ては千九百年即ち公平なる標準年度に於て、各種の相続税より約九千二百萬弗即ち英國に於ける全租税收入の約五分の一に相當せる歳入を得たり。佛國に於ては此の財源よりして年々約五千萬弗の收入、即ち政府の獨占事業以外の歳入の殆んど九分の一に相當せる收入を得たり。更に之れよりも顯著なるは各國に於ける此等の租税の一人當

りの負擔額の比較なり。ミリス教授の調査に拘る千八百九十九年より千九百一年に至る相続税収入比較表によれば英國に於ては年々此の歳入によりて一人當り約二弗の歳入を得、佛國は約一弗の歳入を得たり。之れに反して紐育州の一人當り収入額は僅々四十九仙にして、ペンシルベニアに於ては二十仙、而して相続税法を有せる他の多くの諸州に於ては十仙以下に過ぎざるなり。

累進率を是任する理由 英國及び佛國に於ける相続税収入の多額なる重なる理由は兩者共にウイコンシン州法に於けると較々同様の累進主義を採用せるが爲めなり。即ち英國に於ける大なる財産にして且つ遠き姻戚又は血統上の他人によりて相続せらるゝ最高税率は十九パーセント半にして、佛國に於ける最高率は二十パーセント半なり。此等の高き税率は左記二個の理由によりて是認せらるゝものなり。第一の主張は之れを相続人の見地より觀察する時は政府の徴集する部分を過大なりとするよりも、寧ろ其の相続すべき分として残されたる所こそ顯著なる部分にして、且つ其の遺産の多額なる時に於ては政府が其の全財産の五分の一を徴集するも毫も相続人に對して支拂に耐へざるが如き重き負擔を爲さしむるものに非ずと云ふにあり。第二に遺産を残せるものゝ見地よりする時は遠き親族又は他人に對して遺産を残すの

觀念は、彼れ自身の資産蓄積の動機に對して影響する所極めて鮮なし、従つて斯る累進率は貯蓄を妨ぐるが如き事殆んど全く之れ無しと信せらる。

第二百九十一節 相続税は相続人に對して苦痛を感ぜしむる事無し 國家と死後に残されたる資産との關係を考慮する時は、右に述べたる第一の是認理由の正當なる事疑を容れず。斯る財産は絶對的權利としては何人にも屬せざるものなり。近世の社會に於ては死後に於ける財産の處分權を認められ且つ保護せられつゝありと雖も、常に社會の一般的福祉を増進せんと企圖せられたる一定の制限を附せられつゝあり。

(註)此の權利は特に最近の事に屬せり。死後に残せる財産を當然國家或は君主に返上するの事實は法制史上の事實にして遠き昔を尋ねるの必要非らざるなり。イリイ氏著産業社會進化論、相続税に關する章を参照せよ。

妻は夫の資産、即ち其の遺言によりて與へられざる資産に對して一定の權利を有せり。又た多くの諸國に於ては子供も亦た國家に於て之れを擁護せんと認めたる所の一定の權利を賦與せられたり。法律は財産所有者に對して其の一生涯を通じて之れに依つて充分なる享樂を爲す事を得べき適當なる保護を爲すものにして、更に彼れが死する以前に於て其の資産を自己の欲する儘に家族或は友人に對して分配する事すらも毫

も法律上の制限を加へざる程に寛大なる保護を爲すものなり。然れども其の死せる場合に於て、臨終に至るまで自己の財産として自ら之れを保持せる部分の處置に就ては大なる社會的意義を有するものなり。此の場合に於ては其の所有者の死に依りて解決せられたる所に關して社會的又は法律の見地を以てする以上に何人も之れに對して要求すべき權利無きなり。然れども其の死せるは、生存せる者の利益を度外視して如何に其の遺産を處分すべきやを決定せしむる事能はざるべし。即ち殘存せる者の利益は最も重大なる事項として考慮せられざるべからざるなり。死者が遺言を爲せる場合に於ては之れによりて指定せられし相續人は其の部分を受くる事を得べく、而して法律は單に其の部分のみを相續するを認むるに過ぎず。死者若し遺言を爲さざる場合に於ては財産分配の問題は法律に依てのみ決定せらるべき事に屬せり。相続税の賦課は單に國家が法律に依りて規定せられたる條件に依りて死後に殘されたる財産に對して分配を受くるの權利を確定したるに過ぎず。若しも國家に於て徵收せらるべき分配額が過大ならざる時は相續人たる者は當然其の殘されたる部分を受くるべく、且つ之れを有難き事なりと思考するは勿論にして、毫も其の受くる事能はざる部分に對して不平を稱へざるべきなり。即ち直系の相續人に對して殘された

る一定の額以上の遺産に對して、其の百分の一より累進して傍系の相續人又は他人に對して讓渡せらるべき多額の遺産に對する百分の二十前後に至るが如き相當なる相続税は、何人に對しても重き負擔を感せしむるが如きものに非らざるを主張すべき正當なる理由あるが如し。相続税は明かに遺産を殘せる者に對して負擔を爲さしむるものに非ず、之れ彼等は既に死したるものなるを以てなり。殆んど之れと同じく相続税は相續人が通常政府によりて徵收せらるる部分をして損失なりと感ずる程に、其の受くる部分に對して多くの利害關係を感ずるが如き大なる負擔を課するものに非らざる事明かなり。

貯蓄心を減ずるの傾向は疑問也 第二の論點即ち此の種の相當なる課税は財産の蓄積心を減ずるものに非ずとの主張を認むるに當りては多少の考慮を要すべし。唯確信を以て主張する事を得べきは、斯る減税の程度は極めて僅少にして、相続税の財政的利便と著るしく相殺せらるるものに非らざる事なり。財産の蓄積を導くべき動機は極めて強くして且つ年々陪々強くなりつゝあり。遺産に對して賦課せられたる相當の課税が産業方法の能率に關係する所の重大なる資本の蓄積を著るしく減ずるが如き危険無し。即ち何れの點より觀察するも相続税は餘りに重きに失せざる時は公

正にして且つ道理に合致せる租税の要求を満足せしむるものなり。斯る租税は其の賦課は容易にして徴收も亦た容易なり。相続税は轉嫁せらるゝ事能はず、且つ又た其の存在せるが爲めに減せらるべき遺産に對して殆んど全く何等の負擔を課するものに非らざるなり。最後に相続税は其の國家に對して與ふる所の歳入に對比すべき大なる悪影響を産業社會に對して及ぼすものに非らざるなり。斯る狀況なるを以て相続税が總べての進歩的國家の重要な税源として益々重きを加へつゝあるの事實は毫も驚くに足らざるなり。

第二百九十二節 英國の所得税 以上述ぶる所の諸種の租税に加ふるに、米國政府の財源として實施後僅々二年の經驗を経たるに過ぎざるも、其の收むる所の重大なるが爲めに大なる考慮を要する一租税あり、所得税之れなり。英米二國の類似せるが爲めに英國に於ける所得税の働きは米國の租税制度を研究するものに對して特殊の興味を與ふるものなり。英國に於ては所得税は總べての財源より來る所の收入に對して均一税率を賦課するものにして、賦課の便誼上所得を五個の種類に分類せり。行政上の見地より觀察する時は其の重なる特徴の一は税源を突き止むるものなりとして知られたる計畫を充分に使用せることなり。例へば官公吏の俸給又は公債の利子等よ

り租税を引去るものにして、此等の財源より所得を得べき權利を有せるものに對して其の支拂はるゝ以前に於て此の徴收を爲すものなり。次に會社は其の社債又は株式の所有者に對して支拂ふ所の利子又は配當より租税を引去らるゝものなり。最後に外國會社の社債又は株式より收入を集むる商業機關(代理人等)と雖も此等の債主又は持主に對して其の收入を支拂ふ以前に於て、其の集むべき金額及び此等顧客の人名を政府に對して報告する事を要求せらるゝものなり。

脱税の程度 所得に對して課税する方法の非常なる進歩を爲せるに拘らず、所得を受くる人々の個人的通知を基礎とするの外租税を課すること能はざるが如き種類の所得あり。之れ外國に於ける放資より受くる所の所得の大部分及び職工並に高等職業者の所得の殆んど全部なり。所得税の最も不満足なるは此等の所得に對する賦課に關するものなり。其の如何なる部分が所得税の賦課を免かるゝやは單に想像に過ぎずと雖も、其の割合の多額なる事は總べての當局者の一致せる意見なり。即ちサー・ロバート・ギフエンの計算する所によれば英國の住民が外國放資より得たる所得は千八百八十二年に於て約七千五百萬磅(七億五千萬圓)にして、千八百八十五年に於ては約八千五百萬磅(八億五千萬圓)なりき。此等の兩年度に於て所得税賦課額は夫れ／＼僅

かに三千萬磅及び三千五百萬磅に過ぎざりき。同政府當局者の見積によれば千八百八十五年に於て職業及び高等職業所得の僅かに八割五分のみが正直に報告せられて所得税を賦課せられたり。全所得に對する如何なる割合が脱税せりやを知る事難しと雖も之れを一割と爲すは恐らくは眞理に近からん。(ヘル氏英國の所得税三二二頁乃至三八七頁參照)然れども此等の脱税は幾多の所得を含くむものなるを以て猶ほ恰かも特殊の職業又は高等職業の所得が脱税して他の總べての財源より得たる所得が課税せらるゝ場合に於けるが如く、其の租税を支拂ふものが之れを他に轉嫁するものなりと考慮すべき理由なし。

第二百九十三節 其の財源として重要にして且つ利便なる事 歳入の見地より觀察する時は所得税は英國の財政制度中にて頗る重要な部分たり、之れ其の普通の年に於て英國の全歳入の六分の一乃至七分の一の收入を生ずるのみならず、危急の際に於ては單に其の税率を變更するのみによりて多額の歳入を増加する事を得るを以てなり。所得税の有する此の特徴は充分に理解せられたるを以て今日に於ては政府の財政上の要求に應じて年々新たなる税率を以て賦課せられつゝあり。即ち所得税は國家の歳入に對して彈力を與へ、且つ斯くの如き彈力ある財源を有せざる國家の收支よ

りも、正確なる歳入と歳出の均衡を得せしむるものなり。其の所得税は單に僅少の免除を許すに過ぎず、即ち千九百四年に於ては、二千弗以下の所得に對して八百弗を免し、二千弗乃至二千五百弗の所得に對しては七百五十弗を免除し、二千五百弗乃至三千弗の所得に對しては六百弗を免し、且つ三千弗乃至三千五百弗の所得に對しては三百五十弗を免除するも三千五百弗以上の所得に對しては全然免除をなさざるなり。千八百九十五年より千九百年に至る六年間に於ては其の税率は一磅(十圓)に付き僅かに八片(三十三錢)即ち三パーセント三分の一(三分三厘)に過ぎざりき。ポリア戦争は之れを一磅に付き一志(五十錢)即ち五パーセントに引上げしめたり。此の税率は一見高きが如く見ゆるも現今の大戦に於ては遙かに之れを超過し其の大所得の四分の一を收得するに至たれり。此等の高き税率の場合に於て、曩きに其の税率が極めて低かりし場合に於けると同様に正確に其の收入を算出する事を得たるは、之れ明かに所得税の賦課並に徵集機關の到達したる能率の偉大なるを立證するものなり。

第二百九十四節 米國の所得税 米國に於ては所得税は州政府及び聯邦政府によりて使用せられたり。合計十六の諸州は歴史上或る時代に於て所得税を賦課したりと雖も、千九百三年一月一日に至るまで之れを持續したるは僅かに六州に過ぎず。(註キ

ンスマン氏著北米共和國に於ける所得稅參照。州の租稅として所得稅の缺點は其の公平に賦課する事の困難なる事にして、且つ之れを設定したる場合に於ては大所得を有せる人々を斯る租稅制度の存在せざる他州に驅逐するの傾きある事なり。斯る不便の存在せるに拘はらず、最も進歩せる諸州(例へばウイスコンシン州)に於ては極めて重要な歳人の財源として依頼せらる。

以前の所得稅 米國に於ける聯邦の所得稅に關する經驗に就ては既に述べたる所なり。南北戦争に際し議會が能ふ限り各種の租稅制度を設定しつゝありし時に於て所得稅は賦課せられて、引續き千八百六十三年より千八百七十三年に至るまで實施せられたり。其の計畫稍や難駁にして且つ有効なる行政も行はれざりしと雖も、猶ほ最多額を生じたる年、即ち千八百六十六年に於ては國庫の收入は所得稅に於て殆んど七千三百萬弗に達せり。此の經驗を力として千八百九十二年に於て選舉せられし關稅改正議會は、其れより二年の後に於て通過し且つ通常ウイルソン條例と稱へられたる歳入法の特徴として所得稅を加へたり。此の所得稅は二パーセントの均一稅にして會社並びに個人の純所得に對して賦課せられたり。而して個人所得は四千弗まで免除を與へられたり。即ち所得稅は事實上に於て富者に對する租稅にして、普通の狀況

以下の人々は——會社事業の放資者を除く外——免除せられたり、而して之れ、其の他の聯邦の租稅即ち海關稅及び國產稅は主として貧者の負擔に屬するものなりとの理由を以て是認せられたり。

千九百十三年の所得稅改正 此の租稅が歳入を得るの手段として如何に成功したるかは一 generally 認めらるゝに至たらざるべし、何となれば其の實施せられたる最初の年に於て、米國最高法院は、之れ憲法上の意義に於ては直接稅なり、故に之れを實施する以上は、人口に従つて割り當てられざるべからざるものなりとの理由の下に憲法違反なりと宣告したるを以てなり。千九百十三年に至りて實施せられたる所得稅に關する憲法の改正は、議會は財源の如何に拘らず、諸州に對して割り當つる事無く、又た何等の調査或は列記に依る事なくして所得に對して租稅を課し且つ之れを徵收するの權能を有すべしとの宣言を爲せり。之れに依りて同年十月に於て通過したるアンダーウッド稅法中に所得稅に關する規定を設くる事を得せしめたり。

第二百九十五節 千九百十六年に改正せられたる聯邦所得稅法 聯邦所得稅法は米國に於ける總ての公民及び米國內に住居せる總ての人民にして三千弗を超過せる純所得を受くるものは、其の所得額を毎年三月一日までに國內稅務局長又は其の地方の

代理人に對して報告するを要せしむ。各個人に對する免除額は三千弗にして、同棲せる夫妻が共同の報告を爲す場合に於ては其の免除額は四千弗なり。之れに加ふるに會社の所得税法によりて既に一度所得税を支拂ひたる總べての收入に對しては、個人的債務の利子と共に課税を免じ、且つ價格の減少及び損失等に對しても免除を爲す。總べての課税し得べき所得に對する一般税率は二パーセントなり。(註、之れ千九百十六年九月八日の改正法に依るもの也)此の外大所得に對しては、個人の全純所得が二萬弗を超過し且つ四萬弗を越えざる額に對して一パーセントより、二百萬弗を超過せる大所得に對して十三パーセントに至るまで累進増加すべきを規定せり。

此の新所得税より生ぜし歳入は政府の豫期せしよりも較々少額なりき。千九百十四曆年度に於ける所得税報告數は三十五萬七千五百十五件にして、其の内十二萬七千四百四十八件即ち三十五パーセントは五千弗乃至一萬弗の所得を表はし、十四萬九千二百七十九件即ち四十二パーセントは三千弗乃至五千弗の所得を表はし、殘餘の八萬七百八十八件即ち二十三パーセントは一萬弗以上の所得を表はせり。十萬弗及び以上の所得に對する報告は僅かに二千三百四十八件に過ぎず。其の内僅々百七十四件は五十萬弗以上の所得にして、六十件は百萬弗以上所得を表はせり。同年度に於ける

一パーセントの普通所得税より得たる收入は千六百五十五萬四千九十三弗にして、之を生ぜし總課税所得は十六億五千五百九十四萬九千三百圓なりき。之れに加ふるに大所得に對する附加税サウタックス二千四百四十二萬三千二十四萬弗あり、其の内譯左の如し。二萬弗乃至五萬弗の所得より得たる附加税は四百十萬六千六百七十三弗にして、所得額五萬弗乃至七萬五千弗の税額二百五十萬八千九百九十弗、所得額十萬弗乃至二十五萬弗の税額五百九十四萬五千五百五弗、所得額二十五萬弗乃至五十萬弗の税額三百三十二萬八千四百二十四弗にして五十萬弗以上の所得に對する税額は六百四十三萬九千五百弗に達せり。千九百十六年に於て實施せられたる税率の大なる増加は所得税收入を二倍以上に増加せしむるに至たらん。更に必要なる改正は免税點を引き下げ少なくとも二千弗乃至三千弗の所得を有せる多數者をして其の國費に對する分け前を貢納せしむるにあり。之れ所得税をして更に眞實に民主化せしむるのみならず、免税點に近き所得を生ずべき富を有し且つ現在の所得税制度を以て不正にして且つ區別的なりと考慮せる人々に對する脱税の誘惑を減ずる事を得ん。此の方面に於ける修正を爲し且つ更に徵集方法の改善を行ふ時は、所得税は聯邦の歳入制度の永久的特徴たるに至るべし。其の重なる効果は大資力を有せる人々をして、其の共同の政府を維持せん

が爲めに多額の貢獻を爲さしめ、且つ之れより生ずる所の歳入は單に税率を變化せしむるのみにて著るしく之れを増加し又は減する事を得るなり。

第二百九十六節 租税と分配 租税制度が富の分配に及ぼす影響如何の問題は、之れに密接なる關係を有する租税の轉嫁並びに歸着の問題よりも遙かに複雑なり。之れを關税に關連して例證する事を得べし。普通の解説に依る時は關税は單に從來行はるゝが如く輸入業者によりて取り換へ支拂はるゝに過ぎず、何となれば輸入業者は通常其の税額を貨物に對して要求すべき價格に加へ、以て最後の納税者たる消費者に對して轉嫁するを以てなり。之れ斯る租税の歸着を決するに必要なる限度たり、然れども富の分配に關する影響を判斷せんが爲めには、吾人は此の解説より更に一步を進めざるべからず。若しも關税が必需品に對して賦課せらるゝものにして而かも永久的なる時は、生活費を増加すべし。之れ其の當時に於ける一般の生活程度を維持せんが爲めに要する貨幣賃銀を高價ならしむるものなり。生活程度が人口の増加に影響して以て賃銀の決定に關する支配力を有する程度に於て、斯る租税は雇主をして高き賃銀の支拂を餘儀無くせしむるに至るものなり。此の間接の方法によりて一定の租税制度は富の分配の上に重要な勢力を有するものなり。

租税と分配との關係は通常兩者は全然分離せる且つ別個の事柄なるが如くに取扱はれつゝあり。分配の法則は本書に於て爲したるが如く其の全景より全く租税を省きて説明せられつゝあり。而して租税は、既に分配せられたる所得に依りて政府を維持すべき貢納の手段として論せらるゝものなり。之れ便誼なる方法なりと雖も、實際上に於ては較々誤謬なるを免かれず。政府は分配上に於ける他の總べての要求の満足せられたる後に於て其の要求を爲すものに非ずして、寧ろ他の所得分配者よりも速かに且つ更に有力に其の分配に關する要求を爲すものなり。即ち租税の支拂は分配的經過の重大部分にして、利得、地代、賃銀及び利子と異なる所は、其の經濟的動機に依りて導びかれたる自由競争に依るよりも更に有力なる勢力を基礎とせる政府の要求に基くものなり。此れ政府は生産上の要素として適當に主張せられず従つて生産物の分け前に對して權利を要求する事能はざる事を意味せるものに非らざるなり。疑ひも無く政府の生産に對する任務は重大なるものなり。之れ單に政府の分け前は自由契約に基づかざるものなるが故に其の貢獻せる額を經濟的に計量すべき方法なしと云ふ意に外ならず。政府は生命及び財産を保護し、秩序を維持し、公正を保つべき行政を爲す等必要缺くべからざる任務を司るものにして、而して其の代償として其の欲す

る所即ち民主的國家に於ける公民が好んで認むる所の分け前を受領するなり。

第二百九十七節 土地及び特權稅は確定所得より支拂はる 前頁に於て述べたる租稅が富の分配に及ぼす影響に關する見地より觀察する時は、大體に於て之れを三種の階級に區別する事を得べし。第一の階級に屬せるは地租及び特權稅なり。兩者の負擔は曩きに述べたる確定所得ファンデッドインカムに歸するものなり、即ち建築物の敷地たるべき土地或は特殊の特權即ち公道に沿ふて軌道を布き又は電線を架設するが如き特權を認めたる特許の如き永久的に存続すべき財産に依りて年々拂ひ出さるゝものなり。元來斯る租稅は、財産又は特權の所有者の所得に歸すべき部分なるも此の租稅の存在せるが爲めに政府の必要とする用途に向けらるゝものにして、之れを外にしては分配上に於ては何等の結果をも有せざるなり。斯る財産又は特權は既に其の與へられたる狀況に於て出來得る限りの所得を生ずるものなるを以て、之れに對する租稅の賦課は毫も此等の狀況を變化せしむるものに非ず。即ち全租稅は確定所得よりして支拂はるゝものなり。

確定所得の財源の價格は其の一年間の純所得を市場利率に依つて資本に換算したるものなるを以て、斯る租稅の第二の結果は、租稅を資本に換算したる額丈け其の全價格を減するものなり。若しも租稅が高くして其の全確定所得を奪ふが如き場合に於ては其の所得を生ずる財産又は特權は放資として何等の價值を有せざるに至たらん。勿論實際に於ては租稅は通常確定所得の一部を取るに過ぎず従つて其の所得を生ずる土地及び特權の價格を損傷する事無く單に之れを減するに過ぎず。此の關係よりして稅率と其の課稅されたる財産價格との間に於て實際上に於て極めて重要な二個の原則を類推する事を得べし。其の一は新稅は高き租稅が土地又は特殊の權利に對して賦課せられたる時は、兩者の價格が斯る租稅と充分に相殺せらるゝに足る程に向上するに非ずんば、其の課稅せられたる財産の放資價格の強制的低減を來たすものなり。其の二は斯る租稅が久しきに亘りて實施せられ従つて財産所有者の移り變りたる後に於ては、斯る租稅は其の現在の所有者に關しては事實上全然負擔無きに至るものなり。

貨物稅及び營業稅 第二種の租稅は規則的に生産せられ且つ消費せらるゝ貨物及び競争的實業に對する租稅を含むものなり。此等の租稅は通常之れを支拂ふ人々より貨物を消費する者に對して轉嫁せられ、或は課稅されたる實業家によりて使用せらるゝ人に轉嫁せらるゝものなり。其の分配上に及ぼす影響は複雑なり、然れども一

般に此等の租税は生活程度及び貯蓄の程度等の如き經濟的動機に對して自ら調節すべき條件中に現はるゝものなり。具體的説明は斯る租税の結果を明瞭ならしむる助けたらん。現今米國に於ては聯邦の歳入の大部分は普通の賃銀労働者の家族に於て消費せらるゝ貨物即ち煙草、酒類、砂糖、綿布並びに毛織物等に對する租税よりして得らるゝものなり。假りに此等の租税が米國に於ける生活費に對して五パーセントを加へたりとせよ——而して此の假定は極めて内輪の見積りなり。此の高級生活費は既に久しきに亘たれる實際的經驗なり。此の生活費は移民が高價なる賃銀を得んが爲めに大洋を横斷せんとする場合に於て考慮せざるべからざる一要素たり。高價なる生活費は一面に於ては出産率を減じ、他面に於ては移住民を減じて、以て人口の増殖に對して多少の妨げをなしたるは事實にして、引ひて米國の生活程度並に賃銀率は歐洲諸國に比するに、米國に於ける高級生活費を償ふに足るべき割合以上に高價なるに至たれる疑ふべからざる事實に對する一勢力たる事明かなるに非らざるか。或は、之れを消極的に記載せんに、若しも此等の租税が悉く徹廢せられて、其の代りとして聯邦所得税を設け、而して其の制度に於ては五千弗以下の所得に對して免税し、且つ之れに依りて總べての必要な歳入を得るに足るべき税率を定めたりとせんか、其の結果とし

て米國の労働人口は永久的に幸福を増加すべき事を得べきや。此の制度の下に於ては、久しからずして、人口増加率の増大及び移民増加の傾向は、勞力の供給を増加し、之れが爲めに労働賃銀は、低き生活程度に一致すべき限度まで引下げらるゝに至たらざるか。紙面に限りあるを、以て此等の問題を徹底的に論ずる事能はずと雖も、國家の租税制度によりて故意に招來せられ、且つ年々繼續せられたる高價なる生活費は、労働者を困難に陥らしむる事普通に想像せらるゝよりも鮮なき事明かならん。規則直しく消費者に轉嫁せらるゝ、此等第二の階級に屬せる租税に關する以上の簡單なる議論よりして二個の原則を推論する事を得べし。第一に規則正しく生産せられ且つ消費せらるゝ貨物或は競争的事業に對する新税は、斯る貨物の消費者又は斯る事業に依りて雇傭せらるゝ人々に對して負擔を課するものなり。第二に時日の進むに従ひて調和の傾向を生ずるものなり、即ち斯る租税の老ゆるに伴ひて益々之れに對する苦痛を減ずるに至るものなり。

相續税所得税及び一般財産税 第三の階級の租税は、相續税、所得税及び正確に賦課せられたる一般財産税を包含するものなり。此等の租税は轉嫁せらるゝ能はず、而して此等の租税は他の直接税と異なり、特殊の財産に對して歸着せざるを以て何れも資

本に換算せらるゝ事能はず。故に其の分配上に於ける結果は、第一階級に屬せる租税よりも輕ろしとす、之れ畢竟此等の租税は、其の他人との間に於ける經濟的關係を變化せしむる事無く、又た放資の目的に對する財産價格を減ずる事無くして、單に各人の有する所得よりして徴收せらるゝに過ぎざるを以てなり。此等の租税に關する議論の歸着したるが如く、相續税は之れを支拂ふ者に對して殆んど負擔を感せしめざるものなるを以て毫も非難を受くる事なし。所得税は正確に且つ公平に賦課せられたる時は頗る推重すべきものなりと雖も、脱税の一般に行はるゝ時に於ては極めて不公平なる租税に化するものなり。最後に一般財産税は實際上に於ては總べての財産を公平に且つ平等に課税するの理想を離る事遠くして、到底此の種の租税を推奨する事能はざるなり。

第二十八章 米國の税制改革

第二百九十八節 税制改革に關して考慮すべき點 何れの國に於ても租税制度の改革は、前章に於て得たる少なくとも二種の大なる租税の階級に關する事實、即ち古き租税は新租税よりも非難の極めて少なき事によりて複雑なる關係を有するに至たるものなり。改革なるものは通常古く且つ既に確定したる制度に代ふるに何等かの新制度を以てすべきを意味するものなり、従つて此れが眞理は改革に關する熱心を妨たぐるものなりと考慮するを適當なりとす。若し米國の租税制度に於て望ましき改革に關する左記の提示が保守的なりとせば、之れ畢竟一面に於ては、著者が租税に於ても猶ほ酒の如く時代と共に改革せんとするの傾向を認めたと、且つ他の一面に於ては現在主張せられつゝある或る種の租税の行政的困難によりて、恐らく過大なる印象を受けたるが爲めなるべし。

米國に於ける租税制度の改革者たらんとする者の留意せざるべからざる第一の事實は財政上の要求と各政府(中央政府、地方政府等)の課税力との關係なりとす。聯邦政府は制限ある行政上の職權と殆んど無制限なる課税權とを有せり。故に聯邦政府に

ありては適當なる歳入を得るの問題は比較的簡單なる事に屬せり。州政府も亦た此の點に於ては豊富ならずと雖も極めて容易なる地位にあり。其の通常行ふ所の職分は僅少にして且つ高價ならず、然るに其の課税力は聯邦及び州憲法によつて聊少なる制限を受くるに過ぎず。然るに地方自治體及び特に都市に於ては狀況甚だ異なれり。其の必要に就ては既に示めせるが如く、其の一人當りの歳入は州及び國家の歳入の和の二倍を要するものなり、而して之れと同時に其の課税力は州憲法に於て明確に規定せる所により嚴重なる制限を受くるものなり。此等の自治體にありては收支の適合を得るの問題は常に極めて鋭敏にして且つ如何なる新税にありても最も重要なる問題は裁判所が之れを維持し、且つ之れに依りて歳入を獲得する事を得るやにあり。

第二百八十九節 聯邦の税制に對する提議 著者の意見としては聯邦政府は其の要する歳入に對して主として關稅及び國產税に依頼するを繼續するを望ましく、且つ必要なりと爲すものなり。既に説明したる理由により著者は現在に於ける煩瑣なる保護關稅(第二十二章)に代ゆるに歳入のみを目的とせる關稅制度を以てせん事を主張するものなり、然れども此の變化は關稅收入に於て大なる減收を必要とせず又た減收を期すべきに非ず。斯る租稅は賦課の容易にして徵收の安價なるの利益あり、而して若

し其の資力に比例せる財産所有者に歸着する租稅制度に依りて充分なる均衡を保たれたる場合に於ては不公平に陥る事無し。聯邦政府は又た須く個人所得に對する租稅と同様に會社及び一般の實業に對して適用せらるべき所得稅より漸増的歳入を獲得すべきなり。然れども聯邦政府は會社稅及び營業稅によりて過大なる歳入を得んと企つるべからず、何となれば此等の租稅は從來の如く引續き州政府に從屬せる重要な財源たらざるべからざるを以てなり。最後に聯邦の所得として益々重きを爲さんとするものは公有地の地代より得べき收入なりとす。農業地は勿論耕作を目的として其の開拓の勞を採り且つ甘んじて之れに要する經費を支辨せんとする居住者に對して小區域宛を直ちに分配するの政策を繼續すべきなり。然れども何故に牧場地及び鑛山を之れが希望者に對し、其の使用者及び政府に對して同様に公平にして有利なる條件を以て貸付けざるやに就き正當なる理由なきが如し。鑛山を其の所有者が之れに對する使用料を基礎として貸付くる事は普通の事柄たるに至たれり。鑛業會社も亦た華盛頓政府に於て此の種の政策を採用するに決したる時は、右と同一基礎の下に、政府の所有地を借入るゝなるべし。此の計畫による時は、今猶ほ政府の所有に屬し無限の價格を有せる炭山及び鑛山が久しきに亘りて年々多額の歳入を生ずるに至る

ならん。若干の所得は又た政府が既に私人の自由侵入を制限したる廣汎なる地域の森林より獲得する事を得べし。此等各種の財源によりて聯邦政府は其の過去に於けるが如く將來に於ても巨額の歳入を得る事を得べし。

第三百節 州税の改革 租税制度の能率如何は主として地方の状況如何に依るものにして、其の論ずる所の州政府又は地方政府が如何なるタイプなるやを明瞭に指摘するに非ずんば、州又は地方の税制に關して望まじき諸點を提示するも肯綮に當る事能はず。左に記する所は著者が米國に於て工業の最も發達せる諸州及び大都市の状況及び必要に鑑みたる所見なり。紙面に餘地無きを以て總べての諸州に於ける租税問題論を論ずる事能はず而して之れ殆んど必要無き事なり、何となれば最も發達せる諸州は既に他の諸州が急激に進まんと欲する状況に達したるものなるを以てなり。

一般財産税を廢すべし 州税制に關連して必要なる最も重要な改革は其の既に信用を失したる一般財産税を州政府の財源より放棄するにあり。其の一部たる不動産税を免すべし、之れ不動産税が餘りに高價なるが爲めに非ず、此の財源より得べき總ての歳入を、歳出の必要が遙かに現在の課税權を超過せる地方政府に移さんが爲めなり。財産税の他の部分即ち動産に對する租税を廢止するの理由は更に之れよりも強

よし。複雑なる工業社會に於て斯る財産に對して公平に課税する事の不可能なる事は經驗の徹底的に示めせる所なり。斯る事情の下に於て動産税に關する方針を繼續するが如きは全租税制度を混亂せしむるの原因たり。一般財産税の代りとして州政府に對しては三個の有力なる財源あり、相續税、會社税及び免許税之なり。

相續税を擴張すべし 相續税の可なる理由及び其の如何なる形式を有するを以て適當と爲すやに就ては既に充分に論じたる所なり。相續者を五個の階級に區別したるウキスコニン州の法規は餘りに複雑に過ぎたるが如し。恐らく米國の状況に於ては相續者を直系の相續人、及び傍系の親族又は他人の二種の階級に區別するか或は多くとも直系、近親の傍系、及び遠き親族及び他人の三階級に區別するを適當とせん。各種の階級に對し一定額の遺産に對して免除を爲し、且つ大なる遺産に對しては其の額の増加するに従ひ累進税を課すべきなり。累進率の範圍は一面に於ては地方的感情によりて決すべきものなりと雖も、少なくともウイスコニン法の程度と爲し且つ遠き親族又は他人に依りて相續せらるべき大遺産に適用せらるる最高率を十五パーセントと定むるに對して反對すべき理由なしと信せらる。著者は寧ろ英國及び佛國に於て行はれつゝある二十パーセントの最高率を提議せんとす。紐育州に於ける低

き相續税の成功したる經驗は、納税者に對して過大なる負擔を課する事無くして、此の財源より多額の歳入を招來すべきを示めせり。

第三百一節 優良なる會社税 會社に對する租税として種々の方法試みられたる中にありて米國に於て最も大なる成功を爲したるものは、(一)總收入税、(二)資本株及び社債又は普通の特權税及び(三)特殊の特權税によるものなり。總收入税は一般的に推獎する事能はずと雖も、一種の事業即ち保險業に於ては量も容易にして、確實に且つ恐らく從來の租税中最も公平なる課税方法たるを示めせり。會社に就ては既に充分に説明したる理由により、其の發行せる株式及び社債の總價格は最も公平なる租税の基礎なりと一般に信せられつゝあり。此等の條件は相共に最も適當に納税力を組織すべき會社の通常所得を頗る正確に反影するものなり。會社の所得に對して正確に課税せんが爲めに州政府が會社の帳簿を管理するに至るまでは、之れに對する最も信頼するに足る代用物は會社の所得を現はす株式及び社債表たる事疑ひを容れず。安き租税と雖も州内に於て實業に従事せる總べての會社に對して其の實業の高に比例せる租税を適用する時は、數州に於ける經驗の示すが如く多額の歳入を生ずる事を得るものなり。特殊の特權税は特殊の且つ獨特の利益を享受せる會社に對する普通の特權税

の増補として主張せらるゝものなり。其の理由は既に紐育州に於ける特殊の特權を以て不動産として賦課したる計畫を是認せる場合に於て述べたる所なり、而して之れに對して賦課せし租税収入の大部分は地方自治體に依りて收得せらるゝものなり。

非居住者の脱税 相續税及び會社税より多額の歳入を收めんとするに當りて州政府の遭遇する重大なる障礙は大資産家及び會社が他の行政區域に移轉することなり。此の障礙は隣接せる諸州の租税を均一ならしむるか或は聯邦政府をして此等の租税の賦課及び徴收に關して總べての州政府の代理者たらしめ且つ此等の州に對して其の徴收金の比例的分配額より徴收費を差引たる殘額を分配せしむることによりて除くは事を得べし。米國に於ては第一の方向に對して多少の進歩を爲したりと雖も、猶人口及び實業の中心地點例へば紐育市の如きに於ては實業に従事し或は大資産を有する人々が其の徵稅區域以外に於て居住するの傾向あるが爲めに苦しむものなり。他の計畫たる聯邦政府によりて賦課せられたる均一相續税及び會社税は更に満足なる結果を收むるならん、而して之れを歐洲諸國の經驗より判斷する時は他日米國に於て歡迎せらるゝに至るべき制度たるに至るべし。之れが採用に關する重なる障礙は其の徴收金を公平なる方法を以て諸州の間に分配すべき基礎決定の困難なるにあり。

第三百二節 高き免許税を擴張すべし 現今に至るまで高價なる免許税は單に酒類販賣業に對して適用せられたるに過ぎず。酒類の販賣業を少數の建設物に限定する事及び之れを責任ある人々の手中に托する事の道德上の利益は此の制度の爲めに主張せられし重なる論據たりき。其の實施上に於ける經驗は或る種の經濟的利益をして顯著ならしめ、且つ他の種類の實業に於ても之れを適用するの望ましき事を暗示するに至たれり。牛乳、氷、雜貨並びに食料品等の販賣及び分配等の業務は酒類の販賣及び分配に於けるよりも、高價なる免許制度によりて持ち來たされたる經營の集中によりて更に大なる節約を爲す事を得るなり。此等の實業は徵稅者に對し廣大にして且つ實際上に於て全く閑却せられし範圍を提供するものにして、且つ高價なる免許税が酒類販賣業をして不利益ならしめず、又た消費者をしてビール或はウキスキーに對して特に高價を支拂はしめたる事無きが如く、牛乳販賣者、氷販賣會社、雜貨業者、肉屋等によりて支拂はれたる高き免許税は、其の販賣する貨物の價格を著るし、引上ぐる事なくして單に、此等の實業を少數にして且つ有力者の間に集中するのみに過ぎざるべしと信せらる。其の免許制度を此等の實業並びに其の他の實業にまで推廣むるによりて大なる都市を有する總べての諸州は、一般財産税廢止によりて失ふ所の歳入と相殺

する事を得るの位置に立つ事を得べし。

第三百三節 不動産税を地租及び家屋税に分割すべし 地方自治體は現今に於ても然かるが如く引續き其の歳入の大部分を不動産税より獲得せざるべからず。然れども之れに就ては地租と家屋税とを區別し、且つ兩者を各々別個の方針に進ましむべきなり。動産税の廢止により特別財産税は一般財産税に代り、且つ各々獨立せる理由を以て説明せられざるべからず。安價なる家屋税の設置は是認せらるべし、何となれば之れ納稅力に對する正當なる標準即ち家屋の種類或は個人の占有せる營業場を撰擇し且つ之れに對して徵集の基礎を置くものなるを以てなり、然れども之れを以て地租と混雜すべからず。土地に對する租税は若し古くより設けられたるものなる時は、之れが納稅者は毫も之れを以て負擔を感ぜざるの事實によりて充分に是認せらるべし。之れを減免するは納稅者が久しき間自己のものなりと考えず或は全然考慮したることなき不慮の所得を與ふるものなり。然れども此の古き地税に對する是認の理由は、轉じて新地租に對する非難の理由となるものなり、何となれば既に説明したるが如く(第二百七十四節及び五節)土地の價格の中に考慮せられざりし新地租又は地租の増徴は、土地所有者の所得中より税額丈けを減ずるのみならず、其の税額を當時の市場利率

を以て資本に換算したる額丈け土地の價格を減ずるものなり。即ち之れ事實上其の財産の一部を沒收するものなり。若し此の問題が税制上に於ける現在の正義の見地のみより決定せらるべきものなりとせば、吾人は舊地租よりも公平なるものなく新地租よりも不公平にして且つ差別的のもの無しと云はざるべからず。然れども本問題は頗る重大にして單に租税の負擔を調節するの問題のみを以て終るが如き單純なるものに非らざるなり。即ち之れ個人の無制限なる土地所有權及び個人的享樂權の全問題を包含するものなり。此の觀念は彼の所謂單稅論者の綱領によりて顯著なるに至たれるものにして、此の提言の效果如何を決するに先達ち吾人は土地所有權制度を是とする議論並びに之れを非とする議論の論旨を充分に考究せざるべからず。

第三百四節 歐洲に於ける土地所有權の歴史的理由 英國に於て土地所有權の採用せられたるは第六節に於て述べたるが如く莊園制度の下に於ける土地の社會的又は共同所有に關する數世紀に亘たれる經驗を経たる後なりき。英國に於ても歐洲大陸に於けるが如く斯くの如き土地の公有は企業並に進歩を絶對的に妨たぐるものなりと認められたり。何となれば之れ其の各村落社會の人民をして強ひて整一せる耕作方法を採用せしめたと、且つ其の沼澤の排水又は後日英國の農業の負ふ所の頗る大

なりし人造肥料の採用等の如き改良上に於ける大計畫を爲すべき適當なる刺激を與へざることを以てなり。土地所有權の制度は其の變遷に際して幾多の詐偽と不正の機會を與へたる事及び其の地に住居せざる地主の所有せる廣大なる相續財産の形成に終りたるが如き暗黒面を有せるは事實なり。然れども此等の缺點あるに拘らず、土地所有權制度の採用は國家的利益に終りたりと信せられたり、而して適當の方法を以てせば極めて容易なるべき以上の如き有害なる結果の豫防を講せられたらんに、此の變化の利益は殆んど何等の問題を生ぜざるに至たらん。

其の米國に於ける由來 歐洲諸國に於て確定せられたる先例なしとするも、亞米利加最初の移住者が新興國の狀況に適用すべき唯一の制度として土地所有權制度を採用するに至たりたるは極めて明白なるが如し。移民を吸收せんが爲めには出來得る限り總べての誘引策を講ずるの必要あり。移民に對して其の茫漠たる荒野を開拓し且つ土人の浸入を妨せぐ事を得たる所の土地に對して所有權を保障する事は、之れが爲めに要する勞苦と困難とに對する報酬としては少なきに過ぎたるの憾みありき。勿論土地は往々一般的利益に何等の考慮なき方法を以て獲得せられたりと雖も、大體に於て土地所有權制度の良果は充分に是認せられたり。米國の最初よりして採用し

たる寛大なる土地政策は亞米利加大陸の急速なる移住に對する重要な要素なりき。勿論其の瑣々たる事項に就ては可良ならざる點ありたりと雖も、其の重なる現象に於ては正當にして且つ利便なりしは毫も疑ひを容れず。

第三百五節 現在の土地問題 土地の私有財産制度を是認すべき歴史的理由は永久無限に繼續すべき制度の顯示と全然異なるものなり。或る時期に於ては土地所有權制度も亦た之れに先達だてる他の制度の如く産業的状況に適合せざるに至り、且つ其の時代に於ても尙ほ社會の最善の利益が擁護せらるべきものなりとせば、此の制度の改正を必要とするに至たらん。吾人は今や現代に於て既に西洋諸國に於て主張せらるゝに至れる土地國有論の眞理を考究せんと欲す。

土地所有權制度の重なる利益は、其の所有者が同時に其の居住者(占有者)なるか或は耕作者たる場合に於てのみ實現せられたり。斯る状態の下に於ては個人の利己心は多くの場合に於ては、出來得る限り最も經濟的にして且つ進歩的なる土地の利用方法を講すべきなり。之れに反して其の所有者が在外地主(an absentee owner)にして、其の居住者又は耕作者に對して土地を貸付くるものなる時は、其の所有者が私有財産の管理人たると或は組織の完備せる政府たると何等の相違非らざるべし。其の何れの場合

に於ても土地に對する實際的使用は、借地條件の如何と借地人の能率如何に依るものたらざるべからず。現在の状況に對する現行土地所有權制度の適當せるや否やは、主として在外地主主義(他所に住する地主を認むる主義)が都市及び地方に於て既に一般的となりつゝありや或は此の状況は今尙ほ例外に屬せりやの問題に懸れり。

米國に於ける在外地主主義の程度 紙面に限りあるを以て米國に於ける實際的状況の解説を爲すべき餘裕を存せずと雖も、米國に於ては、少なくとも農業地に關しては在外地主主義は今尙ほ例外にして、所有者の居住並に耕作は一般的原则たる事を立證すべき二、三の事實を記載せんとす。即ち千八百九十年の統計に従へば、米國に於ける四百五十六萬五千の獨立農園中の七十二パーセントは同年に於て其の所有者に依りて耕作せられたり。千九百十年に於ては此の割合は六十二パーセントに減少したり。然れども之れ主として南部の諸州に於て小作人に依りて實施せらるゝ耕作法に於て、所有者の繼續的利益を保險するの一利益ある分配耕作制度(Cultivation on Shares)の擴張せられたる結果なり。

都市に於ては其の状況は地方に於けるよりも現行の私有財産制度に對して良好ならず。加之特に大都會に於ては在外地主主義は益々一般的ならんとしつゝあり、之れ

畢竟益々多くの人々が都會に集中して貸家或は共同長屋に住居するに至られるを以てなり(註)。若し斯くの如しとせば土地所有權制度は、其の公有制度同様に果たす事能はざりしが如く、都市に於て有用なる目的を果たす事能はざるに至られるものなる事及び漸次公有制度に推移すべき時機の熟せるものなりとの抗議に對して良好なる理由を與ふるものなり。

(註、既に紐育市に於ては九家族中の一家族のみが其の居住せる所の土地を所有せるに過ぎず)。

第三百六節 **ヘンリー・ジョージの名著進歩と貧困** 米國に於て最も注意を喚起したる所の問題たる、吾人が地代レントと稱なへし土地の所得を土地の所有者より政府に移さんとする計畫、即ち單稅論は最初ヘンリー・ジョージ氏によりて其の廣く讀破せられたる名著進歩と貧困(Progress and Poverty)に於て主張せられたり。同氏が此の書を著はせる確固たる目的は「貧困の増加に伴ふ法則及び富の増進に伴ふ欲望増加の法則を究はめんと」するにありたり、而して彼は同書に於て此の法則は、彼れの信する所に依れば、進歩の利益を土地所有者の獨占的利益に捲き込ましむるの原因たる、土地の所有權制度より生ずるものなる事を立證せんと企てたり。彼れは、土地の地代に對する「單稅」に依り

て此等の利益を全社會に移し以て「賃銀を引上げ資本の収益を増加し貧窮を根絶し、貧困を廢し、有利なる職業を求むる者に對して之れを與へ、人力の自由に活動すべき範圍を與へ、犯罪を減じ、道德及び嗜好並びに智力を向上せしめ、政府を純潔ならしめ且つ文明を更に高尚なる程度に引上げる事を得べし」と考へたり。此の満足なる結論に到達したる彼れの議論は餘りに複雑にして之れを簡單に轉載する事能はず、而して又之れを爲すの必要無し、何となれば彼れが説明を求むる所の法則に於て眞理の認むべき徴候無く、且つ其の眞理の存在如何は彼れの爲したる全議論の生命たるを以てなり。貧困は疑ひも無く社會の進歩に拘らず存続したり、然れども貧困が進歩に伴ひて増加したりと云ふは直接事實に反對したり。之れと同様に保證せられざるは彼れの結論の存せる所たる總べての生産力の進歩は地代を増加するの傾向ありとの假定なりとす。之れ單に各國に於ける人口が絶對的に嚴重なる生活程度を維持し且つ賃銀が従前よりも高價ならざりし點まで耕境を引下げらるゝに至るまで増加する事によりて總べての進歩と一致せる場合に於てのみ存在するを得るのみ。若し斯る假定が事實ならんには、如何なる産業制度の下に於ても、多數の人民に對する眞の進歩は期待する事を得ざるべし。

ヘンリー・ジョージの極端なる要求即ち現今の經濟的弊害に對する急激なる救濟の必要並びに其の單稅論より得べき結果の利益に關する要求は兩者共に頗る贅澤にして且つ保障を得難きものなりき、然れども彼れの主張は此の簡單なる消極的理由を以て閉却すべからず。其の著『進歩と貧困』が數十萬の讀者に對して及ぼせる勢力は、其の議論の斬新にして深遠なるが爲めに非らずして、明かに其の文辭に於て著者の靈感^{インスピレーション}したるを表示せる人類の福祉を増さんとする眞執なる熱誠によるものなり。其の提示せる計畫は高尚なる思想即ち其の社會的實利に關する完全なる尊敬を以て考慮せられざるべからず。

第三百七節 單稅論に對する反對 單租論に對して論せらるべき反對論中特に注意を要するもの三あり、即ち(一)種類の如何に拘らず單獨の租稅は望ましからず、(二)之れ財產の總括的沒收なり、(三)實際上に於ては之れ其の期待せる所の多くの効果を失ふが如き粗末なる方法及び類似の方法によりてのみ實施せらるゝを得るのみ。第一の反對は其の單稅論の信念が道理の上に立つ事無くして信仰の上に存するものなる事を充分に開陳する處無くんば全然重要ならざるべし。ヘンリー・ジョージは政府の適法なる必要と地代基金の額との間に神意を以て命せられたるが如き關係ありて後者即ち

地代は常に前者(即ち政府)の必要を充たすに足るものなりと思考したるが如し。此の觀念は兩者が全然別個の思想に依りて支配せらるゝものなることを看過せるより生ずる誤謬なり。同大にして且つ同額の地代收入を有せる二都市に於て、一都市の市民が他の市の住民よりも發達して遙かに共同的必要事業の重要なるを了解したる場合に於ては、前者は公共的目的の爲めに後者の二倍或は三倍の經費を適法に使用する事を得べし。他の諸點に於ては賞讃すべきも地代稅^{レントタックス}も亦た其の他の租稅も單獨の租稅としては望ましからず。

之れ沒收を爲すものなり 第二の反對は更に根本的にして且つ土地或は土地が普通の利益の爲めに生ずる所の所得の急激なる轉換を含める總べての計畫に適用せらるゝものなり。斯かる政策は沒收と同様にして従つて一般的福祉に缺くべからざる理由ある場合に於てのみ是認せらるべきものなり。數世紀の久しきに亘りて法律は土地の所有權及び其の享樂權を認めたり。米國に於て土地の各部分は平均に於ても幾十回と無く其の所有者を變更せり、而して現今の所有者は多くの場合に於て自由に自然或は政府よりして與へられたるものに非ずして彼等が恰かも他の財産を得るに當りて代價の支拂を爲したるが如く土地を得んが爲めには相當の代價を支拂ひたり。

代償を爲さずして個人の土地或は之れと同一物たる土地の生ずる所得を奪ふが如きは甚だしき不正を働くものなり。斯る不正の行爲も、若し其の政策より生ずる所の結果に關してヘンリー・ジョージの期待せる分配上の正當なる道理ある場合に於ては之れを嘉賞し、助成せらるゝ事を得べしと雖も、斯る理由の存在せざるに於ては絶対に非難せざるべからず。既に確定せる制度を轉覆し且つ其の國民の財産を總括的に沒收するが如き政府は、國民の信用を失ひ遂ひに無政府の状態に陥るならん。斯くの如くして得たる所の國家の歳入の増加或は他の租税の減額は非常なる高價に失するが如き代償を支拂はざるべからず。

行政上の困難 單稅主義に對する第三の且つ最後の反對は行政的性質を有するものなり。土地の地代は思想の上に於ては土地に投じたる資本の利子と區別する事を得べしと雖も、實際上に於ては之れを區別する事頗る困難なり。既に指摘したるが如く土地の永久的改良例へば沼澤の排水或は建築用地を作らんが爲めに凹地を埋め立て又は高地を平坦ならしめたるが如き工事は土地其の物より區別し難きものなり。改良せられたる土地の全所得を政府に徵集するが如きは、土地に對して將來の改良を禁止する事となるなり。土地に對する眞の經濟的地代のみを政府に徵集する事は、其

の地代の額を正確に計算すべき手段無きを以て多くの場合に於て不可能事たり斯くの如く單稅主義の實施は峻酷なる實際的困難に逢着するものなり。

第三百八節 現行の土地所有權制度に對する望ましき改革 單稅論に對する反對は決して現在の土地制度に對する完全なる満足を意味するものに非らず。現行の土地制度は幾多の點に於て改良を必要とせり、而して、就中最も急を要するものは土地の所有權と租税の關係に關するものにして之れが改革を延期するは益々其の成功を困難ならしむるものなるを以てなり。本書に於ては、單に著者の意見に於て特に米國に於て望ましき改革案の概要を指摘する事を得るのみ。

聯邦政府に關しては、其の要求せんとする改革は公有地の更に注意深き保存と更に經濟的利用を目的とするものなり。廣大なる地域は森林用地として區別し置くを要す。其の他の家畜並びに羊牧にのみ適當せる大なる地域は其の保存を保障し、且つ政府に對して歳入を生ずべき條件を以て貸渡すべきなり。更に其の包含せる礦物に對して價格を有せる他の公有地は、現在に於て行はれつゝあるが如き其の見込價格或は實際格價よりも遙かに安き價格を以て販賣せられつゝあるを變更して、試掘家及び礦山放資家を獎勵するに充分なる條件を以て、而かも今日に至るまで殆んど獨占的に個

人の資産を膨脹せしめたる此等自然の富の蓄積に對する適當なる分け前を國庫に收むる事を得るが如き條件を以て貸付けらるべきなり。最後に住居地條例の包含せる政策、即ち之れを自ら耕作せんとする正當なる居住地を求むる者に對しては各々百六十エーカーの農業地を分與するの政策は、現在の狀態に一致する如くに改正せざるべからず。一面に於ては漸次土人の逐放區域インディアン・レザーベーションよりして沒收したる優良なる農業地區に對しては更に適當なる報酬を政府に於て受領する事を得るが如き設備を要す。他面に於ては國費を以て遂行せられたる大なる灌漑工事に依りて利益を得たる國有地は少なくとも其の放資額に對する一部の収益を政府に對して與ふるが如き條件を以て拂ひ下げらるべきなり。農業地に關しても各種の借地農に對する實驗を爲し、以て如何なる管理方法も、耕作者が直接土地を所有する程に農業地の完全なる利用に良好なるもの無しとの提言の眞理なるや否やを實際的經驗に依て試験すべきなり。

都市に於ける問題 聯邦政府に次で土地問題に最も大なる利害關係を有する政治的單位は米國の都市なり。是れ畢竟第一に近代の都市は其の區域内に於て公園、學校、遊藝場及び其の他の公共的の爲めに土地を要し、其の割合は絶えず増加しつつあること、第二に都市に於ては公共的の利益の要求に従ひ廣き田舎に於て必要とするより

も、土地所有者の財産に對して公共的管理を爲すの機會著るしく大なること及び第三に都市の歳入の重なる財源は不動産に對する租税なること等に依るものなるを以てなり。此等の理由は何れも米國の都市が將來に於て採るべき土地政策の經路を示めすものなり。

都市は更に多くの土地を所有せざるべからず 都市は其の市民の爲めに最善の利益を計らんとする限り益々大規模なる土地の所有者たらざるべからず。其の關係する公共的の目的、公園、學校、遊藝場等の膨脹は、生活程度の向上發展に従ひ之れが實現の爲めに更に多くの土地を要求するのみならず、其の他の目的の爲めにも猶ほ少なからず都市をして土地の獲得を必要ならしむるものなり。望ましからざる貸家長屋を排斥して清潔にして完全なる貸家を以て之れに代えざるべからず。往々此の改革を有効ならしむべき最善の方法は、都市自ら土地を買收し且つ之れに建設せらるべき新計畫を自ら經營するにあり。此の計畫が結局如何なる程度まで進歩すべきやは、獨逸に於ける若干の都市が其の市の行政區域内に於て巨額の土地を所有し且つ其の經營頗る巧妙にして何人も過去に於ける個人の大大の土地所有制度に復歸することを好まざる實際的狀況によりて指示せらるべし。米國に於ける都市の行政が此の方向に於け

る發達を速かに期待する事を得る程に發達せるもの極めて少なし、然れども何人も他の諸外國に於て行はれつゝある狀況に通せるものは良好なる政府の下に於て都市改良を爲さんとする努力の相當の結果を收むるに従ひ、米國の諸都市も亦た倍々多額の土地所有者たるに至るべきを疑ふもの非らざるべし。

嚴格なる監督を要す 都市に於ける土地の使用に對して嚴格なる監督を爲すは望ましき事なり。隣近の人々が嫌惡するが如き用途に土地を使用するを禁じ且つ建築材料の如きも容易に火災に犯かされざるが如きものたるべきを規定せざるべからざるのみならず、建築物の高さ並びに其の面積の割合等に就ても相當の規定を爲し、工場位置の如きも監督を爲さざるべからず、而して一般的に土地所有者の利己心に基く個人的利益に對して自由放任を許されたる場合に於て存在するが如き總べての事項は、公共的目的を保護せんが爲めに犠牲に供せられざるべからず。

多額の租稅負擔を土地に對して爲さしむべし 最後の發達徑路は土地に歸着すべき都市の租稅の負擔の増加なり。單稅論の主張者が指摘したるが如く、何故に都市に於ける地租が發達せる都市に對して特に適當なる歳入の財源たるやに關して數個の理由あり。第一に之れ其の負擔を爲さしめんとせる所即ち之れを他に轉嫁する事能

はず、又た脱稅に依て之れを免かるゝ事能はざる土地の所有者に歸着するものなり。

第二に土地の所有者が之れを支拂はざるべからざるに拘らず、古き地租は時日の経過に従ひ地主が其の苦痛を感じるが如き負擔を爲さしめざるに至るものなり。之れ既に説明したるが如く、其の純地代即ち總地代より租稅並びに其の他の必要なる控除を爲したるものが土地の價格の決定に當りて考慮せられたるものなるを以てなり。

土地が所有主を變更する時は、其の價格は規則的に賦課せらるべき租稅に對して充分なる控除を爲すものなり。購入せられたる土地は租稅を賦課せらる而して新所有者は總地代を以て其の正當に收得すべき所得なりと思考せずして純地代のみを以て其の所得なりと考慮するなり。第三に都市の敷地が廣漠たる平野に比較して、多くの地代並に價格の増加を生ずるは、之れ主として都市の發達及び都市の支拂ひたる改善工事の結果なり。故に都市の住宅地より得たる所得の大部分が都市の收入となるは寧ろ正當なり。此等の理由並に其他の更に學術的理由により、土地の改良並びに各種の動産と區別したる土地に歸着すべき都市の租稅の漸進的增加は極めて望ましき事に屬せり。

結論 以上の提議は土地問題を盡くすものに非ずと雖も、此等は少なくとも聯邦政

府並びに米國の諸都市が二十世紀の經濟的及び政治的狀態に米國の土地政策を適合せしむるが如くに改革すべき方針を指摘するものなり。此等の狀況の變化するに従ひて更に新らたなる改革を爲し遂には土地及び自然の資源が、自然の人類に對する惠與として、主として全社會の利益の爲めに使用せらるべき理想の實現せらるゝに至るまで改革進歩せん事を望むものなり。

第三百九節 特殊の特權稅 建築物及び土地に加ふるに特殊の特權即ち公共的事業會社の獨占的利益は地方稅の適當なる目的物にして、紐育州に於ては租稅の目的に對して斯る特殊の特權を不動産なりと定義したる事は既に提示したる所の如し。然れども何れの地方も特殊の特權より得る所の租稅よりして普通の歳入以上に多額の歳入を收さむる事を得べきを保證せられざるなり。全體斯る特權が價格を有する事は之れ會社が其の獨占的位置を利用して其の爲す所の勤勞に要する經費よりも多額の代價を此等の缺くべからざる勤勞に對して要求しつゝあるものなる事を示めすものなり。此等特殊の特權の價格増加を容認するが如き事を爲すよりも、其の歳入を減ずるも尙ほ其の勤勞に對して安價なる價格を要求するは政府の義務なり。安價なる水、安價なる瓦斯及び電氣並びに安價なる交通機關は都市其の者の爲す所の行政上の勤

務と同様に市民の安寧幸福に對して重大なる關係を有するものなり。租稅に轉じて一般的用途に充當すべき獨占的所得を其の小部分たるに過ぎざるの理由を以て放任し、以て此等特殊の特權の價格の向上を許すが如きはボールに對し支拂はんが爲めにピーターより奪ふと異ならず。假令政府が此れより生ずる利益増加の總べてを受くるとするも尙ほ無用に高き價格の繼續を認むるが如きは甚だ如何はしき政策なるべし。

免許稅 都市歳入の第四の財源は免許稅にして前節(第三百二節)に於て述べたる理由を以て是認せらるゝものなり。酒類販賣免許稅の收入金を其の制度を實施せる行政區劃内に於ける地方政府に分配するは數個の諸州に於て習慣的に行ふ所なり。若し高價なる免許稅制度が曩きに主張したるが如く擴張せられたる場合に於ては、此の分配政策が一般的に實施せらるゝに至るべき幾多の理由あり。斯くして免許稅は地方政府並びに州政府の重要な財源たるに至るべし。

此等四種の租稅は前章に於て記載したる其他の地方歳入の財源によりて補給せられて、以て米國に於ける地方政府の適法なる要求を充分に充たす事を得べしと信せらる。

第三百十節 以上の主張と現行制度との比較 現行米國の租税制度と以上述べたる諸種の改革案の採用せられたる曉に於ける租税とを比較するに少なくとも税制の簡單を期するの利益あり。如何なる租税と雖も、容易に且つ正確に賦課せられ且つ徴集せられざる租税は歓迎せられざるなり。他面に於ては吾人の所謂、負擔、無き、租税の使用を擴張したり。實業社會が充分に此の制度に適合したる時は地租及び特殊の特權税のみならず、相続税及び免許税も亦た之れを支拂ふ人々に對して極めて僅少の眞の負擔を課するに過ぎず。免許税制度の重要な役目として主張する事を得べき一個の最終の效果は、營業税ビジネスタックスの企業を窮屈ならしめ其の發展を妨ぐる傾きあるに反して、其の寧ろ經濟的生產を涵養するの利益なりとす。

結論 以上に提議したる改革案は單税論又は其他の急激なる改革案の主張者に對しては全く不徹底なりと認めらるゝならん。斯かる人々は課税權を以て經濟的及び社會的不正を救済する事を得べき機關となすものにして、吾人が議論を進めたるが如き假定即ち既得の利益を尊重せざるべからざる事及び主たる目的とする所は租税負擔の公平なる分配にして、私有財産の更に公平なる分配を目的とするものに非らざる事に對して耐忍を爲さざるものなり。著者は現在に於て行はれつゝあるよりも更に

平等なる財産の分配を期せん事を欲し且つ希望する事切なりと雖も而かも猶ほ此の善き結果を得んが爲めに租税なる機關を通じて、過去に於ては法律を以て保護したる處の特殊の資産を沒收するが如き方法に依るべしと主張する事能はざるなり。時日の進むに従ひ漸次公有財産の程度を増加し、且つ之れを爲すに當りて益々私有財産の範圍を蠶食するの望ましき事疑ひを入れず。之れ公共的目的の爲めに必要としたる所の財産に對して適用し且つ其の收容によりて損害を受くべき所有者に對して相當の倍償金の支拂を實施すべき土地收容權の勵行によるか、或は政府が一定の財産に對して獨占的使用權を有するか又は一定の職業を獨占的に遂行する事を得べき權利を確定する方法によりて成就する事を得べきなり。然れども私有財産より撤回せんと欲する所の財産を逐一倍償する事無くして徴收する方法に依りて、之れを成就せんと企つるは如何に租税の形を以て行はるゝとするも、之れ法律及び正義に代ふるに掠奪及び沒收を以てするものなり。過去に於ける私有財産の範圍を素りに擴張せしめたる誤謬を改正するに現在に於ける不正を以てすべからず。寧ろ此の際主張せざるべからざる事は國家的事業の行政に與かれる人々が深く過去の教訓を銘し以て同一の誤謬を繰返へさざる事を期せざるべからざる事なり。

第二十九章 勞働運動

第三百十一節 賃銀論の實際的適用 分配論に關する數章に於て論せし賃銀問題の解説は餘りに抽象的なりとの非難を受くべき餘地を存せり。競争が勞働者と雇主との間に自由なる關係を有せりとの假定は明瞭なる事實を無視するものにして、従つて多數の讀者に對して、斯る狀況(自由競争)の下に於て、同一の勞働市場に於て競争しつゝある同一程度の能力を有せる勞働者は、同一率の賃銀を得るの傾向ある事及び一般的に此等の賃率は、他の生産要素より區別したる勞働に對して、經濟上歸せらるべき聯合的生産物の分け前たるの傾向を有するものなりとの結論は、著るしく其の効力を弱くしたり。此等の結論は實際的狀態の記載として述べたるものに非ずして、寧ろ實際的狀態に關連して考究すべき傾向なりとして論述したるものなる事は特に力説するの必要なかるべし。此處には世界の勞働市場に於ける競争は、曩きに假定したるが如き自由にして且つ不遍的のものにあらずして、種々の方法によりて妨害せらるゝものなりとの疑ふべからざる事實に對して充分に重きを置かざるべからず、而して吾人が其の結論を事實に對して眞ならしめんが爲めに仕事と支拂との關係に關する結論を修

正せんとする程度は精密なる考究を受けざるべからず。

契約上に於ける勞働者の不利 賃銀契約は一種の契約なるを以て、其の契約が勞力に對して其の生産物の充分なる競争的分配額を與ふる事能はざる時は、其の原因を勞働者と雇主との間に於ける不平等なる契約力に求めざるべからず。勞働者の立場として重なる不利益なる點を擧ぐれば、第一に、勞力は腐敗し易き貨物に類似せるものにして、即ち損失を免かれんと欲せば、毎日販賣せざるべからざるなり。此の狀況は屢々彼等を其の普通の利益獲得力以下の賃銀を受くるを餘儀無くせしめ且つ殆んど常に彼等をして、其の契約を結ぶに當り、假令利益を失ふことあるも、直ちに窮乏に依りて脅かざるゝが如き恐れ無き事確實なる雇主よりも耐忍力を少なからしむるものなり。職業を求めて市中を彷徨しつゝある勞働者に對しては此の不平等なる理由は明確にして毫も鼓張する事能はず。然れども通常の時に於て普通の標本的勞働者は決して其の不幸なる狀態が屢々筆紙に於て現はされたるが如き職業を求めつゝある失業勞働者に非ずして、現に職業を有するも更に之れよりも良好なる勞働に従事せんと欲して職を索むるものなる事を記憶せざるべからず。失業は勞働者をして不利益なる契約を爲さしむるものなり然れども其の不利益なる契約と雖も、勞働者をして次の雇主

をして良好なる條件を得せしむべき地位に就くを得せしむるものなり。然れども他面に於ては失業の期間が久しきに亘り爲めに労働者の精神を混亂せしめ、或は其の能率を減損して爲めに其の賃銀を收得すべき能力を永久に引き下ぐる事あるを記憶するを要す。

第二の不利益は通常賃銀契約に影響すべき諸條件に對して雇主の有する智識の優されるより生ずる結果なり。雇主は概して労働者よりも伶俐にして且つ其の位置によりて廣く労働市場を調査する事を得るを以て、往々労働者をして其の自由にして且つ不逼的なる競争の下に於て獲得する事を得べき條件よりも遙かに不利なる條件に服従せしむる事を得るものなり。

第三の不利益は雇主が労働者を得んが爲めに競争し自由に賃銀を引上ぐるが如き事を往々にして拘束せる事實上の或は黙々たる了解より生ずる結果なり。雇主の側に於ては強たく労働市場を腐敗せしむる嫌あり而して彼等が現今に於て往々存在せるが如き雇主の組合(employers' Associations)に加盟せざる場合に於ても、猶ほ之れあるが爲めに雇主をして賃銀に關して保守的態度を採るに至らしむるの働きを爲すものなり。

反對の事項 以上述べたる不利益の傾向は労働者をして雇主に對して契約者として弱者の置位に立たしむるものにして且つ彼等をして其の生産を幫助したる生産物に對する公平なる分け前よりも少額なる報酬を受くるに至らしむるものなり。之れ又た傾向に過ぎざるものなる事を明確に記憶せられざるべからず。労働賃率と勞力の生産する事を得べき生産物の價格との間に於ける相違は雇主を誘ふて更に多數の労働者を得べしと思考するに至らしむるものなり。本來此の動機は雇主が賃銀引上げを厭ふの感情に打ち勝つに足る程に有力なるものなり、而して又た本來雇主間の競争は無智にして且つ遲鈍なる各個の労働者が市場の状態よりも安價なる條件を以て満足せんとする場合に於ても猶ほ一般の賃率を維持せしむるに足る程に有力なるものなり。一時職業を失したる孤獨の労働者が契約を爲す場合に於てのみ、貧慾なる雇主は労働者の弱點に乗じて充分なる利益を納さむる事を得べきのみ。普通の状態に於ては雇主と労働者の間に於ける契約力の相違は雇主間に於ける労働者を得んとする競争又は労働者間の聯合せる組織によりて少なくとも部分的に相殺せらるゝものなり。

實例 労働者を得んとする雇主間の競争の力及び其の實現は米國に於ける總べて

の實業的繁榮時代を通じて立證せられたり。予が本書を起草せる時(千九百十二年八月)に於ては米國に於ける製鐵及製鋼業は頗る活發なる状態なりき。ドイツブルグ地方に於ける労働者の缺乏は極めて重大にして其の管に高價なる賃銀の支拂はれつゝあるのみならず、雇主の代表者は輕罪に依りて入獄する者の罰金を支拂ひ以て其の出獄後に於て工場に歸らしめんとしつゝあり。此の徴候は繁榮時代の猶ほ暫らく繼續すべきを示めすものにして、且つ其の他の労働者に於ては殆んど何等の完全なる労働組織無きに拘らず、之れに依りて賃銀の實質的增加を招徠する事明かなり。然れども賃銀の増加は右の製鋼労働者が組織せられたる場合に於ては更らに之れよりも確實に來たるべき事明かなるべし。

第三百十二節 米國に於ける労働團體 労働團體即ち労働組合の目的は一般的に之れを組織せる労働者の利益を増進せんとするにあり。之れを成就せんが爲に彼等労働者は役員(通常會長、副會長、書記長、會計及び常務委員又は實行委員)を選擧し、基金を集め相互保險或は相互的救濟事業に關する事務を扱ひ、賃銀、時間及び其他の雇傭條件に關して雇主と契約を爲し、ストライキ及びボイコットを組織し且つ之れを遂行し、労働状態に關する報告を集め且つ之れを傳播し、又た労働者の利益を増進すべき目的を有

する法律の設置を主張するものなり。労働組合は最初地方的組織として成立したるものにして現今英國及び米國に於ては此等の組合は各種の組合を含くみ且つ諸種の目的を達せんが爲めに企圖せられたる聯合組合フエドレーションを組織するの程度に進めり。總べての完全に組織せられたる職業に於ては地方支部は結合し又は國家的組織に合同したり。都市に於ては地方的組合は通常更に「労働協議所」又は「労働組合聯盟」ユナイテッド・ラバラーズ・リーグを組織せり。關係ある職業例へば建築業の如きは又た屢々地方的に聯合して「聯合建築業者協會」の如きものを組織し以て、全團體の利益に反せりと認めたる場合に於ては其の目的を達せんが爲めに個々の團體を應援せんと企てたり。最後に米國に於ては鐵道友愛會を除く外殆んど總べての地方的及び國家的の重要労働團體は、團體に加盟せる労働者の一般的利益を維持するを以て目的とせる亞米利加労働聯合協會(American Federation of Labor)の會員たり。

労働團體の現勢 米國に於ける労働團體に加盟せる會員數の正確なる統計を得る事能はずと雖も、千九百年に於ける調査報告によれば工業、運輸及び製造、並びに機械的職業に従事せる大約一千万人中の十五パーセント以上は労働組合の會員たりしと云ふを以て確かに眞理に近かしと云ふ事を得ん。其中殆んど百萬人は亞米利加労働

聯合協會の會員たりき。或る精密なる見積によれば米國に於ける勞働組合の會費支拂濟の會員は千九百十二年一月一日に於て二百十六萬二千九百二十六人にして其の中百七十六萬一千八百三十五人は亞米利加勞働協會に屬したり。英國に於ける勞働組合の會員は比較的大にして千九百十二年一月一日に於て三百一萬三百四十六人なりと報告せられたり。之れ一面に於ては英國に於ては勞働者は更に完全に組織せられたると他面に於ては其の人口中賃銀勞働者の大多數を占むるが爲めなり。

第三百十三節 勞働團體に對する英國の法制史 勞働組合が英國及び米國に於て其の有力なる現在の位置にまで發達せる徑路は極めて興味ある歴史を形成するものなり。英國に於ては十九世紀の初期に於ては勞働者の團體組織は普通法(不文法)及び明文法に於て兇徒嘯聚罪を交成するものなりき。明確に之れを禁止したる法律は千八百二十四年及び二十五年に於て撤廢せられたり、然れども其の法律上確定せる位置を有するに至られるは千八百七十年代の初期以後の事なり。其の當時(千八百七十一年及び千八百七十六年)通過したる勞働組合法の下に於ては久しき間其の役員又は會員の爲したる私的犯罪行爲に對する損害に對して出訴する事能はざるものなりと信せられたり。此の見解の誤謬なる事は千九百一年英國最高法院に於て有名なるタフ・ベ

ール事件の判決に於て宣告せられたり。其の結果、某鐵道友愛會に對して殆んど二十五萬弗の多額に上れる損害及び經費の賠償を要求せられたり。此の判決は勞働組合の側に於て議會の決定によりて勞働團體をして損害賠償訴訟より免ぬかるゝを得べきを明確に規定せんとするの運動を起こすに至らしめたり。千九百六年の總選舉に於て五十七名の多數に達せる勞働者の代表者は議會に送られたり、而して主として彼等の運動の結果として同年に於て勞働紛議條件の通過を見るに至り、其の結果雇主及び傭人の團體は共に勞働紛議に關係して爲したる行爲に對して法廷に於て、損害賠償を要求せらるゝの義務を免ぬかるゝに至たり。千八百七十五年の財産法の共謀及び保護に關する法規は既に、勞働紛議に關連せる如何なる行爲も、其の個人的に行なはれたる場合に於て刑事上の犯罪に非らざる行爲は、二人或は以上の人々によりて行はれたるが爲めに共謀罪(兇徒嘯聚罪)として處分せらるゝが如き事無きを宣言したるを以て、今や英國に於ては勞働組合は他の如何なる國に於けるよりも多くの自由を有し、悉かに法律上の拘束より免ぬかるゝ事を得たり。

第三百十四節 米國の勞働法規 米國に於ける勞働團體の發達は法律上の拘束に依りて著るしく妨げられたる事無し。賃銀の増加或は時間の短縮を目的とする同盟罷

業は法律違反とせられたる事罕れなり、而して多くの州に於ては此等のストライキは法律上に於て明確に認許せられたり。實際上に於て州立法部の態度は一様に労働團體に對して有利なりき、特に或る州に於ては労働者が斯る團體の會員たるの理由の下に之れを解備するが如き雇主の行爲を禁止せる程に労働者に有利なりき。其他の目的を有するストライキ、例へば雇主をして既に解備したる労働者を再び採用せしめんとし或は労働組合の會員たらざる労働者を解備せしめんとするが如きストライキは往々暴動罪として處分せられたり。斯る場合に於ける法廷の反對は斯る労働團體に對する反感に基くものに非ずして、労働團體に屬せざる個人の權利を尊重せんと欲するが爲めなりき。即ち紐育州の控訴院は非組合労働者の解雇を求めんとする組合の努力を暴動罪として判決するに當りて左の如き語を用ひたり。即ち「國家的政策及び社會の利益は其の市民が適法なる労働及び職業に従事すべき充分なる自由を認むるものなり、而して若し労働者の團體又は結合の目的が其の自由を妨害し或は拘束せんとし、而し雇主との契約又は交渉によりて、労働者の位置を失はしめ又は其の職業を奪ふが如き罰則の下に、他の労働者を強制して労働團體の會員たらしめ、且つ其の團體の規則及び條件に服従せしめんとするにあらば、斯る目的は明かに違法にして且つ我が

政府の精神及び其の國家的組織の性質と衝突するものなり。」此の判決を此處に轉載したる理由は數年の後に至りて同一控訴院は、同問題を更に労働組合の見地よりして觀測したる結果、右と同一目的を以てせるストライキは非組合労働者を害せんとするの目的に非らずして組合の維持を目的となすものなりとの理由の下に適法なりと判決したるを以てなり。此の實際的意見の變化は至極適切に米國の法廷が労働爭議の問題に關連して普通法を適用せんと努力するに當りて遭遇せる困難を例證するものにして且つ其の何故に諸州に於ける法廷の權威ある決定に依つて示められたるが如き反對の結論に達するものなるやを説明するものなり。労働紛議に關連せる爭議の性質に關する全問題が、恰かも英國に於て實施せられたるが如く米國に於ても法制上に於て明確に規定せらるゝ事を得ば非常の成功なるべし。

労働組合は賠償の責を負ふ 最近に至るまで登録せざる労働組合は、恰かも英國に於ける如く、米國に於ても損害賠償の訴訟を受くべき義務なきものなりと認められたり。雖も、曩きに利用したる英國の判決は米國の法廷に於て歡迎すべきものなりとし、て採用せらるゝに至たれり、而して現今に於ては労働組合に對して賠償の訴訟を提起せられ、且つ組合に對して此れに關する裁決の與へられたる數件の記録あり。此等の

裁決が労働組合を導ひて有効なる運動を爲さしめ以て米國の法制を改正して英國に於ける新労働紛議法の如き法制を制定するに至らしむべきやは將來の問題に屬せり。然れども労働組合は他の團體(産業合同)に於けるが如く或る種の法律的監督を受けるに至るべきは著者の信する所なり。若し經濟的責任より免ぬかるゝ事を得ば——而して此の計畫は頗る歓迎すべき事なり——労働組合は後節(第三百十七節)に於て主張したるが如き行政上の監督及び規定に従はしむべきものなり。

第三百十五節 集合的契約 賢明なる労働者組合員(チニオニスト)は其の常に獲得せんと努力しつつある賃銀の引上げ及び労働時間の短縮を得んが爲めに單獨の契約に依らずして主として集合的(團體的)契約(コレクティブ・アグリーメント)を爲さんとしつゝあり。彼等は孤獨の労働者が契約力の薄弱なる事を認めて労働組合を以て職業を得んが爲めにする無制限なる競争を拘束し且つ總べての關係者に對して標準賃銀率を設定して各階級の勢力が雇主に對して略ぼ同一の賃銀を得せしむるの機關たらしめんと主張しつつあり。雇主が此の方針(ポリシー)を認むる所に於ては賃率の範圍は雇主の代表者と組合の代表者との協議によりて決定せられ通常一ヶ年を其の契約の有効期間と爲すものにして而して其の契約期間内に於ける組合の役員(オフィサー)の爲すべき重なる任務は其の組合の結合を強固ならしめ出來得べ

くんば其の會員を増加し且つ賃銀及び労働時間に關する協約の勵行せられつゝありやを監督するにあり。米國に於ては此の發達の程度は僅少の工業に於てのみ達する事を得たるに過ぎず。他の多くの工業に於ては雇主は今尙ほ舊式の賃銀決定方法を主張し従つて労働組合は其の存在の爲めに奮闘を爲さざるべからず。

雇主の反對 雇主の集合的契約に對する反對には種々の論據あり。彼等の多くは其の實業を自己の方針に依つて經營する事を認められたしと主張し且つ彼等は常に自己の傭人と協商するの準備あるも出張委員(トリップ・マン)即ち之れを以て其の職業と爲しつつある「労働組合の役員」と何等の交渉を有せずと主張しつつあり。此の論争に對する労働組合の應酬は賃銀及び労働時間の問題は被傭人の關する事項たると同時に雇主の關係する事業たり而して若しも労働者が其の賃銀及び労働時間の決定に關する協議の任務を経験ある代表者に委托せんと欲せば彼等は恰かも雇主が其の傭人たる労働者と接衝せしめんが爲めに専門の監督を雇入るゝと同一の權限を有すべきなりと云ふにあり。他の反對論は労働組合の役員(オフィサー)の要求は彼等に對して讓歩を爲す毎に倍々無理なる注文となるものなり而して又た集合的契約の成立したる後に於ても雇主は代表者の決定を排斥するやも計り難き被傭労働者によりて其の契約を履行せらるゝや

に就き何等の保障を有せずと云ふにあり。組合員は之れに對して勞働組合には猶ほ恰かも他の諸種の組合に於けるが如く種々の役員ある事疑ひ無しと雖も、雇主が集合的契約の原則を承認する事は勞働者の首領をして妥協並に平和的決定を招徠せしむべき確實なる方法なりと應酬しつゝあり。彼等は又集合的契約の久しく實施せられたる工業に於ては、之れが實施に對して雇主の側に於ても殆んど何等の不平の存せざる事の疑なき事實を指摘したり。集合的契約が整式に行はるべき事は被傭人によりて擁護せられざる事は、雇主の側に於て現はれたる所よりも更に甚だしき隔りあるものなりとは組合員の主張する所なり。此の集合契約の制度が薄弱なる組合に依りて後援せられたる場合、或は最近に於て採用せらるゝに至り爲めに關係勞働者によりて充分に其の眼目とする所の了解せられざる場合に於てのみ實際の危険を生ずるものなり。最後に雇主は標準賃率に對して、之れ仕事の分量及び性質に拘はらず一定の賃金を獲得せんとする企てなりとの理由を以て反對しつゝあり。彼等は又た標準賃率の協定せらるゝや否や、勞働者は一面に於ては其の努力を減せんが爲めに、且つ他の一面に於ては自ら仕事の分量を減する時は、怠慢なるか或は標準賃率以下の仕事を爲すに過ぎざるが爲めに職業を失ひたる他の勞働者に對して職業を與ふる事を得べしと

の見込を以て、彼等の仕事を霍亂せんと企つるものなりと愁訴しつゝあり。之れ疑ひも無く標準賃率に對する最も重大なる反對論なりと雖も、勞働組合員は他の側に於て議論すべき幾多の論據を有せり。即ち彼等の主張は第一に此の反對論は單に時間勞働に對してのみ適用せらるゝに過ぎず、而して實際に於て出來高賃銀ピースウエアシユの制度は屢々集合的契約の目的としたる所なり、第二に標準賃率は單に最低賃率に過ぎず、而して何物も雇主が勞力が最低賃銀を値せざるが如き勞働者の傭入を拒絶する事を拘束する事無く、猶ほ又た更に多くの働きある勞働者に對して多額の賃銀を與ふる事を拒むものなきし、而して最後に競争的賃銀制度の下に於ては雇主は其の勞働者を酷使して早老に陥らしむるものなり、依つて被傭人は其の聯合の力を以て幾分か日々の勞力の程度を緩和するに努むる事を是認せられざるべからずと云ふにあり。

結論 此等の相反對せる議論の中より均衡を得る事極めて困難なり。勞働者の間に於ては此の世界に於て一定の勞力を要する仕事の存在せる事及び失業は勞働者が同一の密度を以て勞働を繼續する限り、其の仕事が圓滑に行はれざるの事實によつて生ずるものなりとの、一般的觀念を有するものなる事疑を容れず。此の時代に於ては人は自ら少なく働く事によりて以て他人に職業を供給する事を得べしとの觀念の誤

認に屬する事を主張するの必要無かるべし。遂行せらるべき仕事の分量は、各種の貨物に對する需要の如何に依頼するものにして、而して此の需要は貨物其の物よりして來たるものなり。即ち之れと同じく若しも各種の産業上に於て勞力の生産力が十パーセント丈け減せられたる時は、勞力に對する需要も亦た必らずや略ぼ之れと同一の割合を以て減するならん。之れと同一の結論は既に説述したる賃銀論より引證する事を得べし。自由競争状態の下に於ては賃銀は勞力の生産する所と同一の割合を有すべきなり、而して若し勞働者が著るしく其の生産力を減じたる時は、其の賃銀は又た之れに比例して減せられざるべからず。賃銀が或る期間に亘りて支拂はるべき基金は勞働者の生産する所のもの以外に存在するものに非ず。故に各人の勞力の生産物を減縮せんとする事に對する職業分配論は全然根據なきものなり、而して斯る政策は全賃銀勞働者の階級に對して不利益を來たすに過ぎず。他面に於ては雇主は往々其の勞働者をして、僅々數年の間に於て其の元氣を消耗せしむるが如き猛烈なる程度を以て勞働に従事せしめんと欲するものなりとの主張、及び勞働者の最善の利益並びに社會の利益は勞働者をして更に中庸の働たらきを爲さしむべきを要求するものなりとの主張は疑ふべからざる眞理を包含せるものなり。之れ實に勞働組合が各人の勞

力の生産物を節減せんとする眞目的なる限り、假令結局之れに比例して賃銀を減ずるに至るべきものなりとするも、猶ほ此の政策は是認せらるべきものなり。少額の日々の所得も、最多數の年限に至り元氣旺盛にして且つ能率の大なる勞働を續くる事を得るに於ては、健康及び元氣を犠牲にして得たる高き勞働賃銀よりも、何れの點より觀測するも遙かに優される事明かなり。

第三百十六節 同盟罷工及び工場閉鎖 雇主が勞働者と團體的契約を爲す事を拒絶する時或は勞働組合の代表者が雇主の代表者と協定する事能はざる場合に於ては同盟罷工或は工場閉鎖を生ずるの虞れあり。同盟罷工は勞働者の發議せる一般的休業にして、工場閉鎖は雇主の主働せる同一の休業なり。ストライキ及びロックアウトは一見集合的契約の論理的附隨なりと認めらる。一個の勞働者が其の得んと欲する賃銀又は勞働時間に關する條件を得る事能はざる時は其の職業に就く事を拒むならん。之れと同様に雇主は又た其の自ら好まざる處の條件を以て勞働者を僱ひ入るゝことを拒絶すべし。ストライキ及びロックアウトは右と同一の現象が集合的契約の大舞臺に於て演せられたるものなりと認めらるべし、然れども此等二個の場合には重大なる相違あり。勞働者が就職を斷り或は雇主が僱ひ入れを拒絶する時は、之れ通常他の

人と有利なる條件を以て契約を爲さんとの希望を有せるものなり。此の轉換の希望はストライキ及びロックアウトの場合に於ては存在せざるを普通とす。即ち之れよ生りずる仕事の休止は屢々何れかの一方が讓歩するに至りて完結するものにして、其の場合に於ては同一の雇主の下に於て全く同一の労働者によりて業務を開始せらるるものなり。斯くてストライキ及びロックアウトは其の繼續する間は、労働者に對しては總べての腐敗的結果と共に怠惰と賃銀の損失とを來たすものにして、雇主に對しては資金を遊ばし、資本價格を減じ且つ事業の損失を來たし、全社會に對しては貨物の生産額を減じ且つ欲望満足の損失を來たすものなり。假りに此等のストライキ及びロックアウトが實際上に於て屢々發生したるが如き、暴行又は不法の行爲を伴はずとするも、一般の繁榮に對して重大なる障礙を來たすが如き大規模の損害及び浪費を生ずるものなり。同盟罷工の高價なるを説明すべき顯著なる實例は千九百二年の無煙炭坑同盟罷工調査委員の報告に依りて提供せられたり。其の報告に依れば此の同盟罷工は五月より十月まで繼續したるものにして、炭鑛會社の收入に對する損失高四千六百萬弗に達し、其の内には労働者が其の仕事に従事したる場合に於て支拂はるべき賃銀約二千五百萬弗を含み、且つ石炭を輸送すべき鐵道運賃二千八百萬弗の損失

を生じたる事を見積りたり。石炭の缺乏より生せる所の社會の受けたる不便並に實際的苦痛は金錢を以て計算する事能はずと雖も、之れ明かに他の損害の總和と同様に重大なるものならん。

千九百二年の無煙炭罷工 無煙炭罷工は又た屢々ストライキに伴ふ所の暴行及び不法行爲の弊害を説明するものなり。該調査委員の語に依れば「其の歴史は暴動と殺戮とを以て汚され、理由なくして殺害せられたるもの三人に及べり、被害者の中の二人は自ら働くべき權利あるを主張したることある外に何等の罪なく、又た他の一人は官吏にして其の職務上平和を維持せんと努めつゝありたるものなり。備はれんことを欲し或は仕事に従事したるものは攻撃せられ威嚇せられ且つ彼等並びに彼等の家族は恐怖せしめられたり。斯る労働者の家屋はダイナマイトを以て爆破せられ或は攻撃せられ且つ何等の罪なき婦女子の生命は危険に曝露せられたり。」加之暴行及び威嚇は同盟罷業及び之れに同情したる人々が他人の労働に従事することを阻止せんとするに供せし唯一の手段にはあざざりき。即ちボイコットは自由に使用せられり、而して該調査委員の定義する所に依れば「ボイコットは多數人の結合が其の意思を一個人又は少數の人々を強制せんとする方法にして、斯る人々に對して、他の人々をして社

會的交流を爲し、又は利便ある實業的交通を爲す事を差し控ゆべきを強制するものなり。」

暴行脅迫及びボイコットの爲す理由 無煙炭罷業に伴ひたる暴行脅迫及びボイコットは凡べての重大なる労働紛議に關連して發生すべしと豫期せらるゝ所と程度に於て異なるのみにして、此れを引き起したる同盟罷工及び閉鎖に對して有力なる攻撃を惹起する原因をなすものなり。此等の事項は特に起り易き傾向を有するものなり、何となれば無煙炭同盟罷工調査委員の指摘したるが如く「威嚇並びに暴行に依るに非らずんば即ち其の従前の位置に止まり其の仕事に従事せんとする労働者に對して、此等の行動を採る事無くんば同盟罷業の常に考慮しつゝある雇主を強制するの力薄弱にして、其の要求に對する服従を餘義無くせしむる能はざる事疑ひを容れず。」勿論斯る行動は不法の行爲なりと雖も、自治の社會に於ては多數の同情が法律を無視する側に集まれる場合に於ては、法律を勵行する事甚だ困難となるなり。米國に於ては同盟罷工に關連して警察官の支配する事能はざる暴動及び殺戮を阻止せんが爲めに民兵の出動を必要としたる事屢々之れあり。

第三百十七節 同盟罷工豫防計畫 同盟罷業並びに工場閉鎖を不要ならしむる諸計

畫は三種の異なる方法に區別する事を得べし。即ち(一)雇主及び被雇人等の協調により其の自から設立せる仲裁裁判所に對して双方の主張の相違を解決せん事を依託する方法(二)政府の設立せる宥和並に仲裁裁判所に紛議を依託し且つ此等の裁判所の決定に對して隨意に承諾する方法に依るもの(三)政府の設立せる仲裁裁判所又は普通の法廷に依りて強制的仲裁裁判所の方法に依るもの即ち之れなり。

工業仲裁裁判制度 集合的契約が其の目的を達する能はざる時は仲裁裁判を開設するの工業的協定は既に英國に於て一般的に行はるゝ所にして、米國に於ても或る程度まで行はれつゝあり。久しきに亘たれる同盟罷工或は工場閉鎖の行はれたる後に於ては雇主も被雇人等も通常將來に於て同様の障碍の生ずべきを防遏すべき何等かの機關の必要なるを認むるに至るものにして、此の感情よりして兩者の相違を緩和し仲裁すべき或る種の計畫の生ずべきは自然の傾向なり。斯る計畫は彼等の目的を成就せしむるに於ては極めて便宜なる方法なりと雖も、經驗上此等は單に極めて微細なる雇主と被雇人との間に於ける意見の相違を緩和すべき任務に當るに過ぎざるものなる事を示めせり。重大問題の發生して兩者の意見の全然相反せるが如き場合に於ては仲裁裁判所に依りて提示せらるべき妥協案は双方共に承諾せざるべし。斯る場

合に於ては兩者共に舊式の方法に依つて戦闘を開始するの外無かるべし。

任意的一般仲裁裁判所 同盟罷工並びに工場閉鎖を廢止せんとして企てたる工業協定に失敗したる經驗は多くの諸國をして一般的協定及び仲裁裁判所を設置するに至らしめたり。此等の機關は純然たる任意的團體にして工業紛議に對して關與すべき權力を有せしめんが爲めに兩當事者(資本家及び労働者)中の一方又は双方の招きにして開設せらるゝ所の從屬的機關たる事を得べき、或は關係者をして其の判決に服従するを強ゆる事能はず、又た彼等が其の判決に従ふよりは戦闘を開始せんと欲する場合に於て之れを拒む事能はずと雖も、猶ほ紛議の原因を研究し且つ其の結果に依つて判決を爲す事を得るの程度に於て獨立の機關たる事を得べし。第一種の仲裁裁判所は最初米國に於て試みられたるものなりと雖も、間も無く多くの場合に於て、何れの團體も平和的解決を見る事を得べき限度を越へざる範圍に於て仲裁裁判所の決定に服従するを欲せざるものなる事明かなるに至たり。此の確信は英國及び米國の數州に於て自己の主動に依りて産業紛議の原因を研究すべき權能を有する調停及び仲裁裁判所を設立するに至らしめたり。米國に於ても此の方針に従つて更に大に爲すべき餘地ある事を考慮すべき理由あるが如し。大多數の場合に於て労働紛議の

解決は其の問題に關する社會的見地を以て決定せられつゝあり。之れ畢竟何れの團體も他の一方と社會との勢力に對抗するに足るべき充分なる力を有せざるを以てなり。之れに關する大なる困難は社會其の者に對する或る種の教育機關の存在するに非らずんば社會は労働紛議の平和的解決をなさんが爲めには、既に時機を失したる後にあらずんば其の紛議の原因に通曉する事能はざる事なり。労働紛議の生じたるを知られる瞬間に於て權力干渉を爲す事を得べき國立の調停仲裁裁判所は時としては單に兩團體を接觸せしめ、且つ調和の基礎を提示するのみにて其の調停を成就する事を得、且つ之れと同時に兩者の誤解を解き且つ其の反感を緩和する事を得べし。之れに失敗するも尙ほ其の問題に就きて調査したる所を公表し且つ其の公平なりと認むる所の解決方法を明瞭に指摘して、其の壓力を兩當事者中比較的強硬にして協調的ならざるものに加へ以て妥協を爲す事の戦闘を開始するよりも有利なる事を感じしむるに於ては久しきに亘たる所の同罷業工ストライキ又は工場閉鎖は避くる事を得べきなり。即ち假令其の宣告を強制する力無しとするも尙ほ國立調停及び仲裁裁判所は屢々同盟罷工及び工場閉鎖を妨遏する事を得るなり。

強制的調査の提議 労働紛議を解決せんが爲めにする政府の干渉を是認すべき重

なる理由は、其の間に於て常に多少の社會的利益に關するものがあるが爲めにして、且つ社會全斑の爲めに産業上の平和を維持せんが爲めには如何なる努力をも惜しむべきものに非らざるを以てなり。米國大統領が既に述べたる無煙炭ストライキに干渉したるは此の理由に基くものなり。大統領の設置したる調査委員の報告に於ては、該調査委員は「鑛山の監督及び坑夫等が、其の同胞數百萬市民に對して石炭饑饉の殘酷なる苦痛を與ふる程に彼等の紛争を甚だしからしむる事實に依りて表はされたる所により、彼等は明かに廣く社會に對する責任の觀念を缺くものなり」との印象を與へたる事を宣告したり。其の意見に依るに該調査委員の報告は更に「其の紛議に含まれたる問題は社會の平和及び善良なる風俗並びに安寧及び快樂に對して危險を以て脅威するが如き社會的結果を生ずるものなることを認むるが如き重大なるものにあらず。若し何れの團體も斯くの如き重大なる結果を避けんが爲めに讓歩を爲さずとするも、仲裁裁判所は其の到達すべき極端なる結果を豫防する事を得たるならん」と述べたり。將來に於て斯る結果を收さめんが爲めに該委員は大統領及び諸州の知事に對して彼等が産業上の紛議が極めて重大にして、之れが調査を必要と認めたる場合に於ては「強制的調査委員を任命する事を得る權限を賦與すべき事及び斯る調査委員に對しては

總べての重要な報告を聚集し且つ紛議の結果に關して適當なる解決を爲す事を得べき充分なる權限を與へん事を主張したり。強制的調査に關する斯る委員の必要なる事は疑ひを容れざる所なり、而して斯る委員は合衆國議會並びに州議會に於て推薦せらるべきを望まずんばあらず。

第三百十八節 強制仲裁裁判 米國に於ては産業的紛議の遂行中を通じて資本家も勞働者も共に社會の利益を無視する事特に甚だしきに拘らず、強制的調査以上に更に強硬なる救済方法に對する要求無きが如し。然れども大洋洲に於て行はれつゝある強制仲裁裁判 (Compulsory Arbitration) 制度の經驗は注目し値す。總べての國家を導ひて國內に於ける紛争を停止せしめたる所の共通の勢力、及び意見の一致せざる人民が相互に戰鬥を爲さんよりも寧ろ之れを法廷に於て争はんとするの主張は、遂に産業上の紛議に關して同一の政策を採用するに至らしむべし。若し多くの有力なる實驗家の主張するが如く、同盟罷工及び工場閉鎖が全く強制仲裁裁判によりて改廢せられて、雇主被傭人又は社會に對して何等の弊害を及ぼす事無しとせば、産業紛議の當事者を強制して權威ある仲裁裁判に服従せしむるの制度が總べての進歩せる國家に依りて採用せらるゝに至るべきは單に時日と機會の問題に過ぎざるべし。

新西蘭の制度 強制仲裁裁判制度の先驅は新西蘭^{ニュージーランド}にして、其の同盟罷工及び工場閉鎖を有罪とせる最初の法律は千八百九十四年に通過したり。經驗は此の法律を屢々改正せしめたりと雖も、其の法規を犯し産業上の普通の行爲を妨害したる者に對する刑罰の範圍を狭くし、或は之れを輕減するが如き修正は毫も行はれざりき。此れに對して千九百八年に於て重要な修正を加へられたる後に於ける制度の概要を述べれば左の如し。此の條例の下に適用せんが爲めに少なくとも總べての労働者及び紛争に當りて主動の位置に立たんとする雇主は「産業組合」(Industrial union)を組織せざるべからず。十五人又は以上の被傭人、或は三人又は以上の雇主或は法人組織の會社は斯かる組合を組織する事を得べし。然れども政府は無用の重複を避けんが爲めに、既に建設せられたる組合に對して入會を要求するが如き組合の設立を認可する事を否とせり。紛争の生せる場合に於て産業組合に組織せられたる被傭人、又は雇主に對する普通の行爲は、調停委員(Commissioners of Conciliation)の援助を求むるにあり、而して該委員中の三名は全國より政府によりて任命せられたる者なり。此處に於て其の紛争の中に入り込み之れが解決の爲めに全力を投ずるは此等委員中の一部の義務たり。若し其の個人的努力の失敗したる時は彼れは調停局に於て相共に協力すべき同數の委員^{アッセンブリー}を双

方より任命せしめて調停會議(Council of Conciliation)を組織せざるべからず。此の會議は紛争の中に含める總べての問題を充分に攻究し、且つ凡べての狀況に於て公平なりと認めらるべき解決に従ふ事を拒む場合に於ては、之れを仲裁裁判所(Court of arbitration)に控訴する事を得るなり。仲裁裁判所は極めて重要な裁判所たり。其の裁判長は最高法院の判事たらざるべからず、而して他の二名は各々雇主側及び被傭人側を代表するものにして、全國に於ける總べての聯合産業組合より推薦したる名簿中より政府(州知事)によりて任命せらるゝものなり。仲裁裁判所は最高法院の直下に位すと雖も、其の行動は毫も證據に關する諸規定の法律上の手續に對する傳說的制限に束縛せらるゝ所なし。仲裁裁判所は最も簡單にして且つ最も直接の方法を以て重要な事實に接觸せんと努め、且つ此の目的に對して證人の召喚、帳簿の検査等を爲すべき充分なる權力を有するものなり。仲裁裁判所、調停會の決定を基礎として、整式の宣告を爲すものにして、其の宣告に對しては上訴する事を得ず、且つ紛争に關係せるものは悉く該宣告に於て指定したる期間即ち通常三ヶ年間の束縛を受くるものなり。此の宣告は決定に於て必要と認むる時は之れを擴張して同一の地方に於て同一事業に従事せる他の雇主又は被傭人を包括し、或は更に全國に及ばす事を得るものなり。其の宣告の適

用せらるゝ範圍の人々にありては該宣告に記載せられたる狀況を變化せしめんが爲めに同盟罷工又は工業閉鎖に携はる事は極めて重大なる犯罪行爲たり。之れが違反に對しては重き罰金を科せらる而して此等の刑罰を賃銀労働者に對して實施するに當りては彼等が之れを支拂ふに至るまでは其の將來に於ける賃銀を以て第一差押物件たるの規定を設けられたり。此の制度は今日に至るまで既に殆んど二十年間實施せられたるが其の結果新西蘭に存在せる殆んど凡べての工業にして産業上の紛議を生ずべき恐れあるものは、労働賃銀労働時間及び其の他の雇傭條件に關しては仲裁裁判所の判決によりて規定せられたる簡條によりて束縛せらるゝに至たれり。此の制度は斯くの如く著るしく同盟罷工並びに工場閉鎖を停止せしむるに至りたるのみならず、雇主と被傭人との關係を法廷の規定に任せしむるに至たれる事、恰かも十六世紀の英國に於けるエリザベス法の結果に比較する事を得べき程度に達せしめたり。然れども其の重大なる相違はエリザベス法は主として雇主を利益せんが爲めの立法なりしに反し、新西蘭の法律は主として労働者に利益を與へんとするにあり。

其他の經驗 新西蘭の經驗の明かなる成功は千九百二年に至りて新南威西を導きて強制仲裁裁判の制度を採用せしむるに至たらしめたり。西濠洲は一年以前に之れ

を採用し、而して千九百四年に至りては聯合強制仲裁裁判法は全濠共和國に於て實施せらるゝに至たれり。新南威西の制度は、地方的調停局を設けずして總べての紛議を中央仲裁裁判所に於て解決すべきを規定したる點に於て、其のモデルたる新西蘭の制度と異なれり。該法律は又た中央仲裁裁判所の宣告は單に紛議の當事者に對して適用せらるゝのみならず、其の代表せる全工業に對して適用せらるべきを規定したり。即ち新西蘭に於ては稍々偶然に成就せられたる結果、即ち全國を通じて雇主と被傭人との間の關係を支配すべき廣汎なる労働法は新南威西に依りて徹底的に企圖せられたり。此の法律は勿論立法部に於て修正せらるゝ事を得べしと雖も、該法規は次章に於て考究したる労働法に關しては、産業關係の調節者たる自由競争及び自由契約に對して嚴重なる制限を設くるものなり。強制仲裁裁判制度は今尙は經驗時代に屬せり、従つて其の成敗如何を判斷するには餘りに斬新の事例たりと雖も、此の制度は明かに同盟罷工問題の解決に關係を有する總べての國々の考究を値ひすべし。

第三百十九節 労働紛議に法廷命令の使用 同盟罷工に屢々伴なふ所の暴行及び秩序の紊亂の經驗は米國に於て所謂「法廷命令」(the injunction)と稱する法律上の手續を自由使用せらるゝに至たれり。此の手續は財産に對する挽回し難き損害又は繼續せ

る損害、即ち事件の性質により、若しも損害の發生したる場合に於ては適當の賠償を得る事能はざるが如き種類の損害を豫防する手段として、英國の衡平裁判所に於て採用し擴張せられたり。其の手續の特徴は裁判所が或るインジャンクションを發したる時は其の命令の違反は裁判所を輕侮せる結果となり、且つ之れを犯かせる者は裁判の決定すべき刑罰を受くるものなり。犯罪者に對する普通の保護例へば倍審官による審問及び辯護士に依りて代表せらるゝ事を得るの權利の如きは使用せられず、而して其の事件に携はれる裁判所其のものは自ら之れが起訴者となり、判事及び檢事之れに加はる。此の制度に於ける避け難き傾向はインジャンクション事件に於ける審問に於て、犯罪の何たるを問はず、法廷と訴訟せられたる人との間の關係の特質を表はすべき審判の性質を奪ふに至たるものなり。

法律上の理由 法廷命令インジャンクションの手續を勞働紛議に適用する事を得べきは極めて明かなり。同盟罷業中の勞働者が財産の破壊及び事業の妨害を含める不法の行爲を犯かすの傾き甚だ多し。加之彼等は通常、其の犯かせる損害に對して之れを充分に回復せんが爲めに民事訴訟を以て賠償金を出ださしめんとする事の不可能なるの意義に於て全く無責任なる人々なり。此等の理由に依り裁判所は直ちに勞働者に對して財産の

破壊を含める不法の行爲をなすべからざるの法廷命令インジャンクションを發行するものなり。法廷命令は又た更に進んで勞働者に對して同盟罷工は事業を妨げ且つ損害を生ずるものなりとの理由の下に同盟罷工を爲さざる事を命じたるが如き事あり、然れども最善の大家リテは法廷命令の斯くの如き使用を是認するものに非ず。

實例 米國に於ては法定命令は特定の個人に對して一定の行動をなすべからざる事に關する明確なる命令を爲すの手續より進んで、無數の人々に對して特殊の事項を爲さざるのみならず更に一般の不法の行爲を控ゆべき事に關する一般的命令を爲すに至たれり。即ち千八百九十四年のブルマン同盟罷業ストライクより生ぜし、有名なるデブス事件に於て、米國鐵道組合の會員及び「其の何人たるを問はず他の凡べての人々」に對して二十三個の大鐵道組織の事業に對して如何なる方法を以てするを問はず、之れに干涉する事を禁止せる法定命令インジャンクションは米國巡回裁判所によりて發せられり。斯の如き包括的法廷命令を是認すべき理由は、猛烈なる同盟罷工の行はるゝ時は、豫め如何なる人々が其の感情に動かされて、不法の行動をなし、或は如何なる特殊の不法行爲を犯かすものなるかを知る事能はずと云ふにあり。法廷命令インジャンクションは理論上決して不法行爲以外の行動を禁止するものに非らざるを以て、之れが發行は法律に服従せる市民に對して毫も損

害を及ぼすものに非らずと論せらる。

斯の如きインジャンクションの使用に對する反對 若し同盟罷工に關連して適法に爲す事を得る事と爲すべからざる事とが明瞭にして且つ確定せるものなる時は此の辯明は徹底すべし。然れども不幸にして米國に於ては既に指摘したるが如く、之れに關する法律は明瞭ならず又た確定せるものに非ず。暴行脅迫兇徒蒐聚等の語句は通常同盟罷業者に依りて行はるゝが如き不法の行爲を指示せんが爲めに用ひらるゝ所なり。斯る状態の下に於て或る法廷が他の法廷に於ては斯る非常の救済手段に依るを是認せざるが如き所の行爲を拘束せんが爲めに法廷命令インジャンクションを發する時は、之れが爲めに他の裁判官は彼等の一般に用ふる所の語句(暴行脅迫等の)に該當せるものなりと認めざる行動に對して、一部の法廷に於ては法廷命令に違反するものなりとして處罰する事あるに至るべし。法廷命令の手續に對する米國労働者の反對に關する理由として更に之れよりも重大なるは、裁判所の判決に於て用ひられたる言辭に依りて印象を與へられたる確信、即ち米國の法廷は産業上の紛議に於て問題となれる個人の權利を公平に維持する事を誤まるものなり。彼等裁判官には雇主の財産上の利益を保護するに努むるに急にして被傭人の個人としての權利を無視すものなりとの非難を蒙

りつゝあり。陪審制度の下に於ては此等の個人的權利は適當なる考慮を受くるものなり、従つて此の理由に依りて法廷命令違反事件コンセンクトに於て陪審制度の下に裁判を受くるの權利を奪はるゝ事は労働者に於ては格段の苦痛なるが如し。

之れが回復策の提議 著者の見る所を以てせば此の狀況に對する回復策は、労働紛議に關連して法廷命令インジャンクションの手續プロセスの放棄に非ず將た之れが重要な修正にもあらず、蓋し他の方法の失敗した場合に於て、此の手續が法律及び秩序を維持するの手段として有効なる事は充分に證明せられたるを以てなり、然れども労働紛議に包含せられたる總べての權利に對して更に同情ある理解をなすに至る様裁判官を教育し、且つ此等の紛議に關連して不法の行爲と認めらるべき行動に對する立法を明確に正備する事を必要とす。此等の改革に加ふべきは、裁判官の面前に於て行はれたる法廷の侮蔑と外部に於て爲したる法廷の侮蔑との間に於ける區別なりとす。此の最後の事項に關しては辯護の權利及び陪審制度の裁判を許可する事は裁判所の權威に對して何等の危険を含むものに非らずと認む。同盟罷工に關する法律の明確なる英國に於ては、其の法廷は恰かも米國に於けるが如く自由に法廷命令を發しつゝありと雖も、法廷命令インジャンクションに依る管轄は毫も英國の労働新聞に依りて非難せられず、又た政治問題として労働黨の聊

かも非議せざる所なるは極めて顯著なる事實なり。

第三百二十節 労働組合の賃金に及ぼす勢力 本書に於て説明したる賃銀論は自由にして不偏的なる競争の下に於ては労働者は、勞力が生産物の價值に對して加ふる所と密接に一致せる所の賃銀を受くるの傾向を有するものなりと云ふにありたり。吾人は今や労働組合の存在は此の法則の運用に對して如何なる結果を及ぼすものなるやを研究せんとす。労働組合は單に雇主と被傭人との間の條件を平等ならしめ以て彼等の間に於ける競争をして其の公平なるが爲めに眞に自由ならしむるに過ぎざるものなりや、或は又た労働組合は労働者に對して自由競争が與ふるよりもより多くの利益を獲得することを得せしめんが爲めに、労働者の側に獨占の分子を輸入するものなりや。著者の意見に依れば労働組合の勢力は極めて例外的場合を除くの外第一の結果（即ち自由競争の結果）を來たすに過ぎず。米國に於ては多くの職業に於て労働組合に屬する労働者も亦た之れに屬せざるものも共に職業を求めつゝあり。組合員は絶えず非組合員を誘ふて彼等と共に結合して雇主より有利なる條件を得んと努力しつゝあり、然れども利己主義なるか、遠慮なき爲めか或は無頓着なるが爲めに、又は其の他の理由により、或る種の労働者は常に之れと同一行動を採る事を拒みつゝあり。

此の狀況の結果として雇主には非常の場合に於ては、其の必要とする勞力を集むる事を得べき勞力供給の源あり、而して此の勞力供給の源は労働組合の支配する事能ざる部分なり。此の組織せられざる労働者の職業を求めんとする競争は、労働組合が賃銀決定の上にも有する勢力を制限するものなり。労働組合が其の會員の爲めに收むる事を得べき最善なるものは労働者に對して完全なる競争的賃率を得せしむるにあり。若し彼等にして之れ以上の賃銀を得んとせんか雇主は總べての労働者を傭入るゝ事を拒絶すべし、而して非組合労働者の同階級に對する背信行爲は始まるべく、従つて此等の非組合労働者の職業を求めんとする競争は標準賃率を引下ぐるに至るべし。之れに反して、若しも此等の組合労働者が恰恫に其の利益なる方向を擇む時は、彼等は其の組合の労働者に對して略ぼ完全なる競争的賃率を獲得する事を得せしむるのみならず、更に進んで同職業に従事せる總べての労働者に對しても之を得せしむる事を得べし。普通の代表的雇主は此の程度の賃銀を支拂ふ事を得べし、而して其の賃銀契約に關する技術が労働者の側と相對して優劣なき時は此の程度の賃銀を支拂ふならん。労働組合が此の結果を收むるに於て爲せる任務を左の數項に要約することを得べし。

(一)労働組合は不公平なる條件を拒絶し、且つ公平なる競争賃率以下に賃銀を引下げん

とする雇主に對して損失を生せしめんが爲めに組織せられたるものなり。(二)労働組合は労働者に對して常に實際上に於て支拂はれつゝある賃率に關する報告を爲し、且つ之れに依て労働者をして状況に通せざるが爲めに不利益なる契約を爲すが如き事無きを期す。(三)労働組合は其の組合員に對して一般市場に關する報告を爲し、且つ雇主をして市場の状況良好なる時は、斯る労働組合の壓迫なき場合に於けるよりも迅速に賃銀の引上げを爲さしむるものなり。

開放的の組合は獨占に非ず 労働組合の勢力に關する以上の事項は、全部或は事實上總べての労働者が労働組合に屬する工業に關する考究を閉却せるものなり。斯る工業は既に述べたるが如く米國に於ても亦た英國に於ても殆んど之れ無し、然れども其の罕れなるの事實は毫も之れに關する興味を減殺するものに非ず、蓋し之れ労働組合員の實現せんと努力しつゝある目的を代表せる事項なるを以てなり。斯る工業に於て労働組合の賃銀に對する勢力は其の新會員の入會に關する政策如何に依るものなり。此の政策は多くの工場職工に於て其の爲すべき仕事に熟達するの容易なるや否やに依りて支配せらるゝものなり。例へば織物業に於けるが如く長期の熟練を要せざる場合に於ては、労働組合は雇主の備入るゝ總べての労働者を悉く其の會員たら

しめざるべからず然らずんば全織物業に對する支配權を失ふの苦痛あるべし。労働組合が斯くの如く總べての新入労働者に對して開放せられたる時は、組合が其の會員の爲めに獲得する事を得べき賃率は一定の熟練を要する工業の労働者に對する競争的賃率を超ゆる事能はざるべし。若し又た其れ以上の賃率を獲得するに於ては雇主は労働組合に屬せる總べての労働者を備入るゝ事能はざるべし。爲めに職業を失ひたるものは不平を訴ふるなるべし、從つて彼等は組合を脱退するか或は労働者に對する需要の増加が、其の職業を失はざりし幸福なる同僚と共に彼等を吸収するに至るまで標準賃銀の引下げを要求するならん。何れの場合に於ても標準賃率は競争賃率と略ぼ密接に一致するに至るまで引下げらるゝに至る事、恰かも従前の場合と同一なるべし。

第三百二十一節 門戸を閉鎖せる労働組合は獨占なるべし 或る種の職業に於ては労働組合が事實上全労働力を支配し且つ其の状況は獨占的利益を獲得するの手段として斯る支配を爲すことを得せしむるものあり。此等の職業は其の爲すべき業務に熟達せんが爲めに長時日の徒弟生活を必要とするか或は其の職業に従事する條件として、資格證明を要するが如き法律上の障礙ありて、親方職工の數の急激なる増加を妨

たぐるものなり。労働組合が此の種の職業に於て有力となり、爲めに其の徒弟の數を制限し或は徒弟期間を決定し、又は其の職業に入るべき試験を嚴重ならしむる時は競争者たる労働者の増加に對する有効なる監督を勵行する事を得べし。斯かる供給の制限に依りて労働組合は其の會員の爲めに事實上の獨占を得且つ彼等の勤勞に對する需要の許す程度に於て其の賃銀を向上せしむる事を得べし。斯の如き獨占の經營は勿論才智と熱練とを要すべし、何となれば組合は、此の種の職業を學ばんと欲して而かも拒絶せらるゝ他の労働者の反對並びに斯かる高價なる賃銀を支拂ふ事を欲せざる雇主の反對及び労働獨占の生産物に對して高價なる代價を支拂ふ事を好まざる一般消費社會の反對と戦はざるべからざるを以てなり。而かも斯る獨占は存在し又た現に存在せるものにして、且つ之れが實現は多數の労働組合員の主要なる目的とする所なり。此の種の労働獨占が一般的利益に依りて支配せられざる他の種類の獨占と同様に社會的困難を受くるものなる事は、著者の見地より以てする時は極めて明瞭にして何等の議論を要せざるべし。其の職業上に於て勞力の供給を斯くの如く支配する事を以て其の努力の目的と爲し、且つ之れを實現せんが爲めに徒弟の數を制限し高價なる入會金を徴收し、非組合員と共に労働する事を拒絶し且つ同盟罷工に際して非

組合員たる労働者が職業上に於て立脚地を作る事を妨遏せんが爲めに脅迫、暴行等有りらゆる手段を用ふるが如き組合は、トラスト及び其他の類似の獨占事業に對して與へられたると同一の非難を受くるものなる事を豫期せざるべからず。此等總べての諸政策は、脅迫及び暴行を除く外、労働生活の程度を維持し且つ他の職業に於ける所得に對して比例せる報酬の標準を維持する手段なりとして辯護する事を得べきものなり。然れども其の何れも野心あり能力ある人々をして、其の關係せんとする職業に熟達するを拒み、且つ其の元氣と計畫によりて既に其の職業に従事せる人々と同一の利益を受くる事を拒まんとするが如き手段として用ふるに於ては之れを擁護する事能はざるべし。

第三百二十二節 右以外の労働組合の目的——相互保險 以上に於て考究したる目的に加ふるに労働組合は其他の極めて推奨に値すべき目的を有せり。多くの労働組合特に熟練職工にありては其の組合員の爲めに相互保險組織の働きを爲すものなり。即ち彼等は失業、生命、疾病及び其他の保險制度を設けて重要な社會的任務を果たしつゝあり。然れども恐らく労働組合の最も重要な點は其の教育的効果なるべし。即ち労働組合は其の會員を會合せしめて其の共同利益問題を議論せしむる事に依り

て、労働者を益々怜悯ならしめ且つ其の經濟的及び政治的見地を廣潤ならしむる點に於て偉大なる働きを爲すものなり。労働者が其の組合を經營するによりて得たる經驗は成功の條件として團體の必要なる事を了解せしめ、且つ又た其の雇主の爲す所の産業的任務の價値を承認するの助けたらしむ。之れと同様に彼等の集むる所の基金の蓄積及び之れが管理は彼等労働者に對して資本の根本及び任務に關する明確なる觀念を與ふるものなり。此等の事實よりして生ずる結果は、労働組合の重なる會員は非常の技術を有する人々にして、其の労働問題に關する觀念は建設的にして、革命的ならず、且つ其の個人的偏見無きが爲めに其の同僚者よりして受くると同一の尊敬を雇主より受くるものなり。

産業上の平等主義 労働組合に關し英國に於て從來出版せられたる著書中最も重要なるものは『産業上の平等主義』(Industrial Democracy)なる著名なる題目を有する名著なり。此の産業上の平等主義は労働組合の重要な任務の一たり。平等主義の縮圖として労働組合は、小規模なる自治の國家を形成するものにして、之れが成功如何に關しては文明の前途の依頼する所極めて重大なるものなり。其の會員は之れに依つて其の主張を貫徹する事能はざる場合に於て如何にして讓歩すべきや、如何にして大なる

る目的の前に小なる目的を犠牲にすべきものなるや、及び一般に如何にして他人の意見を尊重し、且つ偏見に對して怨みを含むこと無くして之れに従ふべきかを學ぶものなり、而して之れ即ち民主制度の働きをして成功せしむる上に缺くべからざる性質なり。曩きに述べたる名著の著者ウェブ氏夫婦は其の結論に於て、労働組合は兩氏が現に發達の徑路にありと信せる所の一大共同社會即ち社會主義的國家に向かつて達すべき進路を準備しつゝあるものなりと述べたり。此の期待の正當なるや否やに拘らず、労働組合の會員たる事が有用なる公民教育として有用なるものたる事は毫も疑ひを存せず。

労働法規 更に労働組合の爲す所の他の任務は労働法規に關係せる事項なり。労働組合員の其の位置を通じて、労働法規が全社會に依りて理解せらるゝに先達ち、之れが必要を認むるに至るものなり。屢々英國及び米國に於て彼等の運動が利便なる労働法規の制定を促がしたり。此の方面に於ける總べての進歩を彼等に歸し、或は彼等が往々善美なる労働法規と同様に劣悪なる運動を爲したる事無しと云ふが如きは、賞賛に過ぎたる嫌ひあるべしと雖も、之れと同時に、労働組合は從來成功せし他の如何なる單獨の機關よりも更に大なる信用を値するものなるべし。

第三百二十三節 社會政策提議 即ち米國に於ける労働運動の歴史は貸銀労働者が團體に依つて自ら己れを助けんと欲する自然的努力の歴史たりき。労働組合の發達は自由に放任せられ、又た或る時は更に進んで組合の印章を保護し、且つ其結合を容易ならしむるが如き特殊の法律を設けて以て之れを保護獎勵したり、然れども労働組合に對する法律上の取締に就ては殆んど何事も行はれざりき。若し労働組合の爲したる功罪にして明瞭ならば政府が之れに對して更に積極的政策を採用すべきを望まざるべからず。其の獨占的傾向は矯正せざるべからず。産業紛議の時期を通じて法律及び秩序を維持するを以て彼等の利益となすべき有効なる方法を講せざるべからず。最後に非獨占的にして且つ法律に服従するものは或る種の特權を與へて之れを獎勵せざるべからず。此處に労働組合の監督に關する適當なる方法を略述するは贅長に失するの嫌ひあるべし、然れども斯る方法に關する或る要點を指摘するは必要ならん。労働組合が労働獨占を維持する事を得べき唯一の手段は、其の組合員を不合理なる徒弟制度或は入會金又は試験規則を以て制限し、且つ之れに加ふるに組合に屬せる労働者のみを備入せしめんとする雇主との協定なりとす。労働組合に對して斯る不合理なる制限的規則を作り或は之れを勵行する事を禁止し、且つ一定の官吏或は委員の監

督に移して其の禁止せる個條の勵行を監視せしむる事を得べし。此種の方法に依て門戸を閉鎖せる獨占的組合は其存立を不可能ならしむる事を得ん。總べての労働組合を開放せしめんか、現に不公平にして且つ壓迫的なる労働協定 (Closed-shop agreement) は全く其の形を變化せしむるに至るべし。若し直ちに充分に發達したる労働組合管理方法を採用するに對して反對あらば労働組合基金に對する法律の保護に關する制限を爲し、以て其の職業に従事せる總べての尊敬すべき且つ有能なる労働者を會員として加盟せしむるを保障せる規定を有せる労働組合のみを保護するの制度を採用するを可とせん。斯る組合は一定の資格ある政府の官吏の下に、組合の規約が其の官吏の承認せるものなる事を保證せる事の登録を爲さしめ、且つ其の組合は登録せる組合として他の登録せざる組合に及ぼさざるが如き特殊の利益を享受する事を得せしむる事を得べし。産業上の紛議に關連して労働組合が不法の行爲に關係し或は之れを寛恕する事を妨遏せんが爲めに、斯る不法の行爲を犯したる者は直ちに其の屬せる組合より驅逐し、或は其の會員たる事を差し止め、或は第二の計畫たる組合の會員をして其の登録を受けたる諸權限を失はしむるの苦痛を與たへんが爲めに其の組合より驅逐すの規定を設くべきなり。此等何れの方法に依るも、現今の如き善良なる労働組

合と劣悪なる組合とを區別すべき方法の缺乏を改らたむる事を得べし、而して社會の一般的利益と調和せる目的を有する労働組合の實現に良好なる狀況を現出する事を得べし。

産業關係委員 米國に於ける雇主と被傭人との間に於ける現在の關係が文明社會に於て存在すべき價値なきものたる事は、千九百十二年に於けるマクナマラ兄弟審問事件によりて生ぜし事項を發表する時は何人も之れを疑ふ事無かるべし。此事件は彼等及び其の同僚が雇主等が労働團體に對して採れる非妥協的反對の態度に奮慨して反對雇主の財産を爆破したることにして、其の最も辯護し難き事は雇主が其の反對を有効ならしめんが爲めに相互に固く結束したる事なり。雇主及び被傭人の間の満足なる關係は單に相互の權利を淡泊に且つ率直に承認するの基礎に存せり。賃銀労働者は團體を組織すべき完全なる權利を有せり。實に團體に依らずんば彼等労働者は雇主との契約を爲すに當りて非常の不利益を蒙るべし。雇主も亦た團體を組織すべき同一の權利を有せり、然れども雇主は其の團結に依りて得たる勢力を用ひて被傭人を強制し、以て個人的賃銀契約を締結せしむべき權利を有せず。其の團體は一面に於ては労働者に對して公平にして且つ合理的なる集合的賃銀契約を締結せんが爲

めに又た他面に於ては労働者の提出する不公平なる或は不合理なる要求を斥くるの目的を以て被傭人の團體と接衝するの準備を爲さざるべからず。勿論公正なる要求を受くるなるべし、然れども労働組合を壓迫して、以て其の要求に對抗せんとする雇主は猶ほ旋風を刈らんが爲めに風を蒔くの類なり。現在の狀況が全國の平和と繁榮とに對する威嚇なりとの確信は、大統領の推獎により(千九百十二年)議會をして産業關係委員會を設立せしむるに至たり、其の報告は恐らく此の重要な問題に關して社會の輿論を教育するに當りて貢獻する處多からん。

第三十章 勞働法規

第三百二十四節 勞働法規を設くる理由 前世紀の前半世紀時代を通じて英國に於て行はれたる政策上の變化即ち法律上の拘束政策に對して代り行はれたる自由放任主義即ち不干涉主義には最初より一つの重大なる例外ありき。即ち自由放任主義は充分に雇主と被傭人との關係を包含する事を許されざりき。此の例外に關する理由は前章に於て提示したりと雖も猶ほ此處に詳細なる研究を爲さざるべからず。

小兒の場合 組織なき勞働者は雇主と同一の條件を以て契約を爲すものに非ず。勞働者が小兒なる時に於て特に然かる事は何人も疑はざるべし。斯る幼年勞働者の雇傭者は之れに對して父兄の如き關係を有するに至り其の勤務に服せる幼年者の生命健康を損傷するの勢力を有するものなり。兒童を保護して斯る非道なる雇主の貪婪にして殘酷なる取扱ひより免かれしめんが爲めに勞働法規の制定は總べての文明諸國に於て必要なるを認めらるゝに至たり。

女子の場合 勞働保護を目的とせる法規が小兒に對すると同様に女子に對しても擴張せざるべからざる事は、未だ全く普及せらるゝに至らずと雖も、既に一般に認めらるゝ所なり。斯る擴張は婦女子は手荒き産業的競争に適せずとの理由を以て、其の活動を出來得る限り家庭の範圍に制限せんと欲し、若し賃銀勞働に従事する事を認むる場合に於ては須らく法律に依りて規定したる條件に従ふべきものなりとの意見を有せる人々によりて主張せらるゝ所なり。更に此れよりも一般の同意を博せる理由は婦女子は勞働者として未だ組合を組織するの經驗を有せず、即ち法律以外の方法によりて自己を保護するの手段なく、従つて法律の保護なき場合に於ては男子の場合に於けるよりも、更に貪々たる雇主の好餌たるの恐れ多き事なり。

男子の場合 以上の理由中にて其の第二が女子の勞働保護法の設立を是認すべき理由として採用せらるゝものとせば、雇主と同一の條件を以て雇傭契約を爲す事能はざる職業に従事する人々に對しても斯る勞働法規を擴張せざる理由なきが如し。此の見解は後に説明するが如く、多くの國に於て、特に安價なる賃銀を以て勞働者と酷使する所謂虚待的工業スエチングインダストリーに對する法制に關連して顯示せらるゝ所なり。

雇主と被傭人との間に於ける契約力の不平等以外の點に於て、勞働保護の法規を設くべき理由は賃銀勞働者の無學並に不注意なる事なりとす。無學なるが爲めに、勞働者は往々危険を冒し或は充分なる知識ある時は承諾せざるが如き條件を以て仕事に

従事するに至たるものなり。一度従事したる時は總べての人類の特質たる惰性は其の契約を拒絶すること能はざるに至らしむるものなり。不注意は又更に社會的に好ましからざる職業に従事すべき契約を爲すに至るべき普通の原因たり。之れ特に危険なる職業の場合に於て顯著なりとす。労働者の自然的樂觀性は彼等をして危険の如何に拘らず彼等自身のみは免かるゝことを得べしとの感覺を與ふるものなり。其結果彼等が疾病、死亡等、寧ろ確實に免ぬかるべからざるが如き冒險に對して受くる所の労働條件は彼等自身並に其の家族に對する賠償として足らざるのみならず、廣く社會に對しても斯る職業の要する所の人命の浪費に對して償ふ事能はざるものなり。之れ實に危険なる職業に於て労働條件に關して特殊の法制を必要と爲すに至たれる所以なりとす、而して又た此處に被傭人の災害に對する雇主の責任に關する法規の必要並に第三十二章に於て論じたる労働保險を必要とする理由を存するもの也。

労働保護の法規を起草するに當りて常に維持せざるべからざる目的は全社會の利益の爲めにすべきものなる事にして、之れ殆んど説明を要せざる事なり。此の目的は狹隘なる精神を以て爲すべきものに非ずして、寧ろ徐ろに進展しつゝある社會に及ぼす拘束の結果に關して充分なる考慮を費やさざるべからず。若し其の結果が望まし

からざる種類の人々を維持し、或は之れを獎勵するが如き恐れある場合に於ては、一時の利益を撰むべきものに非ず、又た終局の結果が社會の利益に一致せる時は、一時の不便或は損失は恐るゝに及ばざるべし。

第三百二十五節 英國の労働法規 英國に於ける労働法規の歴史は多くの點に於て教訓を値ひせり。何れの國に於ても他の産業關係に於て英國に於けるが如き自由放任主義を採用したる國なく、又た何處に於ても現に英國に於て行はるゝが如き幼年及び女子並に壯年男子の保護法に關して、普遍的法制の發達したる各時期に於て、斯くの如き猛烈なる反對を受けたるもの無く、又た遂に其の法制の通過を見るに至るまでに實際の労働状態に關して斯くの如く詳細なる研究を基礎としたるものなし。

米國の労働法規 此の法則に關して米國は英國の法制に依りて影響を受けたる所多く、二國の労働法規の比較は其の時期及び英國の法例が米國の立法者によりて起草せられたる法規のモデルとして使用せられたるものなる事を示めせり。然れども兩者には二個の點に於て重要な相違あり。米國に於ては労働關係は中央政府の關する所に非ずして、寧ろ主として州政府の目的とする事項たり、而して米國に於ては労働法規は英國の議會に於けると異なり、常に裁判所の攻究すべき題目たり。裁判所に於

て解釋せられたるが如く、各州及び聯邦の憲法は共に特殊の或は階級的法制に依りて契約の自由並びに免許の自由を保障するものなり。此等の保障は絶對的のものに非ず。即ち此等の保障は州政府の警察權の實施に當りて、其の目的が一般の安全、健康又は道徳を保護し或は更に進んで一般の福祉を増進し、且つ提議せられたる法制が此等の目的を成就せんとするものなりと、正當に考慮せられたる場合に於ては、其の警察權に讓歩すべきものなる事は總べての當局者に依りて認めらるゝ所なり。然れども此等の理由に依りて労働法が是認せらるゝに非ずんば、之れ憲法違反なりとの宣告を受くるに至るべし。

労働法と憲法との關係 米國に於ける労働法に關係せる事件の判決例の研究は頗る復雜にして法律家と雖も混雜するを免かれざるなり。會社の賃銀の支拂を規定せる諸種の命令及び制限より、特殊の工業に於て労働者を一日八時間以上に使用することを許さざる條項に至るまで、米國の或る一部の諸州に於て憲法違反なる事の宣告を受けざるもの無く、僅かに他の部分(他の數州)に於て警察權の適法なる勵行として實施せらるゝに過ぎず。ペンシルベニア州の最高法院は會社商店に對して命令せる賃銀支拂を拘束せる法規を以て全然憲法違反にして、且つ無効なりと爲し、且つ更に進んで

斯る法規は労働者を立法部の保護の下に置くものにして、其の單に労働者の人格を墮落せしむるのみならず、其の米國の公民たるの權利を滅亡せしめんとする企てにして、労働者に對する侮辱を含むものなりと説けり。而かも同一の法規は他の諸州に於ては適當にして且つ利便なる制限なりとして維持せられつゝあり。イリノイ州の最高法院は八時間労働法を虚待的工業に従事する婦女子に適用することを以て、之れ階級的立法なりとの理由を以て憲法違反なりと宣告したり、然れどもマサチューセツ紐育及びペンシルベニアに於ても、廣く全州に適用せざる拘束を特に女子及び虚待的工業に對してのみ適用する事を得べしとする立法部の權限を承認したり。最後にコロラード州の最高法院は鑛業及び溶鑛業に従事せる男子に對して適用したる八時間労働制を以て、若し斯の如き法律が個人の健康及び道徳を保持する事を得るものなりとせば、之れ其の人の仕事に制限を受くるに依りてのみ行はるゝものにして、而して立法部は斯くの如く自由を制限せられたる個人のみの利益の爲めに契約の自由を拘束するの權利を有せずとの理由の下に憲法違反なる事を宣告したり。而かも米國の最高法院は曩きにユータ州の政府の通過したる右と同様の立法を以て憲法に合致せるものなる事を主張せる事の宣告を爲し、國家は如何に無謀にして救ふべからざる個人と雖も

猶ほ其の人の幸福によりて國家の利益を維持する事を得べく、且つ個人の健康安全及び福祉が犠牲となり或は閑却せられたる時は、國家も亦た苦しまざるべからざるなりとの理由の下に、立法部は假令個人の自由意思に反するも、猶ほ之れを保護するの權利を有せるものなりとせり。最後に記載せる場合を除く外、此等の總べての場合に於ける意見の相違は主義原則に關するものに非ずして其の適用の異なるに過ぎず、而して眞に決定的なる考慮は或る特定の規定が智慮あり且つ利便なりと認められたるものなりや否や、及び其の之れに反せるものなりやを識別するには大なる知識を要せず。若し利益なる時は労働の制限は、常に健康、道徳或は少くとも之れに依て擁護せられたる階級の福祉を保護したりと認められざるべからず。若し不利益なる時は、之れが爲めに警察權の不適法なる行施となるものなり、蓋し之れ廣き意義に於て警察權の存在を實現すべき目的に叶ふものなりと認められざるが爲め也。惟ふに米國に於ける労働法規に對する憲法上の障礙は社會の輿論及び特に法曹界の輿論が、斯る法制の實施を歓迎するに至る程度まで教育せらるゝに至るや、否や消滅するに至ると期待する事を得べし。此の方面に於て通過したる法制は、社會論が之れを後援するに非らずんば、實施せらるゝに至らざるを以て、此の障礙は産業狀態が要求するに従ひ斯る労働の拘

束に關する法規の制定を無用に妨たぐるものに非らざるべし。

第三百二十六節 米國の幼年労働法 米國に於ける幼年労働法の發達は、工場及び仕事部屋（ショップ）に對する代りとなるに至たれる公立小學校（パブリック・スクールの）の發達と密接なる關係を有せり。教育問題に最も注意を拂らへる諸州、例へばマサチューセツ及び紐育の如きは最も嚴重なる幼年労働法を採用したり。之れに反して南部の諸州に於けるが如く一般小學校育制度の未だ發達せざる地方に於ては其の幼年労働法も亦た極めて緩慢なり。過去十年間に於て米國に於ては兒童の教養に對して非常の注意を拂ふに至たれり、而して今や何處かの州に於て幼年保護法の發布を見ざる年無きの有様なり。本書記載の時（千九百十二年）に於ては紐育州の幼年労働法は何れの州に對しても高き標準的法制たる實を示めせり。該法制の下に於ては十四歳以下の兒童は製造工業又は販賣業務に服する事を得ず、十六歳以下の兒童は就職、免許狀（employment certificate）無くして此等の業務に従事する事を得ず。該免許狀は、地方保健局に依りて發行せらるものにして年齢學業又は熟練及び健康の適否等を検査したる文書或は其他の慥かなる證據を基礎として發行せらるゝものなり。此の免許狀を有せる十四歳より十六歳に至る兒童は工場に於ては一日八時間以内及び商館に於ては九時間以内を使用する事を得べし。

之れが勵行を容易ならしめんが爲めに工場に於ける兒童の就業時間を嚴格に午前八時より午後五時までに限定したり。此の-high標準より岐かれて他州に於ける労働法は尙ほ南部の諸州に於けるが如き低き程度まで存在せるものなり。此の種の改革を急速ならしむる有効なる機關は國立幼年労働委員會なり。該協會は其の紐育本部よりして此等程度の低き地方に於て進歩せる法制を設け且つ之れを嚴格に勵行せしむべき地方的感情を組織せしめん事に努力しつゝあり。其の努力並びに之れと關係を有せる地方委員の努力により、既に紐育州及び其他の五、六州に於て行はれたる標準の精隨は久しからずして全國に於ける統一せる幼年労働法規の標準たるに至るべき望みあり。

幼年労働の制限に關して之れと同様に重要なるは彼等が賃銀労働者たる事を認可せらるゝ年齢に達するまで適當なる學校に通學せしむる事を保證すべき設備なり。公立小學校が改善せられ且つ擴張せらるゝに従ひ、總べての兒童が能ふ限りの訓練を受け、或は少くとも十六歳に至るまで同等の善良なる教育を受くる事の利益なる事を立證せんが爲めには何等の議論を要せざるべし。單に商業的放資としても斯る訓練の爲めに使用せられたる公費は、國民の生産能率を増加せしむるに於て多大なる結果

を生すべきは確實なり。公立學校よりして充分なる利便を收むべきを保證せんが爲めには兒童の使用に關して單に其の健康の發達に要する考慮よりも更に嚴格なる制限を必要とすべし。此の理由の下に十四歳以下の兒童の使用を禁示するは單に其の保護法の初步に過ぎざるべし。漸次労働に従事すべき最低年限を、少なくとも十六歳に引上ぐべし、而して學校の機關を増加し且つ改善して總べての兒童は該年齢に達するまで最善の教育上の利益を與へらるべきなり。

第三百二十七節 米國に於ける女子労働者保護法 女子の労働に關しては米國の法制は歐洲に於ける進歩的諸國に比するに更に幼稚なる状態にあり。數州に於ては女子の労働時間に就て未だ(千九百十二年)何等の制限を有せず。他の諸州に於ける労働時間の制限は通常一日十時間及び一週六十時間の規定を定め且つ往々此の法律の勵行は頗る困難なるが如き状態なり。之れ曾に州立法部の無頓着なるが爲めのみならずして法廷に於ても亦た斯る制限が憲法に合致せる物なる事を承認する事を躊躇せるが爲めなりき。イリイノ州に於ては、十四年前最高法院に於て主張せられたる、或る種の職業に於て女子の従業時間を制限せる法律を階級的法制なりとなし、且つ之れが爲めに憲法違反なりと主張したりし見解は千九百十年に至るまで、更に進歩せる意見

即ち同一の職業に従事せる男子の労働時間は無制限なるべしと雖も、女子の労働を制限するは理論に合致し且つ正當なり、従つて女子に對する十時間労働制は憲法に合致せるものなりとの意見によりて變更さるゝに至らざりき。紐育に於ては控訴院は立法部が女子の労働時間を制限するの權利ありとの意見を有したり、然れども其の夜業を禁止する條項を以て憲法違反なりと宣告したり(千九百七年)。此の判決には一驚を喫せざる能はざりき、何となれば、此より一年以前に於て歐洲の重要諸國は瑞西の主張により、一般社會の保健並びに福祉の増進の爲めに、各國互に其の各自の領土内に於て女子の夜業を禁止すべき義務ある事を規定したる條約を比准したるを以てなり。紐育州の判決は今尙ほ(千九百十二年)此の問題を議論せられし唯一の實例として殘存せり。一面に於ては之れが爲めにマサチューセツインデアナ及びネブラスカの三州のみは女子に對する夜業を禁止せるに過ぎず、而かもウキスコシンの如き進歩せる州に於ても夜間の八時間労働は晝間に於て勤められたる十時間労働に對等と認むべきものなりとの條件の下に、明確に女子労働者の夜間交代して業務に服する事を許可せり(千九百十一年)。

女子の労働時間に對して特殊の制限を設くる事に反對する意見は利害關係を考慮

せざる限り、之れ女子の獨立の精神を薄弱ならしむるの結果を生ずる者なる事を恐るゝにありき。經驗は實際に於て直接に其の反對なる事を示めせり。即ち之れ雇主に對して女子労働者の健康に有害なる労働時間の規定を禁じ依て以て斯る労働者に對して眞に思想並びに行動の自由獨立に缺くべからざる精神及び健康状態を維持せしめんとするものなり。斯る制限が一般的に總べての婦人に對して適用せられ且つ正當にして極端ならざる時は、之れが爲めに毫も保護を受くべき階級の自尊心を減ずる事なし。此等の制限は恰かも人生に於ける他の幾多の狀況の如く人類に對して何等の支配力を有せず、且つ人が各々其の境遇を向上せんと欲するに當りて其の決心を薄弱ならしむる事無くして寧ろ之れを強固ならしむるものなりと解する事を得べし。女子の職業を規定する理由は特に結婚せる婦人に對して有効に適用せらるゝものなり。英國に於ては既婚の婦人が産後四週間以内に於て職業に従事する事を法律を以て禁止し、且つ總べての權威ある醫師は斯る制限を以て必要なりとなすに一致せり。多數の思慮ある人々は此の法律を更に進歩せしむべきものなりとし、且つ全然婚姻せる婦人の工場に於て労働に従事する事を禁止するか或は之れを兒童なき婦人のみに制限すべきものなりと思考せり。斯る制限は多くの場合に於て望ましきものなりと

雖も、之れが勵行の不可能なる事は有力なる障礙なりと云ふべし。之れを既婚夫人自身並に彼等の良人の智識並に社會の輿論の勢力に依頼し、以て夫人の勞働に従事する場合を兒童の利益を毫も犠牲にする事無き場合に限らしむるを以て賢明なる方法なりと思惟せらる。

第三百二十八節 八時間勞働法 或る場合に於ては法律を以て規定せられ、他の場合に就ては勞働組合の規約を以て定められたる勞働時間に關する制限は、米國に於て著しく進展し、今や廣く總べての職業及び總べての工業に適用すべき八時間勞働法の制定を主張せる一般的運動を見るに至たれり。此の勞働時間は既に政府の傭員に對して一般に用ひらるゝに至たれり。復た建築業及び其他の熟練を要する職業に對して普通に行はるゝに至たれり。他の職業に於ては、今猶ほ九時間、十時間甚だしきは十二時間に亘るを以て普通とす、然れども之れを八時間に變更するの時機既に熟せりとば多數者の信する所なり。

之れを否とする意見 多くの職業に關して勞働時間を更に短縮するを可とするの議論多しと雖も、法律を以て總べての職業に對して一樣に一定の勞働時間を定むべしとの主張は、少なくとも尙早なるを免かれず。各種の職業は其の性質の異なるに従ひ

勞働者の氣力並びに神經を要する程度を異にす、従つて一種類の職業に對して適當なる勞働時間も他の職業に於ては過激なるべし。此等の相違は各國に於ける勞働保護法の發達に於て製造工業、販賣業及び其他の職業の間に於ける區別によりて考慮を費されたり。之れを無視して統一せる八時間勞働制を設立する事は、更に大に考慮する事を要する重大なる事項を無視するものなり。斯る相違を設くる事は單に勞働者を不適當なる疲勞に陥るを避けしむる爲めのみならず、生産能率増加の見地よりするも必要なるものなり。或る種の工業に於ては八時間勞働は毫も生産物の減少を來たす事無きは疑ひ無き所なり。此等の工業に於ては勞働時間の短縮は、勞働者に對して彼等が九時間又は十時間の勞働に従事する時よりも活潑にして且つ熱心なる努力を爲すべき保證たるべし。此れに反して、他の職業に於ては勞働時間を八時間に減ずる事は其の生産物を減ずるものなる事も亦た前者と同じく明かなる事實たり。其の結果は遂に賃銀を減ずるに至るものなる事は普通の事柄にして、而して其の賃銀の減少は多くの場合に於て勞働時間の短縮によりて償ふ事を得べき所よりも、更に多くの弊害を生ずるの恐れあるを免かれざるなり。即ち右の如く勞働者を緊張せしむる事及び生産物の結果を收むる事の二點より觀測するも、勞働時間に長短を設くることは正當

なる經濟上の理論と一致するものなり。

之れを可とする議論 他面に於て一般的に八時間労働制を可とすべき重大なる社會的及び實際的理論ある事は否認する事能はざる所なり。其、主要なる社會的理由は、男子及び女子が其の單純なる生活を求めんとする奮闘の漸く減するに従ひ、其の餘暇を以て社交並びに休養に費やす事の倍々重要なるに至る事なり。此の餘暇に對する希望の見地より考慮する時は一種類の職業に於けると同じく他の種類に於ても八時間労働を可決すべき多くの理由存在せり。労働に對して八時間、食事並びに休養に對して八時間及び睡眠に對して八時間を費やさんとする欲望は、一般社會要求となり、而して九時間又は十時間働くも過度の疲労を感じる事無き人々に對しても、八時間以上の労働は其の神身を全く疲勞せしむるが如き人々に對すると同じく正當なる要求なりと認めらる。實際論としても各種の職業に依つて區別を立て、以て各人に適用すべき詳細なる労働時間の長短を定むる事は極めて困難なる事柄なり。労働法規は大體の一致を以て満足せざるべからず、而して一の職業に於ては八時間半又は九時間或は十時間を費やすも、尙ほ他の職業に於て通常人の八時間労働の疲労を感じる事少なき事あるは事實なるべしと雖も、而かも猶ほ之れを以て總べての關係者に對して

満足を得せしむる事困難ならん。即ち大團體に對して一樣に労働時間の長さを定め各種の職業に依て必要とする苦痛の相異は賃銀率の變化に依りて相殺せしむる事を労働者並びに雇主に一任する事は遙かに實行し易き所なり。政府の使用人に對する規定が通常其の業務の性質如何を問はず同一の労働時間を定めたるは此等の理由に依るものなり。個人の事業に於ても男子に對する労働時間を規定する事は倍々普通に行はるゝに至れるを以て、此等の社會的及び實際的の考慮は、此の傾向を導ひて一般的八時間労働制の方向に進ましむるに至るべき事は最も實現され易き事項たり。

男子に對する労働時間法規に關する結論 労働時間に關する制限は女子及び小兒に限るべしとの意見を強く主張するものありと雖も、斯る意見は男子も亦た往々同様、に此の種の保護を必要となすものなりとの有力なる立證の前には讓歩を爲さざるべからず。熟練労働者は、殊に其の労働組合の組織を有する時に於ては通常之れに對する保護を要せず。然れども不熟練労働者に對しては、労働法は高き生活程度を維持せしめ、且つ生産能率を高らしめ、んが爲めに必要、缺くべからざるものなり。労働法が獨立の精神を妨たぐるものなりとの議論は既に充分に攻究せられ且つ否認せられたる所なり。之れを主張する論者は不愉快にして且つ單調なる仕事に長時間に亘りて

繼續せらるゝ時は、之れ如何なる法律上の制限よりも更に労働者の獨立の精神を妨たぐべき弊害あるものなる事を考慮せざるものなり。彼等は又た労働者保護法は之れに依て保護を爲さんと企てられたる人々の希望に従つて通過したるものなる事及び該保護法は往々大多數の人々が、無智盲昧なるか或は利己的なる少數者によりて進歩を妨げらるゝを禦ぐべき唯一の手段たる事を無視するものなり。此處に於ても亦た他の場合に於けるが如く、政府の干渉には競争の範圍を建設するの政策を採る事は往々望ましき事なりとす、而して經驗は、獨立及び自助の精神が立法權の行施によりて、此の競争の範圍が更に高尚なる程度にまで押進めらるべき事を妨げらるべしとの見解に對して何等の理由をも與へざるなり。

第三百二十九節 虚待的工業制度 産業的進歩は、他の方面の進歩の如く光明あると同時に暗黒面を有せり。職業の條件に關連せる暗黒面は所謂虚待的工業(Sweating trade)に依りて現はされたり。(譯者曰く之れ安き賃銀を以て労働者をヒドク使役する工業に用ふる語にして、其の内容は吾邦の家内工業、又は賃仕事ピスワックに近きものなりと雖も、此の原語に當るべき適當の言葉無きと且つ原語は虚待の意を現すものなるを以て右の如く譯したり)。此等は各地の大都市に於て行はるゝ所にして、既に廣く地方村落にも傳播したり。此の制度の

實況は被服業に關して行はるゝ所を記述せば其の最も顯著なる状態を示す事を得べし。被服業の現今行はれつゝある所を見るに、之れを各種の階段に分割するものとす。衣服を製作すべき織物の切斷は、製造業者の直接監督の下に行はる。其の切斷したる布片は一束と爲し之れを衣服一着に付き幾何の契約を以て製作する事を請負へる請負人に交付するものなり。此等の請負人は之れを其の工場コッパ即ち虚待工場(Sweat-Shops)の本部に持ち來たりて、之れを直接自己の監督の下に、安價なる賃銀を以て過度の勞働に従事せる男女及び小兒をして製作に従事せしめ、或は又た之れを自宅に於て製作すべき男子又は女子に對して下請負を爲さしむるものなり。

其の弊害 虚待制度より生ずる弊害は賃銀安價にして且つ同一種類の仕事に於ても平等ならざる事、雇傭關係の不規則なる事、勞働時間の長きに失せる事、仕事に従事する建築物の不衛生なる事、及び最後に下級の労働者に對して職業上に於ける進歩の機會の存せざる事等なり。此の制度の存在には種々の理由あり。第一に其の爲すべき仕事は極めて簡單なる性質を有するものなり、而して何人にも普通の智識あるものは、見本に従ひ、數時間の教育を以て、之れに従事する事を得るに至るべし。之れ總べての階級及び状態の男女及び兒童に對して競争の機會を與ふるものなり。家庭内に於

ける仕事は相當に有福なる労働者の妻女により、小遣錢を得んが爲めに行はれ、或は貧窮せる寡婦が其の子供の飢渴を慰せんが爲めに奮闘しつゝある場合に於ても行はるるものなり。老年にして他の業務に従事せんとする事能はざる男子も亦た學齡兒童と共に裁縫に従事す。此の競争の結果は労働市場は常に供給過多にして、從て賃銀は引下げらるゝに至るなり。米國の諸都市に於ては此の種の虚待的工業に於て職業を求めんとする競争は續々流入する移民によりて特に猛烈なるに至るものなり、即ち移民の多くは此の種の職業に着手するを最も容易なりとするものにして此の職業が他の米國の労働者に比して劣悪なる事は、暫く米國に於て居住したるのちに非らずんば解了するに至たらざるなり。他の原因は労働者の無學にして且つ比較的孤獨の生活を爲す事なり。之れ特に其の家庭に於て労働せるものに適用せらるゝ所なり。彼等は通常單獨又は數名にて請負人又は虐待者(Swaster)を訪ふ者にして、且つ彼等労働者が其の仕事に對して受くる所の賃銀如何の決定は一に此の請負人又はスエターの公平如何によりて定まるものなり。スエターの成功は其の位置を利用して敏捷にして且つ殘酷なるに存するものなり。即ち彼は各労働者と特別の契約を爲し、且つ職業に對して他人に幾何の賃銀を支拂ひつゝあるに拘らず、出來得る限り自己に有利なる條件

を以て契約を爲すなり。其の賃銀に差違を生ずる事は米西戦争當時に於けるヒラデルヒアの實況によりて例證せらるべし、即ち軍隊用の標準ズボンは悉く同一の政府監督官の検査を要するものなるに拘らず、製造工場の異なるに従ひ一着三十五仙より七十五仙に至る差違ありき。更に此の制度の生ずる第三の原因は、生産せられたる貨物に對する需要の不規則なる事なり。或る時季に於ては其の職業は非常に多忙にして從つて至急の注文を受けたる請負人は其の傭人を體力の續く限り極端に使役するに至るものなり。然るに他の時季に於ては其の仕事に對する注文僅少にして、從つて之れに對する競争甚だしく、爲めに労働者の収入は減じて飢渴に類するの程度に達する事あり。此の不規則は恐らく虚待的制度の最惡の現象たるべし、蓋し同時に健康及び品性を破壊するものなるを以てなり。

第三百三十節 英國に於て試みたる救濟方法 虚待制度の原因を認むる事は之れが救濟を企つるよりも容易なり、而かも尙ほ既に之れが改善の爲めに努力せられたる所多しとす。亞米利加の諸都市に於ては此の目的の爲めに此の程虚待工業の行はるゝ工場は免許を受くるの必要ありとし、而して免許狀の發行及び之れが繼續を爲すに當りては衛生法及び労働法規に一致する事を必要とせり。工場監督官は斯る仕事の行

はる、工場及び家庭を監督し、且つ免許を受けざる家庭に於て斯る仕事を爲さんとする責任者たる請負人を監視するの責任を負ふものなり。英國に於ては之れに一步を進めて、工場監督官が斯る業務を行はるゝ家屋の衛生状態の不満足なる事を注意したる後に於ては、其の注意を受けたる製造業者は自己の事業に關係せる斯かる家屋の衛生状態に關して責任を負ふるの義務ある事とせり。何れの制度に依るも充分に其の結果を收さめんが爲めには、普通の場合に要するよりも多數の監督官を要すべし。加之假へ其の監督が嚴格に勵行せられたる場合に於ても、米國に於て行はるゝ所の方法を於ては單に此等虚待的工業の弊害の一部たる其の業務に従事せる場所の衛生状態を改善する事を得るに過ぎざらん。即ち弊害の最も甚だしき長時間労働及び安き賃銀に關しては何等の救済を爲す事能はざるべし。

最低賃銀規定 虚待工業の弊害に對して從來適用せられたる救済法中最も有力なる方法は千八百九十六年濠洲のピクトリア政府に依りて採用せられたる所なり、即ち其の方法は四名乃至六名の委員より成る賃銀局を設立し、委員の半數は雇主より他の半數は被傭人より採用し、之れに賃銀及び労働時間並びに特定せられたる工業に従事すべき徒弟の割合を決定するの權限を賦與せるものなり。此等の賃銀局に依りて決

定せられたる判決は全工業を束縛する者にして、單に最高法院に於てのみ修正する事を得るものとす。此の制度は現に百種以上の工業に適用せらるゝ者にして、時間労働及び賃仕事に對する最低賃銀を決定し、且つ最大労働時間を規定したり。有効なる證據によるに虚待的工業の状態は著るしく改善せられ且つ或る種の工業に於ては家庭に於ける労働は全く利益無きに至たれる事を示めせり。勿論此の變化の結果の一つとして現はれたるは該植民地に於て公共の救済を受くる者の數を増加したりと雖も、此等の無能力者を被傭人の階級より除外したる事は、彼等並びに更に有能なる労働者に對しても共に善良なる結果を生じたりと信せらる。實際に於て新西蘭の強制仲裁裁判制度は法廷の判決に依りて虚待的工業の多數に對して賃銀及び労働時間を決定する事を得たり、而して或る種の人々の意見に依れば此の方法の結果はピクトリア政府の賃銀局よりも更に優良なりとす。兩者の主なる特徴は社會的利益並びに一般的利益の考慮を以て、就職條件の調節者としての無謀にして盲目的なる競争に交代せしめんとするにありて、職業を得んとするものに對して生活に要する賃銀と正當なる労働時間を得せしむべきを保證すべき標準を決定するにあるものなり。職業を求めて得る能はざる無能者は新狀況の下にありては公共的慈善事業の目的物となるなり、然

れども彼等を維持するが爲めに要する全經費は、彼等が自ら一部の獨立を維持したる場合に於ける其の競争よりも、社會的有機體に與ふる所の負擔少なしとす。

其他の救濟方法及び結論 新西蘭及びビクトリアに於ける虚待工場問題解決の方法は何れも餘りに極端に失せりとして、米國に於て此の弊害の救済を研究しつゝありし多數の學者によりて最近に至るまで非認せられたる所なり。此の制度に對して米國に於て更に主張せられたる他の救濟方法は移民に對する制限を加ふる事、更に嚴格なる衛生規定を設くる事、及び消費者に對して其の虚待制度の製品を購求しつゝあるものなる事を注意せしめんが爲めに賃長屋にて製作したる衣服に對しては悉く「長屋製品」(Kewment-made)の貼り札を附着せしむるの規定等なり。此等の法律の改正が、之れを一層嚴格に勵行せしむべき諸規定と相待つて、改善を期する事を得べきを疑はざるべしと雖も、而かも尙ほ此の制度の弊害が斯かる簡單なる方法によりて改正せらるべきは疑問なり。虚待的制度の弊害に關して極めて詳細なる研究を爲したる後英國議會は千九百九年に於て、全くビクトリアの制度に準據したる工場局條例を通過し、且つ之れを直接四種類の工業に對して適用したる外、他の工業に對しても此の施設を擴張するの道を開きたる事は極めて顯著なる事實とす。マサチューセツ州に於ける調査委

員は右と同一の計畫を其の州に於て採用せん事を主張し、且つ千九百十二年に於て雇主及び被傭人に對して労働局を組織する事を得るの權限を賦與すべき條例を通過したり。不當なる安き賃銀を改正せんとするの信念が、米國に於ける一般の輿論に於て強固なる地歩を占めつゝある事は、遠く米大陸の西部に位せるオレゴン州に於て、其の翌年(即ち千九百十三年)に於て更に徹底せる最低賃銀局條例を通過したるの事實によりて證明せらるべし。須臾にしてオハイオ州に於ては(千九百十二年)其の憲法に斯る立法を認むべき條項を附加したり。若し有力なる賃銀局の組織せられたる後に於ては、次に採るべき手段は其の賃銀の決定に關して、例へばマサチューセツに於けるが如く命令權を與へざる諸州に於ては總べての工業に對して必要なりと認められたる賃銀の支拂を命令的に行はしむるを要するは疑ひを容れざる所なり。之れ直接弊害の根本を打破すべき唯一の救濟方法なり。若し他の計畫にして失敗に終りたる時は、此の方法は結局採用せらるゝに至たらん。

第三百三十一節 危険なる工業 虚待的工業の外に他の工業にして生命及び健康に危険なるの理由を以て特殊の監督を要するものあり。總べての製造工業にして動力機械を使用するものは何れも或る程度まで危険性を有せり、而して回轉機械には防禦

網を施すことを要し且つ運轉しつゝある機械の掃除は全く禁止するか或は成年労働者に限らしむるの必要ある事は、經驗の教ふる所なり。現今總べての進歩的國家に於ける工場法に於て包含せられたる此等の一般的取締法に加ふるに特殊の取締を必要とする事も復た經驗の示す所なり。織物機械を清潔にし且つ金屬類を磨く職業は、白鉛の製造及び多くの化學工業に關連せる業務に於けるが如く、一種特別に健康に有害なるものなり。運送業及び鑛山業に於ては死亡率甚だ多し而して單に法律上の干渉に依つてのみ之れを減する事を得べし、蓋し安全燈及び自働聯結器の如き簡單なる機械の使用すらも、之れを法律上の義務たらしむるに非らずんば、急速に雇主の採用する所とならざるなり。

英國に於ける監督制度 危險なる工業の適當なる監督に就ては、英國は米國の何れの州に於けるよりも遙かに進歩せり。英國に於ける現在の制度は危險なる工業の監督に關して重大なる自由採決權を内務大臣に與ふるにあり。開業醫は工場監督官に對して、疾病の原因其の工場に於ける衛生状態の不完全に歸すべきものなりと信じたる患者に關する報告を爲すの義務あり、監督官は或る工業は危險にして且つ特殊の監督を要する事の注意を受くるや否や、内務大臣に對して此の事に關する報告を爲し其

の注意を喚起するの責任あるものとす。内務大臣は必要と認むる時は、専門家の助力により、其の狀況に對して必要なりと考慮する規則を制定し、其の寫しを當該雇主に交付し、若し不承諾なる時は二十一日以内にて抗議を爲すを得せしむるものとす。此等の事項は極めて細心に研究せらるゝものにして、斯くして改正せられたる規則は公布せられて、上下兩院の何れかによりて否決せらるゝに至たらざる限り法律たるの効力を有するものなり。此の制度の明確なる効績は其の容易に産業状態の變化に適合する事を得るにあり。

ウキスコニン州の計畫 米國に於ては、行政官は立法權を行ふ事能はずとの憲法上の原則は、右と同一政策の採用に對する障礙たりき。然れども之れ絶對的の者に非ず、従つて既に一州——即ちウキスコニン州——に於ては適應性を有する英國の制度を採用するの計畫を樹て、裁判所は之れを是認したり。之れ法律を以て労働の場所職及び業の狀態が、安全なるを要する事を明記するものにして、且つ三名より成る産業委員に依託して規則を制定せしめ且つ如何なる保護を爲す事は安全に必要なかを宣言せしむるものなり。此等の規則が法律家の批評を受くるに當りて、此の計畫に依りて毫も憲法上の原則を犯がす所なしとの意見主張せられたり。ウキスコニン及

び他の七州も亦た醫師をして一定の職業に因づく労働者の疾病を州の労働局又は保健局に對して報告するの責任を負はしむ、從つて漸次職業別に依る報告聚集せられ、之れに對して特殊の保護法を規定せらるゝものとす。

労働法規を設けんとする諸團體 幼年労働委員(National Child Labor Committee)が幼年労働法の改善及び之れが勵行運動を指揮せるが如く、消費者同盟(National Consumers' League)及び米國労働法期成同盟會(American Association for Labor Legislation)は女子労働者及び危険なる職業及び不健康なる業務に従事せる労働者の保護状態を完全ならしめんとする運動の先驅たり。米國労働法期成同盟會の事業の興味ある現象は瑞西のベスレに本部を置く國際労働法期成同盟會(International Association for Labor Legislation)との關係より生ずる結果なりとす。此の國際的團體の二年毎に開會せる會合によりて十六ヶ國の代表は一堂に會し而して假令遅々たりと雖も、確實に嚴格にして且つ之れと同時に關係諸國の總べてに對して、整一なる労働法の制定を見るに至るべき方向に進みつゝあり。

第三百三十二節 米國に於ける輿論の現況 法律を以て労働を監督するの問題は極めて複雑なる問題の一たり。現代に至るまで斯る監督に對する先天的反對は此の種

の法制の採用を遅延せしめたり、而して只徐ろに經驗に依りて其の必要なる事を知るに及んで、此れを採用するの必要を認められたる狀況に應じて擴張せられたるのみ。米國に於ては労働時間及び條件を取締るが爲めに立法權を使用すべからずとの觀念は多數の思想家によりて放棄せられたり、然れども新西蘭^{ニュージーランド}及びオーストラリヤに於て實施せられたるが如き賃銀に對する干渉政策に對して反對する偏見は、今尙ほ殆んど以前と同様に甚だしきものあり。勿論此の區別に對しては相當の理由を有せり。即ち労働時間並びに其他の雇傭條件は労働階級の健康及び元氣に影響を及ぼすこと直接なりと雖も、賃銀の之れに對する影響は間接なるのみ。加之労働者は労働時間並びに衛生設備に關して自己の利益を擁護するの觀念は、賃銀に關する程に鋭敏ならず。此等總べての事情を割引するも、多數の思慮ある人々は尙ほ或る種の事情、特に虛待的^{虚待的}産業制度に於て存在せるが如き顯著なる事情の下にありては、賃銀の決定も亦た之れに伴ふ所の重大なる弊害を矯正せんが爲めには、政府によりて干渉せられざるべからざる事を確信しつゝあり。往々法律は賃銀率を定むる事能はずと論せらるゝと雖も、之れ理論及び實際に反對せるものなり。勿論法律は賃銀及び其の賃銀によりて雇傭せらるべき労働者の數を決定する事能はずと雖も、尙ほ法律を以て何人と雖も某の職業

に於ては一定の最低賃銀を受くるに非らずんば雇傭せらるゝ事を得ずとの規定を定むる事を得べく、且つ其の命令を強行する事を得べし。其の結果は被護者即ち能率不足なるが爲めに法律を以て定められたる賃銀を以て雇傭せらるゝ事能はざる者を増加するならん然れども社會に採りては、之れを自由競争に一任して以て大多數の人民の賃銀を飢渴に類するの程度まで引下げしむるよりも、他の方法に依りて此等の被護者を扶助する方は利益にして且つ安價なるべし。被護者の階級を他の諸階級より區別せんが爲めに、國家は獨立自營に對する個人の技倆標準を定むる事を必要となすべし。著者は虚待的工業に對して法律を以て賃銀の標準又は最低賃銀を設定すべしと提議する事を企つる事を爲さず、寧ろ此の政策は毫も本書に於て説明したる所の賃銀論に抵觸するものに非らざる事及び其の兒童及び女子の労働者の職業を拘束せんとし、或は危険なる工業に關連して安全装置の使用を爲さしむべきを提議せる恰憫なる人々によりて現に意見の一致を見たるが如き公平なる考慮と同一の効果あるものなる事を主張せんと欲す。

労働法規統一の必要 米國に於て労働法の進歩に對する重大なる障碍は、各州の立法部が統一せる法律の制定を爲す事に一致する事能はざりし事なり。マサチューセツ

州は工場法制定の先驅なるの名譽を荷なへりと雖も、近年に至りて更に労働時間を制限せんとするの提議は、同州に於ける紡績工場は、極めて緩慢なる労働規定以外に全く自由の制度を採れる南部諸州の紡績工場に對する競争に於て既に敗北しつゝありとの理由を以て反對を受けたり。此の反對は往々鼓脹視せらるゝの弊ありと雖も、之れ少なくとも隣接せる諸州に對して統一せる労働法の必要なる事を指摘するものなり。労働法の先驅者たるの位置によりて最も鋭敏に統一の缺如せる事を感じたるマサチユセツ州に於ては、千九百二年に於て、米國憲法を修正し、以て議會に對して、全米國を通じて統一せる労働法を制定するの機能を賦與するを可とするの決議案を全會一致を以て採擇したり。更に同一の方向に對する他の運動は千八百八十三年に於ける亞米利加労働局の役員聯合協會の設立にして、同協會は諸州に於ける工場監督法規の統一を爲さんが爲めに熱心に努力したり。即ち今日に至るまで行はれたる統一の方向に向ひし進歩は、之れが統一政策の缺乏は、將來に於て改善せられたる労働法規の障碍たるべき事、其の過去に於けるが如く甚だしからざるべしとの希望を與ふるに至たれり。

第三十一章 利益分配及び勞力共同

第三百三十三節 卷末數章の研究題目 前數章に於て説明し且つ解説したる産業制度は尙ほ將來に於て期待すべき多くの事項を殘せり。勞働法は賃銀勞働者に對して特殊の苦痛を與ふる弊害を矯正するの手段として主張せられたり、然れども其他の且つ更に根本的方策は廣く提議せられつゝありて至極同情ある考慮を値ひせり。此等卷末の諸章に於ては特に此等の改革論にして、就中最も重要なもの或は最も多數の賛成者ある主張に對して研究する事を得るのみ。即ち本章に於て論せる利益分配及び勞力共同即ち協同組合、次章に於て攻究すべき社會保險即ち勞働保險及び第三百三十三章に於て論せんとする社會主義等なり。最後の一章に於ては現代の産業制度並に各種の經濟的改革案に關する吾人の解説の結果を經濟的進歩の一編に一括して簡單なる研究を爲せり。

第三百三十四節 賃銀制度の缺點 現代に於ける産業制度の缺陷として非難せらるる缺點の**一は、勞働者の勞力及び其の忠誠如何が實業計畫の成敗に對して關係する事の極めて重大なるに拘らず、其の勞働者が直接利益の分配に預からざる事なり。**賃銀

は通常勞働者の唯一の報酬にして、彼等勞働者を雇傭する企業家の收得如何に拘はらざるものなり。故に賃銀勞働者は多くの場合に於て、生産の結果に對して其の最大の貢獻を爲すべき直接の刺戟を有せざるなり。此の狀況を改革せんが爲めに種々の計畫即ち利益分配、收得分配及び其他の賃銀支拂に關する改正方法計畫せられたり。

プロヒットシェアリングの定義 利益分配は勞働者が豫め決定せられたる利益の分配を受くべき契約の下に一致したる協定なりと定義せられたり。此の協定が豫め行はるゝに非ずんば、利益分配の經濟的目的、即ち勞働者をして能率の大なる生産者たらしむべき刺戟を與ふるの目的を失ふべし。然れども之れ勞働者に對して支拂ふべき正確なる金額を豫め決定するものなりと解釋せざるを要す。即ち其の分配額は利益の如何によりて變化するものなる事は此の計畫の精髓なり、従つて一年度の事業よりして何等の利益を生ぜざる時は、利益の分配額も亦た皆無なるべし。

スライディングスケール制度 利益分配の最も簡單なる一方法は賃銀を生産物の價格に應じスライディングスケール（價格騰貴する時は之れに準じて賃銀も上り、其の下落する時は賃銀も亦た從がつて安からしむるの制度）によりて變化せしむるの方法なり。鑛山業及び金屬工業の如き價格の屢々變化する者にありては、賃銀も亦た之れに準じて屢々

變化するを免かれざるべし、而して若し其の事業が利益を生せざるが爲めに全然停止せらるゝが如き事あるに非らざる限り、此の制度は相當の好果を收むるものなりと認められたり。此の制度は勞働紛議の危険を減するものなり、何となれば繁榮時代に於ては賃銀勞働者の側に於て何等の行動を採らずとも賃銀は自然に上騰すべく、之れに反して恐慌時及び物價下落の時代に於ては該制度は雇主をして其の傭人の反對を惹起する事無くして生産に要する経費を減する事を得べきを以てなり。

標準最低賃銀設定の必要 スライディングスケール制度は適當なる制限の下に於ては雇主並びに被傭人の兩者に對して利便なりと雖も、標準賃銀率確定せられて、之れを最低と爲し、それ以下に於ては生産物の價格が如何に下落するとも、勞働者の收入は壓迫せらるゝが如き事無きに非らずんば重大なる反對を受くるものなり。各種の生産事業に於て、價格は變化し、且つ時としては普通の生産に要する経費以下に下落する事あるを免かれざるなり。斯かる時期に於て其の價格を恢復せんが爲めに採るべき勢力は、企業家が損失を顧みずして事業を繼續する事を欲せざるの事實なりとす。スライディングスケール制度の下に於ては、生産費中の主要の科目たる賃銀は、價格の下落するに伴ひて下落するものなり。其の結果は價格の餘りに下落せるが爲めに賃銀勞働

者に對して相當の報酬を生せざる時に於ても、企業家は尙ほ若干の利益を得て生産を繼續する事を得る事あらん。斯る事情の下に於ては價格恢復の爲めに依頼すべき勢力は移動すべし、従つて價格は或る期間内は、總べての生産に關與せる者に對して公平なる競争的報酬を生ずる程度以下の安價を持続するなるべし。故に其の根底に於て最低賃銀の確定せられざるスライディングスケールの制度に依る報酬決定方法は賃銀勞働階級の永久的福祉に對する威嚇たり。

スライディングスケール制度の制限的應用 スライディングスケールに對する他の反

對論は此の制度が實際上に於て存在せざる所の生産物の價格と利益の高との間に於ける一定の關係の存續を假定せる事なり。即ち米國に於ける無煙炭坑の所有者は、曩きに述べたる(第三百十六節)同盟罷工委員の注意に依り、炭坑の深きを加ふるに従ひて其の生産に要する経費は年々重きを加へ、且つ將來に於ける價格の騰貴は此等の増加せる経費の支拂に必要なべく、従つて之れが爲めに其の被傭人に對して分配する事を得べき基金を増加せざるべしとの理由の下に、其の事業に對して此の制度を適用する事を拒絶したり。此の態度が此の特殊の場合に於て是認せらるべきや否やに拘らず、價格の變化が利益の變化を示めすべき指數なりとして、之れを以てスライディングス

ケール制度を廣く各種の事業に適用せしむるには餘りに不確實なる指數たる事疑ひを容れず。

第三百三十五節 簡單なる利益分配及び其の擴張を制限する事情 利益分配法中
他の一法は企業家が自己の勤勞を一定の經營賃銀として見積り且つ此の額以上の總べての利益を彼れの傭人——其の内には彼れ自身も亦た俸給を受くる支配人として包含するものとす——に對して各人の受くる賃銀に比例して分配するに同意するにあり。斯る利益の分配方法は、若し公平に遂行せらるゝに於ては、總べての被傭人に對して事業の成功の爲めに其の全力を傾注せしむべき大なる刺戟となるべきものなり。雇主と被傭人との關係密接なる小規模の事業に於ては、此の制度は總べての關係者に對して相互の利益を維持せしむる事を得べし。然れども之れを大會社の企業に廣く擴張するに當りては或る種の明確なる制限あり。第一に凡そ事業の利益は屢々特殊の事業に於て労働者が毫も之れを支配する事能はざる條件に依りて定まるものなり。即ち需要の變化或は外部の競争の増加は、生産が従前の如く有効に行はれ、或は多大の利益を得たる年よりも寧ろ有効に遂行せられたりとするも、尙ほ全く利益を消滅せしむる迄に價格を引下げしむる事あるべし。利益分配者が其の雇主に對して信

仰的の信任を置くに非らずんば、生産が非常に有効に遂行せられたる時に於て、價格の安きが爲めに利益分配に預かる事能はざる時は、之れが爲めに惡感情を惹き起す事は殆んど疑ひを容れず、而かも不幸にして雇主に對する斯かる精神状態は大會社の場合に於ては殆んど存在せざるを普通とす。之れ實に此の制度の缺點にして寛仁なる雇主の完全なる好意によりて採用せられたる利益分配計畫が數年の經驗を経たる後に於て放棄せらるゝに至れる所以なり。

其の限度 總べての労働者に對して其の賃銀に比例して利益を分配するに關する第二の不便は、之れ其の能率を増加せんが爲めに何等の努力を爲さざる労働者に對して寛大に失し、更に勤勉にして且つ材料を節約するに注意し、或は其の雇主の器具又は機械を損傷せざらん事を努むるが如き忠勤なる労働者に對して充分なる利益分配を爲す事能はざるの不公平に陥るを免かれざるの事實なりとす。此の關係が適當に行はれたりとするも尙ほ大會社に於ける一個の使用人の労働と其の年度に於ける利益との關係は極めて聊細なり。或る労働者は利益の一部を分配せらるべき契約に鼓舞せられて雇主の事業に大なる注意を拂ふに至るべしと雖も、多數者は其の働き方を格別變更すべしと考へず従つて無頓着に打ち過ぐるなるべし。之れ主として利益分配

制度其のものが經濟的論據に於て是認せらるゝ事能はざる所以にして、復た其の經營報酬以上の利益を時期を定めて總べての勞働者に對して分配するが如き簡單なる方法を以てする此の制度を採用するの勞と經費を投せんとする雇主の比較的罕れなる所以なり。

第三百三十六節 利益分配と保險計畫 以上述べたる利益分配法の外に更に複雑なる性質を有する分配方法試みられ且つ現に行はれつゝあり。佛國は元來利益分配制度の經驗に豐む國なるが、其の佛國に於て行はるゝ普通の方法は年々利益金の内より一定割合の金額を以て特別基金ベネフィット・ファンドとなし、之れを以て老年及び疾病救済金となし或は其他の名目を以て繼續的に同會社に於て勤務し且つ一定の條件を履行したる勞働者に對し支拂はるゝものなり。斯る計畫は多く其の目的良好なりと雖も、此等は勞働者に對するよりも寧ろ多くの場合に於て雇主に對して推薦すべき事項たり。此等の方法は餘りに保護に過ぎたり、而して其の依て生せる所の觀念たる雇主は其の雇備せる勞働者よりも遙かに將來を慮るおもははかの念に富み、且つ極めて重要なるに拘らず勞働者自ら準備せんとせざる所の老年、疾病及び其他に對して分配を受くる事を得せしめんが爲めに、之れに要する準備を強ひ、以て其の勞働者の物質的幸福を増進する事を得べしと

の思想は屢々眞理に合致するものなりと雖も、尙ほ自尊心に富み且つ獨立を欲する勞働者の甚だ厭ふ所となるものなり。加之此の制度に伴ふ所の勞働者を雇主に密着せしむるの傾向は、勞働者が他の雇主に轉じたる場合に於ては、其の特別基金に對する要求權を失ふものなるを以て、雇主の見地よりする時は利益なりと雖も、勞働者の側より見る時は重大なる損失たり。勞働者は經驗上其の地位の改善進歩を爲すべき技倆は其の雇主を屢々變更するに依りて得るものなる事を知れり。高き賃銀、勞働時間の短縮又は其他の利益を求めんが爲めにする自由の活動を妨たぐるが如き計畫は如何なる方法と雖も、彼等勞働者によりて甚だしく猜疑の眼を以て觀察せらるゝは已むを得ざる所なり。

株式の所有に依る利益分配 他の且つ比較的反對を受くる事少なき利益分配方法は勞働者に對して有利なる條件を以て株式を賣付け以て勞働者を雇主に對して引付けんとする企てにして、勞働者が同一の職業に留まる限り、斯くして得たる株式に對して其の株券に比例して配當と共に株主に對する特別利益分配金を與ふるものなり。之れ數年前米國鋼鐵會社によりて、其の傭人を會社に密着せしめんが爲めに採用せられたる計畫なり。此の計畫は勞働者の首領等によりて猛烈なる攻撃を受けたり、何と

なれば同會社は其の傭人に對して此の計畫及び其他の寛大なる設備を爲したりと雖も、個人としては彼等傭人等が労働團體を組織せんとする努力を極力壓迫しつゝありたるを以てなり。此の二個の政策は共に保護者の態度を示めすものにして、之れ同會社並に他の米國の大會社が其の傭人に對して採らんとする方針なり。此の態度は善良なる目的に出づる事多しと雖も、之れを導く所の方法は終局に於て米國労働者の最善の利益に貢献するものなりと認むる事能はず。労働者の見地よりする時は、其の年收額の幾分を増加せんとする計畫よりも更に重要なものは、其の獨立自尊並びに完全なる人類たるの能率を増加せしむるの計畫なり。

全世界に於ける利益分配計畫の進歩は英國に於ける實際的經驗に關連せる左記の事實によりて相當に説明せらるべし。即ち英國に於て千八百七十年より千九百十二年に至るまでに着手せられたる二百九十九個の計畫中に於て百六十三個即ち半数以上は放棄せられたり。加之現存せる百三十三個の中に於て三十三は瓦斯會社にして八十一は千九百年以來開始せられ、而して六十二即ち約半数は僅かに千九百五年以來實施せられたるに過ぎず。此等各種の計畫によりて支拂はれたる平均ボーナス即ち利益配當金は千九百十一年に於て、之れが受領者の賃銀に對する五分五厘の増加に當

るものにして、千九百一年より千九百十一年に至る長期間の賃銀に對する平均増加額も亦た之れと同一割合なりき。

第三百三十七節 其他の計畫 簡單なる利益分配制度が雇主と被傭人との利害の衝突を何等かの方法を以て調和せしめんとする兩者の希望を充分に満足せしむること能はざるを以て、賃銀制度の改革を目的とせる最も重要な最近の經驗は稍や異なる方向に進むに至たれり。一面に於ては彼の所謂『有能なる管理者』は出來高分配 (Gain sharing) と稱する巧妙なる制度を計畫したり。他面に於て廣く社會的に労働問題に關する興味を有する者は利益分配制度に代ゆるに直接勞力共同即ち共同組合の計畫を以てせんとせり。

ゲエーンシェアリング 雇主の見地よりして觀測するに利益分配制度の最も甚だしき制限は、其の個人的被傭人に對して訴ふる所の極めて微弱なるにあり。出來高分配制度は此の缺點を補ふ事を得べし、蓋し之れ直接個人に對する接衝にして且つ其の結果を單純に且つ全然其の生産者たる能力に依頼せしむるものなるを以てなり。賃銀制度の發達史上に於ける之れが先驅は出來高賃銀 (Piece wage) の制度なりき。出來高制度の下に於ては労働者の賃銀は労働時間を基礎とせず、生産したる貨物の數量によ

りて定められたり。之れ雇主に採りては満足なる制度なり、従つて各個人の労働者の生産物が個々別々に計算することを得べき性質の事業に於ては常に用ひられたる所なり。然れども此の制度は被傭人に於ては更に不満足なりき、何となれば此の制度の下に於ては労働者が苦しき経験を嘗めたるが如く、雇主は労働能率の増加するに従ひ常に生産物各個の賃率を引下げんとするの傾向著るしく、之れが爲めに好景氣の場合に於ても又た不景氣の時に於ても労働者の收得する賃銀は其の平均に於て、更に容易に行はるべき日當割度の下に於ける賃銀を越ゆる事無きを以てなり。出來高分配の制度は、労働者にも歓迎せられ且つ同時に雇主にも至極便利なる方法を以て出來高賃銀の制度を實現せんとするものなり。其の基礎として豫め同意せられたる標準賃銀を定め、且つ之れを最低限度として各労働者の生産物の結果如何に拘らず總べての労働者に對して支拂ふものなり。専門家を傭聘して各種の生産事業に於て普通の熱心を以て労働に従事する平均労働者が普通の日に於て生産する事を得べき產出額を決定せしむ。標準賃銀を普通の生産物を以て分割して得たる結果は、各種の生産部分に對する普通の出來高各個の價格を定むるものなり。此の制度を採用せる雇主が其の傭人に對して與ふる所の『出來高に對する分け前』は、労働者が其の生産物に對して加へ

たる標準生産額以上の生産物に對する各個の標準價格の全額又は其の幾分に對する約定額なり。其生産額を増加する事能はざる者又は之れを爲さんと欲せざる労働者は従前と同一の賃銀を受くるものなり。之れに反して野心あり且つ技能ある労働者は其の生産物を増加すべき直接の刺戟を有するものなり、此の刺戟は實際上に於て此の制度の採用せられたる所に於ては、屢々驚くべき結果を顯はせるものにして例へば標準賃銀の二倍、三倍又は甚だしきは六倍に等しき配當を受くる事あり。

其の利弊 純然たる經濟的及び利己的理由の下に賃銀制度を改正せんと企つる雇主に採りては、出來高に依る分配制度は、從來企てられたる總べての利益分配制度に比較して遙かに有利なる制度たり。其の成功せる事は米國の工場及び機械工場に於て業務の性質が容易に各労働者の生産額を計量する事を得べき事業に於て廣く採用せらるゝに至りたる事實に依りて説明せらるべし。若し全然公平に且つ善良なる信仰を以て採用せられ且つ遂行せらるゝに於ては該制度は被傭人に對しても亦た大に推重すべきものなり。其の基礎は變化する事無かるべし、唯各個の價格の割合は變化することあるべしと雖も、之れ契約の一部にして最初に於て充分なる注意を以て決定せられたるものなるを以て二年三年又は五年の長きに亘りて繼續せらるべく、或は又た

其の生産方法の變化するに至るまで持續せらるゝ事あるべし。労働者は其の職業に拘束せらるゝ事なし、何となれば彼れの収益は其の毎週の賃銀と共に規則正しき収入となり、且つ更に有利なる條件を提供せんとする他の雇主に轉ずる場合に於ても彼は何等の損失を蒙る所無きを以てなり。最後に此の制度の下に於ては、有能なる労働者は、往々著るしく其の努力を増す事無く、單に周密なる注意を爲すのみにて、實際上多額の所得を増加する事を得べし。此等の利益あるに拘らず、グエーシエン出來高分配制度は利益分配制度の如く労働團體の首領によりて反對せられたり。彼等の此れに對する主なる反對は、其の労働者を一般賃率及び彼等の報酬、又は一部分は彼等が受くる處の附隨的利益より來る所の彼等労働者中の有能なるものゝ受くる報酬に對して調和せしむるの傾向ある事、及び労働者をして更に良好なる條件の下に職業を求めんとする執着力と熱心とを減殺せしむるの傾きあるが爲めなり。グエーシエン出來高分配制度は儘かに此の傾向を有せり、然れども他面に於て記憶せざるべからざる事は、賃銀は常に騰貴しつゝあるものに非らざる事、及び労働者の能率増加に伴ふ生産額の増加に對して公平なる報酬を與ふるの役目を果たすべき制度は、賃銀労働者の總平均所得に於て、單に日當賃銀のみ存在せる時よりも、標準賃銀率の向上に對する優良なる基礎を供給する事を得ん。

此の制度は確信ある結論を與ふる事を得る程に久しきに亘りて行はれざるものなりと雖も、若し有力にして且つ賢明なる指導者を有せる組合によりて後援せられたらんに、労働者は此の制度の下に於て、普通の賃銀制度に於ては期待する事能はざる所なる、彼等自身の状況を改善進歩せしむべき機會を見出す事を得ん。

第三百三十八節 勞力協同即ち共同組合 コオパレーション 勞力協同即ち共同組合は利益分配又は出來高分配制度よりも更に一步を進めたるものなり、蓋し之れ全く雇主と關係を斷たんとする計畫なるを以てなり。雇主の代りとして労働者を代表せる委員を組織す、即ち分配組合又は消費組合コンシューマーズ・アソシエーションに於ては購買委員を作るものにして、労働者相互の利便を計らんが爲めに労働者によりて選まるゝものなり。共同組合は便誼上三種類に區別することを得べし、即ち(一)配分又は消費組合(二)共同信用又は銀行組合、及び(三)生産者の組合、即ち固有の労働者の協同販賣なりとす。第一は消費者をして其の必要とする貨物を、小賣並に卸賣に於ける中間販賣者の利益を省く事によりて、安く購求する事を得せしめんとするものなり。第二は小農夫又は小商人の如き普通の商業銀行より容易に先借を爲す事能はざるが如き状況にある者に對して資本を借入るゝ事を得せしめんと企つるものなり。最後に第三は農業、鑛業、工場及び其他の生産事業に於ける會社の利

益を吸収する企業者又は支配人に代ふるに、労働者の撰擇し且つ労働者に依りて賃金を支拂はるゝ人を以てし、労働者自ら資本を供給し且つ企業の危険を負擔せんとするものなり。現今に至るまで共同組合は、商業殊に小賣商業に關連して最も大なる發達を爲せり。其の最も廣く發展せる英國に於ける發達の事情を簡單に記載する時は、之れが長所並に短所に關する議論を紹介する事を得べし。

第三百三十九節 共同販賣店 英國に於て成功せる労働者の共同販賣組合の紀元は二十八名のロシユデール發起者(Rochdale pioneers)によりて有名なるロシユデール共同販賣店チヤストの創立せられたる千八百四十四年なりと云ふ事を得べし。此の商店は其の後世界の各地に於ける數千の同一種類の共同販賣店の模範なるが、其の必要とせし資本は一株五弗の小株券を發行し之れを同販賣店より貨物を購求する見込ある人々より募集するものにして、之れが發行條件として利益金を共同購買者に分配する以前に於て株式應募者に對して資本に對する五分の確定配當を爲すの了解を得たるものなり。同商店は何人に對しても株主たらんと欲するものに對しては一株の二十分の一に相當する現金を支拂ふものに對して株券を交附し、殘金は斯かる株券所有者の購買額に對して配當せらるべき利益分配金より年賦を以て支拂ふ事を得せしむる事及び一個

人の所有し得べき株數を二百株に制限せる事及び一人一票主義(one man, one vote)を採り、以て一株を有する株主は商店の經營に關して多數の株を所有せる者と同一の發言權を有するの原則を採用する事等に依りて以て其の民主的經營を維持したり。同商店に於て販賣せる價格は同地方に於ける普通の價格たり。每期(毎三ヶ月)の終りに於て事業經營費並びに資本株に對する配當以上に利益を得たる時は同商店に於ける購買者に對して其の購買額に比例して、分配せらるゝものとす。即ち事業の繁榮するに従ひ利益を受くる者は、事業の利益如何に拘はらず五分の確定配當を受くべき株主に非らずして、購買者たり。彼等が購買する時に於ては其の購求すべき貨物の性質は確實に見本通りなる事を保證せられたり。毎期の終りに於ては彼等は其の購買したる額に應じて利益配當を得たり、之れ事實上彼等が支拂ひたる價格を他の營利を目的とする商店よりも安價ならしむるものなり。

ロシユデール制度の成功 ロシユデール商店は此等の原則及び總べて現金制度の下に於て極めて微細なる起りより發展して一大企業となり、數千人の會員と數十萬弗の資本金及び年々の賣上金を有するに至たり。同商店は更に小賣業以外の方面に於ても事業を開始し、現に數個の製造工場を經營して其の本店及び支店に於て販賣すべ

き貨物の供給に従事しつゝあり。此等の製造部は株主及び購買者の爲めに商店を経営せる委員と同一の委員によりて經營せられつゝあり、従つて眞の勞力協同の實例を示めするものに非ず。其の工場に於ける傭人は普通の製造會社の傭人と同様の賃銀を受け且つ事業の經營に關して發言權を有せず。英國に於けるロシユデール式の共同販賣店は其の經營委員として、其の經營を托せられたる商店のみならず多くの工場及び機械工場を巧みに經營する事を得べき大實業家を收容するを得る事は著明なる事實なり。然れども此等は其の共同關係に傭人を包含せざる以上は之れを以て巧妙なる生産者の共同組合即ち勞働者の協力なりと云ふ事能はず、唯此等の組合によりて利益を受くるものは其の商店に於ける購買者たるのみ。

共同卸賣組合 ロシユデールの經驗を模範とせる共同小賣商店の顯著なる成功は、此の運動の首腦を大膽ならしめ、小賣共同商店の爲めに普通の卸賣人及び請負人より購入するよりも、更に有利なる條件を以て仕入を爲さんが爲めに千八百六十四年に於て共同購買の目的を有する英國共同卸賣組合を設立するに至らしめたり。卸賣組合は最初より成功したり。千九百十年に於て千餘の小賣共同組合を會員となし、約二千三百萬圓の資本金を有せり、而して其の販賣額は二億六千五百萬圓を越え且つ其の

利益金は殆んど四百六十二萬五千圓に達せり。同組合は須臾にして、他の製造業者より其の販賣する貨物を仕入るゝ事より轉じて、自ら此等の貨物を大規模に製造するに至たり。即ち同組合は現にビスケット、コーア、牛酪、砂糖漬菓子類、靴、石鹼蠟燭、毛織物、衣服類、粉、燻肉、家具、シャツ、外套、下着等の製造に従事し、且つ其の組合並に多數の會員の爲めに印刷業に従事せり。其の製造工場の經營に當りては、同組合も亦た普通の實業會社の政策を採用したり。即ち同組合は高き賃銀を支拂ふと雖も、其の雇傭せる勞働者に對して其の従事せる企業の方針に關して發言權を與へざるのみならず、利益分配をも爲さず。此の事實は勞力協同主義の可能なる事の證據として英國共同卸賣組合の成功を引用する場合に於て看過すべからず。

蘇國組合 スコツチンサイデー 千八百六十八年に於て蘇國共同卸賣組合は英國の先例を模範として開始せられたり。其の經營者は二年後に於て利益分配制度を採用したり、此の制度は爾來今日に至るまで繼續實施せらるゝ所にして、且つ之れあるが爲めに一部の論者は蘇國の組合を以て英國の組合よりも優良なる成功を博せりと説くものあり。千九百十年に於て蘇國共同組合は約三百個の會員（小賣組合）を有し且つ一千萬圓以上の資本を有せり、其の販賣高は總額七千四百萬圓に達し、且つ其の利益は約二百七十五萬圓に達せ

り。蘇格蘭の人口が英國の七分の一に足らざる事を回想する時は此等の數字の如何に偉大なるかを明かにする事を得ん。

分配共同組合の利益 英國に於ける共同組合の販賣店は卸賣組合の助力によりて全人口の殆んど七分の一の需要を供給する事を得るの程度まで發達したり。此等の組合は單に其の顧客の爲めに生活費を減ずるのみならず節約の習慣並びに獨立及び自尊の精神を奨励するに至たるものなり。即ち現金拂を爲さしめ且つ安全なる放資の手段たるの役目を爲す事に依りて勤儉貯蓄の思想を増進せしむ。其の株主に對して彼等が成功せる企業の分擔者たる事の觀念を自覺せしむる事によりて獨立の精神を涵養せしめ且つ實業的成功に必要な條件を了解せしむ。最後に自尊心並びに責任の觀念は共同組合の會員が其の共同の店舗に對する關係上發生すべき自然の結果たり。故にローズベリー郷が數年前共同組合大會に對して共同組合は國家の内にて國家を組織するものなりと宣言したるは毫も膨脹の言辭に非らざる也。

米國に於て之れが發達の遅々たる所以 何れの國に於ても分配共同組合即ち消費組合の英國に於けるが如く偉大なる發達を遂げたるもの無く且つ反對に何處に於ても進歩的國家にして米國に於けるが如く其の發達の微々たる國無し。米國に於て之

れが發達の遅々たる事は種々の理由に基くものなり。米國の諸都市に於ける小賣商店の組織の完全なることが事業家に對して共同組合店舗の組織を促がさざりき。固着せる且つ同一の労働人口を有せざること亦た一つの障礙なりき。賃銀高く且つ贅澤なる習慣あるが爲めに米國の労働者は共同組合に依て得べき僅少なる經濟を求めんが爲めに之れが經營に要する考慮と繁雜とを敢てせんとするもの少なかりき。最後に労働運動の進展せざる事は共同組合の組織を主張すべかりし労働者の指導者をして全力を擧げ有力なる労働組合の成立に努力せしめたり。時日の進むに従ひて共同組合の進歩を妨げたる此等の理由の一部は慥かに其の勢力を失ふるに至るべく且つ之れに伴ひて英國の現況に對比するが如き分配組合即ち消費組合の發達すべきを期待する事を得べし。之れに就ては尙ほ望むべき事多しと雖も斯かる運動の重要な事は鼓張する事能はざるべし。共同組合は生活費を減じ且つ之れに關與せる労働者の品性及び技能を向上せしむべし然れども其の根本に於ては共同組合は現在に於ける雇主と被備人との關係資本家と賃銀労働者との關係に大なる變化を及ぼす事無くして現狀を維持せしむるに至るべし。

第三百四十節 共同銀行 共同信用組合即ち銀行組合は獨逸に於て最も發達したり、

其の獨逸に於て創設せられたるは千八百五十年頃にして、爾來世界各國に傳播したり。共同銀行即ち信用組合 (credit unions) は往々會社組織となせるものありと雖も普通は會員組織にして五十名又は更に少數の農民又は商人が其の會員たり。此の計畫の眞髓は其の會員全部が聯合して其の銀行の總べての債務に對して責任を負ふ事なり。其の資金は株券の拂込金及び會員の預金並びに商業銀行よりの借金又は、或る國に於ては政府よりの借入金をして充當するものなり。此等の資金は少額宛を其の會員に貸付け以て彼等をして農園の改良又は貸付け委員によりて是認せられたる事業の發展に使用せしむるものなり、此等の委員は勿論組合の會員にして彼等自身も亦た上級の小農又は小商人にして、極めて注意深く且つ忠實なるを以て、其の貸付金より損失を招ねくが如き事殆んど罕れなり。恰かも米國に於て非常に成功したる小資金を有せる者をして各自の住宅を得せしめんが爲めに相互に組織せられたる建築及び貸付組合アパルメント・ビルディング・クレジット・ユニオンの如くに、此等の平民銀行は、之れが經營を試み、且つ地方の狀況が之れが設立を要求したる歐洲諸國に於ては非常の成功を爲せり、現今に至るまで米國に於ける狀況は人口の絶えざる移動並に米國の農民が其の利益よりして土地の改良に要する資本を得ることの容易なるが爲めに共同銀行の發達に便ならざりき。然れども人口稠密を

加ふるに従ひ、此の種の組合は歐洲に於て既に然るが如く有用なる目的に使用せらるるに至たらん。歐洲に於けるが如く米國に於ても、此の種の銀行組合は小資本の人々をして其の要する大なる資本を獲得する事を得せしむるのみならず、之れに關與せる者に對して非常なる教育的効果を顯はすに至たらん。

第三百四十一節 プロデューサーズ・コオペレーション 生産組合 (Producers' cooperation) 即ち勞力共同は未だ發達の初期なりと雖も、久しく其の當然遭遇せざるべからざる多くの障礙に打ち勝つ事を得たるの事例少くなしとす。此の制度の重要な特質は勞働者が其の自ら選舉したる委員或は支配人の指導の下に任意の組合を組織し且つ各自の貯蓄或は共同の信用を基礎とせる負債によりて勞働者自ら資本を供給するにあり。消費組合に於けるが如く、生産組合に於ても一人一票主義を重んずる事は其の經營を民主的ならしむるに缺くべからざる條件なり。若し一度反對の原則たる投票權は放資せる資本の額に比例すべき事を認められんか、此の共同企業は直ちに一般普通の事業會社と區別無きに至るべし。此等の制限の下に資本を吸収せんが爲めには、相當に確實なる放資に於て世間一般の利率に一致せる一定の確實なる報酬を、其の資本を供給する者に對して支拂ふべき契約を爲さざるべからず。多くは貸銀及び俸給も亦た豫め共同者コパティシヤスに對して

利益金の計算せられざるに先達ち事業の収入金(賣上高)より支拂ふ事に同意する事あり。此の控除を爲し以て此等の生産に要せし経費の支拂はれたる後に残れる利益金ある時は悉く共同者に對して其の各人の受くる賃銀に比例して分配せらるゝを普通とす。企業が小規模にして且つ總べての共同者が略ぼ同一の賃銀收得力を有せるが如き性質の事業なる時は、賃銀を支拂ふに及ばず、且つ補填基金(資本消却資金)及び地代並びに利子等を支拂ひたる残収入を平等に共同者に對して分配する事を得べし。此の最後の計畫は平等の見地よりする時は満足なりと雖も、之れを適用する事を得る産業は極めて限られたる數に過ぎざる事明かなり。現今に於て組織せらるゝ生産事業に於ては、殆んど總べては諸種の等級の勞力を要せり、而して熟練勞働者と不熟練勞働者とに對して利益分配額を異にするに非らずんば熟練勞働者を共同者中に誘引する事困難なるべし。實際に於て特に熟練せる共同者に對して多額の分配を爲すの時に於ても、一人一票主義の下に於ける投票權の制限は屢々苦痛を感ずるに至らしむるものなり。多數の共同生産事業は、其の共同者中に於ける知識あり熟練ある勞働者が一の企業に於て他の勞働者を共同者として維持せんよりは、自ら獨立して其の必要とする勞働者を備ひ入るゝ方、容易にして且つ利益なりと決心したるが爲めに、普通の共

同事業或は會社に墮落したる事多しとす。

其の成功せる條件 生産組合即ち勞力共同組合は、農業家及び菓物栽培者等の間に於て共同酪乳場の維持、其の生産物の貯藏並びに販賣及び其他の目的にして其の本來の事業に密接の關係を有し、而かも個人として之れに従事するに當りて爲し得るよりも多くの資本、熟練及び注意を要するが爲めに結合せる場合に於て最も多く成功したり。勞力共同組合は又た桶屋、製本屋等の如き比較的小資本を要する熟練職工の間に於て成功したり。其の最も成功せざるは製造工業及び鑛山業にして、只既に説明したるが如く、此等の事業獨立の共同事業として經營せられず、共同販賣店(コオペレーティング)の支部として經營せられたる場合に於て成功したるのみ。眞の勞力共同組合が甚だ進歩せざる理由を了解せんが爲めには、單に工場を經營せる事業と、商店を經營せる事業とを比較する事が必要とすべし。

共同組合に於ける商店と工場との比較 共同商店は其の爲すべき任務は極めて簡單なるが故に成功する事を得べし。同商店は其の顧客を得る事確實なり。此等の商店は現金拂を主張する事を得べし、從つて素りに信用を擴張して損失を招ねくが如き事を避くる事を得べし。此等は少額の創立資本を要するに過ぎず、且つ通常勞働者自

身の貯蓄よりして容易に之れを吸収する事を得べし。小賣商業に於ける共同組合の發達により共同卸賣を可能ならしめ、且つ更に進んで小賣商店に對して生産物を供給すべき製造部を發達せしめたり。此等の生産物に對する市場は保證せられたり、而して其の設備並びに機械に要する資本は、漸次共同組合商店の利益積立金より出だす事を得べし。多數の労働者が相團結して共同製造事業を經營する事は、全く之れと異なる企てなり、即ち之れに要する資本は全部ならずとも主として彼等の自己の貯蓄よりして來たらざるべからず、而して其の生産物は一般市場に於て販賣せざるべからず。製造工業に成功せんが爲めには知識並に進歩せる經營方法及び大資本を有せざるべからず。労働者は知識の必要なる事を理解するもの罕れなり、而して彼等は資本を供給するの地位に立たず。嗜好、思想及び技倆を異にせる多數者が相共に働くが爲めに、久しからずして事業の經營に關して一致を缺くに至る事殆んど確實なり。俸給を支拂へる支配人の判斷に従ふ事は、事業の性質上全く任意的なるを以て、意見の不一致は只單に背反及び破裂を導くの傾向多きに過ぎたり。故に有力なる經營者を得たる時に於ても、勞力共同の事業を久しきに亘りて有効に支配する事を得るは、特殊の例外的狀況の場合のみに限れり。

然れども労働者は通常充分なる高き俸給を支拂ふ事に反對するを以て、有能なる經營者を得るの機會は寧ろ甚だ少なしとす。企業に對する資本、即ち——千九百九年に於て米國の製造事業のみに於て爲したるが如く——其の事業に關連して雇傭せし各人より平均二千四百弗の放資に要する資本を獲得する方法の困難なる事は、更に之れよりも重大なり。労働者には放資すべき資金を有するもの無く、且つ之れを有する者にありても之れを無經驗なる方面に放資する事に就ては格別臆病なるものなり。之れに反して資本家にして其の貯蓄を労働者の共同事業に貸付くるもの甚だ罕れなり。

第三百四十二節 利益分配及び勞力共同に對する制限 利益分配及び勞力共同即ち共同組合は共に其の熱心家によりて労働問題解決の方法として主張せられたり、然れども實際上に於て兩制度共に未だ其の主張を是認せらるゝに至らず。利益分配及び出來高に依る分配方法の最善の結果に於ても單に若干の賃銀を増加するに過ぎず、且つ其の能ふ限りの最廣の擴張を爲したりとするも、尙ほ多數の労働者をして其の安寧幸福を彼等自ら收得する事を得べき標準賃銀の如何に依頼せしむるなるべし。加之此等の制度は屢々労働團體の組織を妨げ、或は労働者が其の位置を向上せんが爲めに他の雇主に轉せんとするを妨ぐる武器として使用せられたり、而して斯くして他に

轉じたる場合に於ける賃銀の増加は高き代價を支拂はざるべからざる事となるなり。此等の制度は産業社會を従前通り二個の反對せる團體即ち雇主及び被傭人の團體に分かつものなり而して此等の制度は雇主及び被傭人との間に於ける反對の主なる根據たる賃銀、労働時間及び其他の條件を除く能はざるを以て、産業上の平和並びに人類間に於ける善意の永續すべき基礎を提供する事能はざるなり。

勞力共同即ち共同組合は利益分配制度に對する非難の一部より免ぬかると雖も、尙ほ之れに伴ふ制限を有し且つ其の制限は同様に重大なるものなり。消費組合に於ては生活費を減じ且つ商業道德を増進するの效果多しと雖も、労働問題に就ては依然として何等の効果を與へず。共同信用組合は又た賃銀労働者に對するよりも寧ろ小農及び小實業家に對して有用なり。生産組合即ち勞力共同は労働者に對して貢獻する所多しと雖も、今日に至るまで此の制度の成功に對する障礙は餘りに有力にして、極めて少數の場合を除く外之れに打ち勝つ事能はざりき。殊にアダムス及びサムナー共著『労働問題』(四百三十頁参照)に於て巧みに説述せられたるが如く、加之生産者の組合は其の組織に於て非民主的なり而して其の眞髓に於ては單純なる利益を目的とせる組合なり。彼等の利益は直接社會全體の利益に反對せるものなり而して若し斯る制

度が一度一般に普及するに於ては社會は産業中に於て猛烈なる競争に從事せる生産者の小規模なる自治團體に分割せらるゝか、或は各一定の産業を支配し且つ各々生産者の利益に對して消費者の利益の反對せるが如く、相互に反對の利益を代表せる幾多の獨占事業に分裂するに至るべし。

將來に關する結論 生産者と消費者との間の反對は勿論避くべからざる事なり、而して以上記したる勞力共同主義の論理的歸結たる所の目的は毫も之れに對する決定的議論たらざる也。實に最後に叙したる狀況、即ち各種の實業を獨占せる共同生産者の團體と之れに加ふるに不當なる高價に對して消費者を保護するに充分なる力と知識とを有する政府の勢力を以てする事は最も發達せる勞力共同主義を主張する人々の深く期待する理想なり。理想としては之れ社會主義の主張する總べての産業の國有及び國營よりも更に實行し易きが如し、之れと同時に此の制度は儘かに現在に於ける不規則なる且つ往々浪費多き自由競争制度に優されり。鐵道事業及び其他の獨占的公共事業にして其の料金の決定は政府の監督によりて行はれつゝある事業に於ては雇主たる會社と労働者との關係は漸次共同主義の方向に進みつゝあるの徴候無きに非らず。資本を供給する放資家は著るしく其の損失の危険に對して、保險せられた

るを以て、倍々其の放資に對しては一定率の報酬を受くるのみにて満足せざるべからざるに至り、且つ剩餘利益は社會に對して進歩せる勤務を爲さんが爲めに資本の改良に投ずるか或は高き賃銀を支拂ふが爲めに使用せらるゝに至られり。此の種の事業の經營に關して、未だ勞働者に發言權を正式に認むるに至らずと雖も、而かも斯かる形式的承認無くとも實際上に於て勞働者は其の團體を通じて、事業中に於ける勞働に關する部分が如何にして行はるべきかに就きて益々多くの發言を爲すことを得るに至られり。即ち嚴重なる政府の監督の下に於ける充分なる勞働者の共同主義は全く不可能ならざるのみならず、又た公共事業に關しては甚だ遠き未來に屬する希望にも非らざる事を思惟せしむ。從來敏活なる競争事業たりし産業に關する勞力共同主義の將來に就ては遙かに明瞭ならずと雖も、時日の進むに従ひ、此等の事業の多くも亦た、大なる獨占事業として更に經濟的に且つ有効に經營せらるゝものなる事を示めすに至るべく、且つ其の時に於ては個人的にして不規律なる經營方法は、又た慥かに或る程度の勞力共同主義の經營及び政府の監督主義に對して讓歩するに至るべし。

勞力共同主義は其の成功することを得る時及び場所に於ては競争制度に對する代用として望ましく賞賛すべき制度たり。之れ單純なる利己心よりも高き動機に訴ふ

るものなり而して其の之れに従事せる人々の品性を大にし且つ高尚ならしむるの勢力あるものなり。時日の進むに従ひて其の發展は益々廣く且つ大なるべきを望む事を得べしと雖も、斯る發展は必らずや漸進的ならん。此の制度の成功すべき活用の依て生ずる所の總べての條件——即ち事業の經營者及び之れが組織を爲す者の任務の價値が、勞働者に依りて充分に了解せらるゝ事、勞働者自身が相互の選舉によりて定めたる指揮者の命令に従ひ喜んで自己の爲すべき職務に従事するの心及び最後に彼等自ら資本の蓄積を爲す事——等は徐ろに發達せざるべからず。之れ毫も經濟的改革の計畫たる勞力共同主義の重きを減ずるものに非らずして、寧ろ現今の産業制度が現在に於ける普通人の品性及び性行に合致せる標準を示めし且つ此の制度が普通人が思想、感情及び能力に於て高き程度に引き上げられたる時に於てのみ、從來の制度に代りて行はるゝに至る事を得るものなりとの眞理を闡明するもの也。

第三十二章 社會保險

第三百四十三節 警戒を要する弊害 近年に於て總べての進歩的國家に於て一般的注意を喚起したる各種の改革案中、社會保險即ち勞働保險の計畫程に經濟學者に對して深厚なる考究を値ひするものは非らざるべし。近代に於ける勞働者は實に他の階級の免ぬかれつゝある危險に暴露せらるゝのみならず、人類總べての遭遇すべき恐れある普通の不幸は獨立の所得ある人々の場合に於ては格別重大ならざるも、彼等勞働者に對しては、收入を得るの力を失ふの結果として將に重大なる關係を有するものなり。社會保險が備なへんと企つる所の不幸なる事項は、産業上の災害、疾病、夭折、老年に依る活動不能及び豫期せざる失業等なり。經濟學者は最近に至るまで一般に此等に備ふべき唯一の安全なる方法は各個人の貯蓄に依るの外無しと考慮したり。彼等の著述は節約及び將來を慮るの徳を稱賛し、且つ此等の徳を積むこと無くして一般の福祉を著るしく進歩せしむることを望むべからざることをの記述を以て充されたり。此等の諸徳の重要な事は極めて明瞭にして、即ち近き^{リセント}以前に於て此れに對して餘りに重きを置くに過ぎたるに非らざる無きやは眞面目に考慮せられたる問題なり。災

害、疾病、夭折、老年及び失業に對して備なふるの手段として貯蓄に對して全然依頼するより生ずる困難は、實際上に於て斯かる貯蓄は此等の目的に達するが爲めには極めて不充分なるを確かめたる事實なりとす。勞働者にして貯金を蓄積したる割合は、米國の如き貨銀の比較的高き國に於ても極めて少數なり。加之、個人の貯金は節約にして且つ野心ある勞働者の場合に於ても、若し此等の不幸の何れかに遭遇し、且つ之れが爲めに生ずる活動不能の永續する場合に於ては、常に消費し盡すの恐れあるものなり。貨銀勞働者にして一年を通じて、貨銀を得ずして過ごす事を得るに足るべき貯蓄あるもの殆んど罕れなり。殊に彼等が夭折したる時に於て或は多年其の貨銀を得べき技術を失ふが如き運命に呻吟したる時に於て、其の家族に對して適當なる準備を爲すに足るべき蓄積あるもの更に鮮なし。久しきに亘たれる貨銀停止より生ずる普通の結果は公共的又は個人的慈善に依頼するの外無く、之れより生ずる總べての苦痛、屈辱及び野心並に能率の祟失等の弊害を伴はずんば非らざる也。

保險を必要とする議論 此等の勞働者個人に對する不幸は、確實に來るべき事柄に非らずして寧ろ危險^{リスク}に屬するものなるを以て、之れに對して備ふべき經濟的方法は一種の保險制度に依るべきなり。

註、老年に依る活動不能も、米國の生殘表に依る時は、十歳以上の人々の約三分の二は七十歳に達するまでに死亡したり。

若し一團體に屬せる總べての勞働者が共同の保險に加盟する事を勸誘せらるゝ事を得ば、比較的少額の貯金も、此等の不幸に遭遇せる犠牲者に對して、其の活動不能に陥れる期間を通じて、充分なる所得を供給する事を得べし。其の困難なる事は保險の制度に依る場合に於ても多くの勞働者が之れに要する準備を爲す事能はざるか或は之れを爲す事を欲せざるにあり。勞働者は其の周圍に於ける生活上の標準に支配せられて、彼等の貸銀が家族を維持するに要する普通の經費を辨する事を得るに至るや否や結婚生活の責任を負ふるに至るものなり。兒童の出生するに至れば彼等の收入に對する日常の必要なる經費は、將來の準備に對して何等の餘裕を残さざるに至たらん。故に斯る準備が任意に放任せらるゝ時は、食物、衣服、住居並に娛樂(休養)に關する欲望の増加に壓迫せらるゝが爲めに、甚だしく或は全く閑却せらるゝ事となるべし。唯僅かに少數例外の勞働者のみが彼れ自身又は家族に對する少額の葬式費用以上の保險を爲す事を得るに過ぎず。是れ社會保險の計畫が採用せらるゝに至たれる事情なり。勞働者が自身及び其の家族の暴露せらるゝ危險に對して自ら保險を爲さず又た之れ

を爲すに堪ゆる事能はざるが爲めに、組織ある社會は彼等に干涉して斯る準備を爲さしめ、又た國庫より若干の經費を割き、且つ主として元氣あり且つ能率の大なる勞働人口の維持に依りて利益を受くべき雇主を強制して一定の寄附を爲さしめ、以て保險基金を増加せしめざるべからずと主張せらる。

社會保險の定義 故に社會保險は社會の犠牲及び犠牲の家族の爲めに、災害、疾病、夭折、老年及び失業に依る能力消失者に對して政府に依りて實際的に經營せられざるまでも、政府の監督に依りて行はるゝ強制的の集合的準備の制度なりと定義する事を得べし。

第三百四十四節 獨逸の強制災害保險制度 多くの國に於て此等諸種の不幸中にて先づ第一に注目せられたるは産業災害なり。産業災害の犠牲並びに其の家族に對する準備計畫には三種の方法あり。他の諸種の社會保險に於けるが如く此の制度に關しても先驅者たる獨逸は、千八百八十四年に於て雇主を相互災害保險組合の會員たらしむべき制度を採用したり。此等の組合は、災害の爲めに死に至たれる産業災害の犠牲或は其の家族に對して、一定の限度に於て賠償金を支拂ふに足るべき基金を準備せんが爲めに、其の會員に對して税金を課したり。此等の組合の經營は雇主其の者の手

中にありと雖も、皆な獨逸帝國保險局によりて監督せらるゝものにして、其の支拂はんとする賠償金が不足せる時は、勞働者及び其の家族より保險局に對して上告する事を得るものなり。此の災害保險に對する施設は千八百八十三年に創設せられたる疾病保險に對する施設を補ふものにして、且つ雇主に課したる負擔を軽くせんが爲めに災害に對する賠償の活動不能に陥れる時より第十四週目より始まるに過ぎず、災害の犠牲に對する準備金は疾病保險基金より支出せらるゝものなり、而して此の基金の大部分は雇主に於て負擔の義務を負へるものなり。此の制度の大なる効果は獨逸の雇主に對して出來得る限り災害の繁發と大なる危害とを避けんとする重大なる刺戟を與ふる事なり。總べての災害は雇主の團體に暴露せらるゝ事となるを以て、此等の團體は安全展覽會を組織し、監督材料を備へ、以て最新の安全裝置に關して雇主に注意を與たへ且つ其の經營せる會社に於て災害率の最も少なき會員に對し賞與並に其他の報酬を與へて之れを獎勵する方法を來イに至たれり。

國營災害保險 産業災害に對する準備の第二の制度は千八百九十四年ノルウェー諾威に於て開催せられたり。同國に於ては雇主は其の傭人の數及び賃銀及び其の従事せる産業の危険の程度を基礎とせる保險料を國立保險基金に對して支拂ふを要し、該保險基金

よりして法律に依りて定められたる賠償金を、災害の犠牲或は其の家族に對して支拂はるゝものなり。此の計畫の効果として主張せらるゝ所は其の全然災害に依りて影響を受くべき勞働者の爲めに最善の利益となるべき方針に依りて經營せらるゝの點にあり。國家が行政費を負擔するが故に、此の制度は又た雇主に對しても最少の經費を以て賠償の設備を爲すを得せしむるものなりと稱せらる。

勞働者賠償制度 災害賠償の第三計畫は所謂勞働者賠償制度にして千八百九十七年英國によりて採用せられたるものなり。此の計畫の下に於ては雇主は、職業に従事せる場合に於ける災害の犠牲者又は其の家族に對して、一定の條件に依つて賠償金を支拂の義務を負ふものなり、然れども雇主自ら特定の方法に依りて此の活動不能に備ふるの必要を規定せられず。若し彼等に於て望む場合に於ては、勿論各自雇主責任保險會社に加盟して、此の責任に對して保險する事を得べく、且つ彼等は事實に於て之れを爲せり、然れども彼等は保險を爲さざるべからざる義務を有せず、従つて彼等が破産せる場合に於ては、其の賠償金を支拂はざるべからざる義務ある勞働者は、先取權ある債權者に屬するものゝ外、其の損失に對して何等の保護を有せず。此の制度の効果として主張せらるゝ所のものは雇主の事業に對して最少限度の政府の干涉あるに過ぎ

ざる事なり。

1004

賠償主義を可とする議論 此等三種の制度中の孰れかは、現に歐洲に於ける總べての重要な諸國に於て採用せらるゝ所にして、災害の賠償費を勞働者其の者の負擔とせずして雇主に負擔せしめつゝあり。此の政策を是認する理由は産業災害より生ずる勞働者の損害は、雇主が他の生産に要する經費を負擔するが如く、雇主に於て負擔すべきものなりと考へらるべきものなり、而して此の負擔は總べての雇主に於て同額を負擔すべきものなるが故に、彼等雇主は通常其の生産物より得べき價格を少しく引上ぐる事に依りて此の損失を恢復する事を得べしと思惟せらるゝを以てなり。加之、生命及び手足の適當なる保護に關して相當の注意を拂ふべきものなりとせば、産業を遂行すべき状態を安全ならしむべき責任は全然雇主に於て負はざるべからず、而して被傭人の遭遇したる總べての災害を、其の故意に自ら犯したるもの、酩酊又は其他の劣悪なる行爲に依りて生じたるもの、外、之れを直接雇主の經濟上の損失に歸せしむるより他に確實に之れを實施せしむべき方法無かるべし。雇主は最初の程は災害の多くは被傭人の不注意に歸すべきものなりとの理由の下に此の政策に反對したりと雖も此の狀況に對する論理は遂に彼等をして之れに承服せしむるに至たれり。歐洲諸國に

於ては彼等は今や一般に、其の勞働者をして注意深く且つ深慮を有せしむる様訓練し、且つ其の使用する機械並びに勞働に従事せる場所を保護して、以て災害を産業其の者に固有のものにして到底免ぬかるべからざる最少限度まで引下ぐるの義務ある事を認め、従つて之れに要する經費は産業其の者に依りて負擔せざるべからざる事を自覺せり。

第三百四十五節 米國に於ける産業災害保險 災害保險制度は米國に於て深く注意せらるゝに至りたる數年以前に於て歐洲に於て實施せられて成功しつゝありたり。米國に於ける最近の重要な賠償法(千九百十年の紐育の法律)は直ちに法廷に於て憲法違反の宣告を受けたり。従前より實施せられたる雇主責任法に於ては、雇主は其の自己の怠慢に歸すべき災害に於てのみ負傷せる傭人又は其の家族に對して損害賠償の責任ありとせられたり。斯る雇主の怠慢の證據は多くの技術的防禦の方法に依りて蔽はれ、之れが爲めに實際に於ては災害中の極めて少部分のみに對する損害を集むる事を得るに過ぎざりき。之れが報復として、雇主が怠慢の責を受くべき場合に於ては勞働者に同情ある裁判官は、此の制度を歐洲諸國に於ける更に人道的にして且つ理論的なる賠償制度よりも、雇主の財政上の負擔を高價ならしむるが如き論告を爲すの

習慣に陥りたり。此等の明瞭なる缺點あるに拘らず、紐育控訴院は、雇主の怠慢に歸すべからざる災害に於て、假令最少限度の額と雖も雇主に對して賠償金を支拂はしむるは之れ適當なる法律上の手續に依らずして其の財産を奪ふものなり、且つ之れが爲めに憲法違反なりと主張せり。

憲法上の障礙 此の州憲法及び聯邦の憲法に於ける適當なる手續なる法文の解釋が一般的ならざる事は幾何も無くして華盛頓州の最高法院に於ける之れと直接反對の判決によりて例證せられたり。同州に於ては、千九百十一年に於て雇主に對して國立災害保險基金に對して保險料を支拂はしめ、此の基金よりして法律の定むる所に從ひ産業災害の犠牲或は其の家族に對して諾威式の計畫に依りて賠償金を支拂ふの法律を通過したり。此の法律の憲法に合致せる事を維持するに當りて、華盛頓の法廷は直接紐育法廷の關せる問題に對して、雇主の怠慢に歸すべからざる災害の賠償に就て雇主をして負擔せしむる事は適當なる法律上の手續に依る事なくして其の財産を奪ふものに非ずと主張したり。

償賠の撰擇制度 紐育の判決に依りて妨げられ、不信用なる雇主責任制度に代ゆるに償賠制度を以てしたる(千九百十三年)二十二州中の多くは間接の手段に依るべき結

果に到着したり。雇主をして勤務中に於て傷害を受けたる總べての勞働者に對して賠償金を支拂はしめ、或は此の目的の爲めに保險基金に對して料金の支拂を爲さしむるに至りたる代りとして、此等の諸州は災害事件に於ける損害訴訟に反對の生すべき技術的防禦を一掃し、且つ一定の賠償制度を定め、之れに依りて雇主は其の傭人の總べてに對して災害の原因如何を問はず負擔を分かつたざるべからざるも、雇主の責任よりして生ずるが如き重き負擔より免ぬかるゝ事を許るせり。此の曖昧なる制度に對する不満足はオハイオ及び加州をして其の憲法を改正して明確に災害賠償保險法の制定を認可せしむるに至たり。華盛頓州の法廷の判決と調和せる法廷の決定又は憲法の改正によりて、米國諸州の立法部及び合衆國議會は幾何も無くして憲法上の制限によりて妨げられざる産業災害問題を取扱ふ事を得るに至るべしと思惟せらる。

第三百四十六節 米國の採るべき政策の提議 最初米國の立法部に於て採用せられたる災害賠償制度は英國の制度に範りたりと雖も、將來に於ては他の計畫——即ち雇主相互の組合により或は政府の一省に於て行はるべき強制保險コンパルトリイシニエランスを撰擇するに至るべきは既に明かなり。産業の數及び種類に於ては獨逸帝國に對比する事を得べき、大なる産業を有せる諸州に於ては、大に雇主の相互災害保險組織の計畫を勸告せざるべか

らす。獨逸に於けるが如く、此の制度は雇主をして災害を出來得る限り最少限度に引下げしむるの原因となるべし。之れと同時に若しも州保険局が賠償金の支拂に關する總べての決定を有力なる權威を以て調査するの權限を賦與せられんか、之れ災害の犠牲者又は其の家族を保護するの設備として頗る満足なる手段たるべし。

小にして且つ發達せざる諸州に於ては官營保險の制度を採用するを可とせん。之れ多くの産業に於ては相互保險の組織を維持するに足るべき多數の雇主無かるべく、且つ多數の小保險組織を經營するの經費は、一個官營保險局の經費に比し其の負擔餘りに重きに過ぐべきを以てなり。此等の理由に依り西部並に中西部諸州の多くは華盛頓州の前例を學ぶに至るなるべく、之れと同時に數個の大産業州に於ては其の標本として獨逸の制度を採用し、且つ恐らく何等かの理由に依りて相互組織に加盟する事を欲せざる雇主に對し、之れが代用として官營保險局を維持するに至たらん。

時日の進むに従ひて、此等の兩計畫が何れも州の境界によりて制限を受くるに於ては不満足を感ずるに至るべし。隣接せる諸州に於ける種々の異なる賠償額及び賠償義務を果たすべき方法の異同が、相互に競争を事とし、且つ州界以外に於て會社を所有せる雇主に對して面倒を惹起せしむるに至たらん。州法の相違よりして生ずる混雜

を矯正すべき唯一の方法は災害賠償保險の國立制度を設立すべき國法を以て之れに代ゆるにあり。此の制度が合衆國憲法を改正せずして採用せらるべきやは疑問にして之れに關しては意見の一致を缺くが如し。然れども假令憲法上の改正を要するも尙ほ此の制度の輸入せらるゝに至るべき事の可能なるは、米國が年々同質の國家とし其の産業及び産業問題は單純なる州又は地方的狀況より眞の國家的經濟の域に進みつゝあるの事實によりて明白となれり。

第三百四十七節 獨逸の強制疾病保險制度 賃銀の收入を停止せしむるの原因として産業災害よりも更に重大なるは疾病及び夭折なり。獨逸は既に述べたるが如く千八百八十三年に於て強制疾病保險制度を採用したり、之れ其の翌年に於て實施したる強制災害保險制度の準備なりき。獨逸の疾病保險計畫は其の後改正せられ且つ擴張せられ、現今に於ては年額二千マルク或は以下の收入ある總べての勞働者に適用せられ且つ獨逸帝國內に於て利益を目的として雇傭せられたる人員の三分の二以上即ち約一千九百萬人を包含せり。(註、獨逸の全社會保險制度は千九百十一年に通過したる整理法によりて一法典として統一編纂せられたり。)勞働者の保險票を所有せるやを監視するの責任は其の雇主の負ふ所なり。彼等は疾病保險印紙を郵便局より購入し且つ毎週

所定の保険料に相當せる印紙を其の傭人の保険票に貼付せしなるものなり。雇主は此等の印紙料の三分の一を支拂はざるべからず、之れと同時に彼等は傭人の賃銀より残りの三分の二を控除する事を得るなり。即ち此の保険票は規定通りの保険料を支拂ひたる證據にして、且つ其の所有者は法律に依りて定められたる保険の特典を受くるの權利を有するものなり。此等の特典の實際的行政は帝國保險局に依りて監督せられたる六種の疾病保險組織によりて行はるゝものなりと雖も、事實上、被傭人、雇主及び無關係なる市民を代表する委員によりて經營せらるゝものなり。

特典設備 同制度の特典設備は極はめて豊富にして、(一)無料診察、藥品並びに眼鏡、義手、義足等の必要器具等の無料供給、(二)疾病に罹りたる第三日目以後及び必要に於ては二十六週間に亘る全期間内に賃銀の半額給與、(三)必要に際しては入院の自由及び入院料の無料、(四)疾病の爲めに死亡したる時は葬儀料として平均賃銀の二十倍に相當せる金額、(五)婦人労働者が産褥に就きし後六週間に亘る特殊の救濟、(六)生殘せる寡婦及び兒童に對する少額年金等の設備を含めり。此等の特典に對して、彼等が之れに加入することを得るが如く、其の基金を巧みに經營せられたる疾病保險組織、又は仁惠ある雇主よりして交附すべき他の特惠金を加ふる事を得べし。有名なるクラブ會社の如き

大なる雇主は其の傭人に對して強制保險法の要求せるよりも遙かに有利なる設備を爲せるを以て其の誇りと爲せり。

疾病統計 此の制度を實施せる結果として獨逸帝國は其の國內に存在せる疾病に關して極めて完全なる統計を有せり。平均に於て其の被保險人が毎年一人に付八日間の疾病ある事を發見せり。一年中に於ける總疾病日數を總死亡數に比較するに、一名の死亡者に對して絶えず平均三名の疾病あり。此の制度が始めて或る批評家の説きたるが如く、僞病の流行によりて疾病に關する報告の割合は著るしく増加したりと雖も、被保險者中の死亡率は、千八百八十八年に於ける各一千人に付き十人より、千九百七年に於ける千人に對する七人八分まで減少したり。

第三百四十八節 英國の國立保險 獨逸の強制疾病保險制度の成功せる事の最善の證據は、其の制度が其他の歐洲諸國によりて模倣せられたることなり。之れに關して最近に獨逸の例を學びたるは英國にして、其の國立疾病保險條例は千九百十二年七月十五日を以て開始せられたり。此の法律に依れば年額百六十磅以下の收入ある被傭人は疾病に對して保險に加盟せざるべからず、此れによりて千四百萬人の労働者は此の制度の下に保險せらるべき計算なりき。獨逸に於けるが如く、雇主は郵便局に於て

保險印紙を購入し、且つ之れを毎週總べての勞働者の所有せざるべからざる保險票に貼用せざるべからず。雇主の負擔額は聊か獨逸に於けるよりも多額にして、即ち各備人に對して毎週三片ペンスにして、之れと同時に男子勞働者に就ては毎週其の賃銀より控除せる四片、女子にありては其の賃銀より控除せる三片と共に保險印紙を貼用するを要するなり。賃銀が非常に安き時は雇主の負擔額は比較的多額ならしめたり、之れスエデン虛待制度を減せんとする見地より出でたるものなり。

特典設備 此等少額の保險料に國庫の負擔額を加へたるものに對して左記の如き特典を設けらる。即ち(一)無料診察藥品及び手當、(二)疾病中二十六週間に達するまで男子に對して一週十シリング女子に對しては六シリングを給與す、(三)醫師の命令により病院又は療養所に收容す、(四)被保險人の妻又は被保險者たる婦人が産褥にある時は三十シリングの産婦手當を給與す、(五)二十六週間後に於て活動不能の繼續する時は一週に付き五シリングの救濟金を給與す。

英國の制度は獨逸に於けるよりも保險料を定むる事單一にして且つ賃銀に關係無く一定せる特典を與ふるを以て、其の行政は更に統一せられたり。此の制度は其の成功せる事を認むべき記述を爲す事を得る程に久しきに亘りて實施せらすと雖も、最初

此れに對して反對したる人にして既に此の制度の後援者たるに至たれるものあり。此の制度に於て最も推奨すべき事項は其の必要とする病院及び療養所に對して多額の(年々百萬磅を下らざる設備を爲しつゝある事なり。英國に於ては獨逸に於けるが如く既に病氣に罹れる者に對して仁慈なる看護を爲すと雖も、尙ほ特に疾病及び死亡の豫防に對して重きを置きたるは正當なる政策なり。

第三百四十九節 獨逸の強制養老及び癱疾保險制度 産業災害又は疾病よりも罕れなりと雖も、往々之れよりも悲惨なるは老年による收入の杜絶及び貧窮なり。獨逸に於ては其の一般政策と調和して此の弊害を除去せんが爲めに、強制養老保險及び癱疾保險制度を採用したり。此の計畫は政府自身の經營せる所にして、各雇主は其の傭人が何れも十六歳に達したる時より養老及び癱疾保險票を所有せるやを監視せざるべからず。該保險票に對して雇主は毎週一定の保險料に相當する印紙を貼用せざるべからざるものにして其の印紙料の半額は自ら負擔し他の半額は傭人の賃銀より控除するものなり。此等の印紙を販賣したる價格によりて得たる基金よりして、總べての勞働者にして七十歳に達せるもの及び更に若年にて全無能力に陥りたる者に對して年々少額の年金を支拂ふものなり。保險料は極めて低廉にして賃率に従ひ一週